

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【会社名】	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
【英訳名】	Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ジョナサン・キンドレッド
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03-6836-5000
【事務連絡者氏名】	取締役 佐藤 保雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03-6836-5000
【事務連絡者氏名】	取締役 佐藤 保雄
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	10億円（予定）
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

##### (1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 2036年5月9日満期（期間20年）円建 満期償還時元本確保型 日経平均株価指数連動債券（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。）		
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	10億円（予定）（注1）	売出価額の総額	10億円（予定）（注1）
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 （以下「売出人」と称する。）		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	1,000,000円（注3）
利率	<p>（ ）2016年5月9日（同日を含む。）から2016年11月9日（同日を含まない。）までの初回利息期間：年（未定）%（年0.40%以上1.40%以下を仮条件とする。）</p> <p>（ ）2016年11月9日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）：</p> <p>（イ）評価価格が基準価格以上の場合 年（未定）%（年0.40%以上年1.40%以下を仮条件とする。）</p> <p>（ロ）評価価格が基準価格未満の場合 年0.10%</p> <p>（注1）（注4）</p>		
利払日	2016年11月9日（同日を含む。）以降満期日（同日を含む。）までの各年の5月9日および11月9日とし、修正翌営業日規則に従う。ただし、修正翌営業日規則に基づく当該利払日の調整は、各利息期間の日数計算または各利払日に支払う利息額の計算にあたって考慮されない。（注2）		
満期日	2036年5月9日とし、修正翌営業日規則に従う。（注2）（注3）（注5）		

#### 摘要

- (1) 本社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社を発行会社として2016年1月22日付で策定されたオファリング・サーキュラー（Offering Circular）に規定される社債（シリーズAおよびシリーズB）レギュレーションSプログラム（「本プログラム」）に基づきユーロ市場で発行され、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（「MSIピーエルシー」）がこれを引き受ける。本社は上場されない。発行会社は、2015年12月7日付で、本プログラムに基づき総額20億ドルの社債を発行することについて、取締役会の決議を経ている。
- (2) 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付は無い。本有価証券届出書の日付現在、発行会社の長期債務は、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社からA格、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA2格および株式会社格付投資情報センターからA格の格付を付与されている。
- (3) 本社債は銀行預金ではなく、米国連邦預金保険公社または米国の他の政府機関による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。
- (注1) 本社は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。同市場で発行される本社債の額面総額は10億円（予定）である。本社債の発行に関する未定および予定の条件は、本売出しにおける需要状況を勘案した上で、可能な限り投資家の需要に見合う売出額を確保することを念頭に、2016年4月22日までに決定される。したがって、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。
- (注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、ニューヨーク市もしくはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。

- (注3) 期限前償還されない場合、本社債の償還は、下記「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.1 約定償還 (1) 満期償還」に従い、額面金額の支払によりなされる。下記「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.1 約定償還 (1) 満期償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「2 売出しの条件 3 . 利息」および「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ」において定義される。
- (注4) 上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。本社債の付利は、2016年5月9日(同日を含む。)から開始する。なお、実際に決定される利率は、仮条件の範囲外となることがある。上記「利率」において使用される用語は「2 売出しの条件 3 . 利息」において定義される。
- (注5) 本社債は、各期限前償還判定日の日経平均株価終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。下記「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.1 約定償還 (2) 期限前償還」を参照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「2 売出しの条件 3 . 利息 3.2 日経平均株価の調整事由および定義等 (2) 指数調整事由」および「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.2 課税事由による償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「2 売出しの条件 3 . 利息」および「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ」において定義される。

## 2【売出しの条件】

売出価格	額面1,000,000円につき1,000,000円
申込期間	2016年4月26日より2016年5月2日まで
申込単位	額面1,000,000円単位
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人、売出取扱人(下記において定義する。)および登録金融機関(下記において定義する。)の日本国内の本店、各支店および各営業部店(摘要(4))
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	下記、摘要(4)を参照
売出しの委託契約の内容	下記、摘要(4)を参照

### 摘要

- (1) 本社債は2016年5月6日にユーロ市場で発行され、2016年5月9日に日本で受渡しが行われる。
- (2) 本社債の申込および払込みは、本社債の申込人が売出人または売出取扱人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従って行われる。売出人または売出取扱人に外国証券取引口座を開設していない申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人または売出取扱人から直接または登録金融機関を通じて申込人に対し外国証券取引口座約款が交付される。申込人が外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。
- (3) 本社債は、1933年米国内証券法(「証券法」)に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出または売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- (4) 売出人は、以下の金融商品取引業者(以下「売出取扱人」という。)に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

#### 売出取扱人

名称：三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

住所：東京都千代田区大手町1-9-5 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

- (5) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡り期および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

## 売出社債のその他の主要な要項

本社債は、発行兼支払代理人契約（下記において定義する。）に従いモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社（「発行会社」）が発行する社債の1シリーズである。

本社債は、とりわけ、モルガン・スタンレー（「MS」）、登録機関としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルク）エス・エイ（以下「登録機関」といい、これには本社債に関し随時任命される承継登録機関を含む。）、契約中に記載される各名義書換代理人（登録機関と総称して以下「名義書換代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継名義書換代理人および追加名義書換代理人を含む。）および財務代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ、ロンドン支店の承継人である）（以下「財務代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継財務代理人を含み、契約に従い任命された追加の支払代理人と総称して「支払代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継支払代理人およびスイス証券取引所に上場されている社債に関し支払代理人として行為するシティバンク エヌ・エイ、チューリッヒ支店を含む。）の間で2000年11月30日付で締結された発行兼支払代理人契約（2001年12月4日、2005年6月14日、2006年7月11日、2007年6月22日、2008年6月19日、2009年6月17日、2010年6月15日、2011年5月11日、2011年6月10日、2012年6月7日、2013年6月27日、2014年8月18日および2015年8月17日付の修正および改訂、ならびにその後随時の修正および/または改訂を含み、以下「発行兼支払代理人契約」という。）に従っている。財務代理人は、当初計算代理人も兼任する。以下、「代理人」とは、支払代理人を意味する。発行会社は、発行会社、販売代理人、財務代理人、主支払代理人、登録機関および名義書換代理人との間の2016年1月22日付加入契約に従い、発行兼支払代理人契約に加入した。

発行兼支払代理人契約の写しは、各支払代理人の指定事務所において通常の営業時間内に社債権者の閲覧に供される。

以下に本社債の要項（「社債要項」）を記載する。

### 1. 様式、単位および権利

#### 1.1 様式

発行会社は、本社債を記名式で発行する（「記名社債」）。

記名社債は、共同預託機関（またはそのノミニー）の名で登録される包括社債券の様式で発行され、包括社債券に記載される一定の状況において個別社債券に交換可能である。

記名社債は額面1,000,000円（「額面金額」）で発行される。

#### 1.2 権利

記名社債の所有権は、発行兼支払代理人契約の規定に従って登録機関が管理する社債登録簿（「社債登録簿」）に登録することにより移転する。社債の券面（個別に「本個別社債券」）は、記名社債の各保有者に対し、その登録された保有者に関して発行される。各本個別社債券には券面番号が付され、社債登録簿に登録される。「保有者」とは、記名社債の場合、当該時点において社債登録簿上に登録されている記名社債の名義人（共同保有の場合には、社債登録簿上最初に氏名が記載されている者）をいい、「社債権者」も同様に解釈される。

#### 1.3 保有

記名社債の保有者は（法により別段求められる場合を除き）、（該当の記名社債の期日が経過しているか否かを問わず、またこれに対する所有権、信託その他の利害の通知、その券面上の記述もしくは記名社債に関する本個別社債券上の記述（裏書方式の譲渡を除く）または従前における喪失もしくは盗失の通知にもかかわらず）あらゆる目的においてその絶対的な所有者とみなされ、いかなる者も当該保有者をそのようにみなすことにつき、責任を負うものではない。

#### 1.4 譲渡

下記第1.7項（登録停止期間）および第1.8項（譲渡および登録に関する規則）に従うことを条件として、記名社債は、登録機関または譲渡代理人の指定事務所において、必要事項を記載した裏書形式による譲渡証書が付された該当の本個別社債券を、当該登録機関または（場合により）当該譲渡代理人が譲渡人の所有権および譲渡証書に署名した個人の権限を証明するために合理的に要求する証拠を添えて引き渡すことにより譲渡することができる。但し、記名社債は、譲渡される記名社債の元本金額および（保有者の保有する記名社債の全部が譲渡されない場合は）譲渡されない記名社債の残高に係る元本金額が指定券面額でない場合は譲渡することができない。引き渡された本個別社債券の表章する記名社債全部について譲渡対象とされていない場合、譲渡人に対して、記名社債の残高につき新規の本個別社債券が発行される。

## 1.5 登録および交付

登録機関は、上記第1.4項（譲渡）に基づく本個別社債券の引渡しから5営業日以内に当該譲渡を登録し、その指定事務所もしくは（場合により）譲渡代理人の指定事務所において、または（当該保有者の請求により、その危険負担において）当該保有者が特定した住所宛の無保険の第1種郵便（海外宛ての場合は航空便）による郵送で、譲渡された記名社債と同額の元本金額を記載した新規の本個別社債券を、関連する各保有者に対して交付する。本第1.5項にいう「営業日」とは、登録機関または（場合により）譲渡代理人が指定事務所を置く都市において商業銀行が営業（外貨取引を含む。）を行う日をいう。

## 1.6 費用

記名社債の譲渡は、発行会社もしくは登録機関または譲渡代理人、あるいはそれらを代理する者が費用を負担することなく行われるが、当該譲渡との関連で賦課または課税されるあらゆる性質の公租公課は、登録機関または（場合により）当該譲渡代理人の請求により補償される。

## 1.7 登録停止期間

記名社債の保有者は、当該記名社債の元利金の支払期日前15日間において譲渡の登録を要求することができない。

## 1.8 譲渡および登録に関する規則

記名社債の一切の譲渡および社債登録簿への記入にあたっては、発行兼支払代理人契約に別紙として添付される記名社債の譲渡に関する細則に従う。この規則は、登録機関の事前の書面による承認を得て、発行会社によって変更される場合がある。現行規則の写しは、これを書面で請求した記名社債の保有者に対し、登録機関から（無料で）郵送される。発行会社は、米国内で、または米国人（レギュレーションSにおいて定義される。）に対する本社債の譲渡の承諾を拒否する権利を有する。

## 2. 地位

本社債は発行会社の直接かつ一般的な義務を構成し、他の本社債と同順位である。

## 3. 利息

### 3.1 利息の発生

本社債は、2016年5月9日（「利息開始日」）以降利息を生じ、当該利息は社債要項第5項（支払）の定めに従い、2016年11月9日（「初回利払日」）以降満期日（いずれも同日を含む。）までの各年の5月9日および11月9日（「利払日」）において後払で支払われる。ただし、期限前償還事由（社債要項4.1(2)において定義される。）が発生した場合の最終利払日は、期限前償還日（社債要項4.1(2)において定義される。）とする。

本項において、

「評価日」とは、各利払日（営業日規則に基づく調整後）の10取引所営業日前の日をいう。ただし、社債要項第3項に従うものとする。評価日が障害日に当たる場合、評価日は障害日に当たらない翌取引所営業日となる。ただし、評価日直後の3取引所営業日がいずれも障害日に当たる場合は除き、そのような場合は、(1)かかる3日目の取引所営業日が障害日であるという事実にかかわらず評価日とみなされ、かつ(2)決定代理人は、その単独かつ絶対的な裁量で、かかる3日目の取引所営業日の決定時刻現在における日経平均株価の水準を、初回の障害日の発生前に直近で有効であった日経平均株価の計算式および計算方法に従い、日経平均株価を構成する各有価証券その他の資産につき、かかる3日目の取引所営業日の決定時刻現在において本取引所で取引または建値が行われた価格（障害日の発生事由がかかる3日目の取引所営業日に当該有価証券に関して発生した場合は、かかる3日目の取引所営業日の決定時刻現在における当該有価証券の誠実な見積り額）を用いて決定する。

「評価価格」とは、評価日における日経平均株価終値をいう。

なお、ある特定の利息期間中に到来する期限前償還判定日（社債要項4.1(2)において定義される。）に期限前償還事由が発生した場合、当該利息期間を最終利息期間とし、当該利息期間の最終日に到来する利払日を最終利払日とする。

利息開始日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間（社債要項3.2(5)において定義される。）の利率は、決定代理人により、以下の通り決定される。

2016年5月9日（同日を含む。）から2016年11月9日（同日を含まない。）までの初回利息期間についてのみ、利率は年（未定）%とする。これにより、当該利息期間が終了する初回利払日に各本社債について（未定）円の利息額が支払われる。

2016年11月9日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息期間について、

- ( ) 関連する評価日における評価価格が基準価格以上である場合、利率は年(未定)%となる。これにより、当該利息期間が終了する利払日に各本社債について(未定)円の利息額が支払われる。または、
- ( ) 関連する評価日における評価価格が基準価格未満である場合、利率は年0.10%となる。これにより、当該利息期間が終了する利払日に各本社債について500円の利息額が支払われる。

「基準価格」とは、当初価格の80%に相当する価格をいう。ただし、小数第3位以下を四捨五入する。

「当初価格」とは、決定代理人が決定する、条件設定日における日経平均株価終値をいう。

「条件設定日」とは、2016年5月9日をいい、当該日が障害日にあたる場合は、社債要項第3項に従った評価日に関する調整に服する。

本社債はいずれも、最終償還期日以降は利息を生じない。ただし、かかる期日において償還金の支払が不適切に留保または拒絶された場合は、社債要項第3項に従い、( ) 当該本社債につき支払期の到来した金員の全額が該当する社債権者により、または社債権者のために受領された日、および( ) 当該本社債につき支払期の到来した金員の全額を受領した旨財務代理人が社債権者に通知した日から7日後の日(その後支払に不履行が生じた場合を除く。)のうちいずれか早期まで、(判決後においても判決前と同様に)引き続き利息を生ずる。

### 3.2 日経平均株価の調整事由及び定義等

#### (1) 承継指数

日経平均株価が(a)指数スポンサーによって計算および公表されず、決定代理人がその単独かつ絶対的な裁量で許容できる承継スポンサーによって計算および公表される場合、または(b)日経平均株価の計算に用いられたものと同一であるかまたは実質的に類似していると決定代理人が判断(かかる判断は決定代理人の単独かつ絶対的な裁量で下される。)する計算式または計算方法を用いた指数によって代替される場合、かかる指数(「承継指数」)は日経平均株価とみなされる。

#### (2) 指数調整事由

( ) 評価日以前に、指数スポンサーが、日経平均株価の計算式もしくは計算方法について重大な変更を行い、もしくはその他の方法により日経平均株価を重要な点で修正(構成有価証券および時価総額その他の定型的な項目に変更があった場合にかかる日経平均株価を維持するために、当該計算式もしくは計算方法において予め定められる修正を除く。)し(「指数修正」)、もしくは日経平均株価を恒久的に無効とし、承継指数も存在しない(「指数無効化」と公表した場合、または( ) 評価日において、指数スポンサーが日経平均株価の計算および公表を懈怠した場合(「指数障害」といい、指数修正および指数無効化と総称して、それぞれ「指数調整事由」)、(A)指数修正または指数障害の場合、決定代理人は、当該指数調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすかについて判断し、及ぼす場合には、その単独の絶対的な裁量において、日経平均株価の公表済みの水準に代えて、当該評価日現在の日経平均株価の水準を用いて、かかる変更、懈怠または無効化の前に直近で有効であった日経平均株価の計算式および計算方法に従い、ただし、当該指数調整事由の直前における日経平均株価を構成する構成有価証券のみを用いて、関連する決済価格を計算するものとし、また(B)指数無効化の場合、発行会社は、その後いつでも、かつその単独かつ絶対的な裁量で、その後の日付における本社債の償還を決定することができる。発行会社が本社債の償還を決定した場合、発行会社は社債権者に対して少なくとも5営業日前に本社債の償還を通知し、償還時に、発行会社は各本社債に関し、決定代理人がその単独かつ絶対的な裁量で選定した日(本社債の償還日前15日超とならない日とする。)における、当該本社債の公正市場価額に等しい金額から、関連ヘッジ契約の解約に際して発行会社および/もしくはその関係会社に生じた合理的な経費、または発行会社および/もしくはその関係会社の実現した損失につき当該本社債に帰せられる割合(すべて決定代理人がその単独かつ絶対的な裁量で計算する。)を差し引いた金額を支払う。本社債に基づく発行会社の義務は、当該金額の支払をもって全額充足される。発行会社が、該当する本社債の継続を決定した場合、決定代理人は、最終償還金額または決済価格に関連した計算式、およびその他変動しうる本社債の決済・支払条項につき、決定代理人がその単独かつ絶対的な裁量で適切であるとみなす調整(もしあれば)を行い、かかる変更または調整は、決定代理人が決する日付で効力を生ずる。

#### (3) 日経平均株価の水準の訂正

指数スポンサーが公表し、決定代理人が本社債に基づく計算または決定(「当初決定」)を行うために利用する日経平均株価の水準がその後訂正され、当該訂正(「訂正後価額」)が当初公表後、満期日前までの決済期間において、指数スポンサーによって公表された場合、決定代理人は、発行会社および計算代理人に、合理的な範囲で可及的速やかに訂正後価額を通知し、訂正後価額を用いて関連する価額を決定する(「代替価額の決定」)。代替価額の決定の結果が当初決定の結果と異なる場合、決定代理人は、必要かつ実行可能と判断される範囲で、しかるべく本社債の関連する条項を調整することができる。

## (4) 通知

指数調整事由が発生した場合、決定代理人は、実務上可能な限り速やかに、社債要項第13項(通知)に従い、社債権者に対して当該事由に関連して予定される措置の詳細を通知する。

## (5) 定義

「関連取引所」とは、大阪取引所、関連取引所もしくは相場表示システムの承継機関、または日経平均株価に係る先物取引およびオプション取引が一時的に移転されている代替の取引所もしくは相場表示システム(ただし、日経平均株価、に係る先物取引またはオプション取引に関して、かかる一時的な代替の取引所または相場表示システムにおいても当初の関連取引所と同等の流動性があると決定代理人が判断していることを条件とする。)をいう。

「決済期間」とは、日経平均株価の構成有価証券の本取引所における取引後の決済期間日に係る、当該取引所の規則に従って通常決済が行われる期間をいう。この関係において「決済期間日」とは、ある決済システムに関して、当該決済システムが決済指図を受領し実行するために業務を行う日をいう。

「決定時刻」とは、評価がなされる日経平均株価について、関連する本取引所の予定終了時刻をいう。当該本取引所が予定終了時刻より前に終了し、特定の決定時刻が通常の立会時間の実際の終了時刻より後となる場合には、かかる実際の終了時刻を決定時刻とする。

「決定代理人」とは、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社をいう。決定代理人は、発行会社または社債権者の代理人としてではなく、専門家として行為する。決定代理人が利息額に関して行った一切の決定、検討および判断は、明白な誤り、故意の不履行または背信がない限り、最終的かつ確定的であり、決定代理人は、自己に故意の不履行または背信がある場合以外は当該決定に関して何ら責任も負わない。

「構成銘柄」とは、日経平均株価を構成する有価証券をいう。

「市場混乱事由」とは、( )取引障害、もしくは( )取引所障害(いずれも決定代理人が重大であると判断するもの)が該当する決定時刻に終了する1時間において存在もしくは発生すること、または( )早期終了をいう。いずれかの時点で日経平均株価に関して市場混乱事由が存在するか否かを決定する目的上、ある時点で日経平均株価に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合、日経平均株価の水準に対する当該有価証券の寄与部分の割合は、(x)当該有価証券に帰せられる日経平均株価の水準の割合、および(y)日経平均株価全体の水準(いずれも市場混乱事由発生直前のもの)との比較を基礎とする。

いずれかの時点において構成銘柄に関して市場混乱事由が存在するか否かを決定する目的上、当該時点でかかる構成銘柄に関して市場混乱事由が発生した場合、日経平均株価の水準に対して当該構成銘柄の寄与部分の割合は、(x)当該構成銘柄に帰せられる日経平均株価の水準の割合と(y)日経平均株価全体の水準(いずれの場合も、指数スポンサーが市場「取引開始時データ」の一部として公表した取引開始時の公式の組入率を用いる。)との比較を基礎とする。

「指数スポンサー」とは、日経平均株価に関して(a)日経平均株価に係る規則および手続、ならびに計算および調整の方法を設定および検討する責任を負い、また(b)各取引所営業日において、正規に日経平均株価の水準を(直接にまたは代理人を通じて)公表する、法人その他の事業体をいう。

「障害日」とは、本取引所または関連取引所がその通常の立会時間において取引のために業務を行わず、または市場混乱事由が生じた取引所営業日をいう。

「早期終了」とは、日経平均株価の水準の20%以上を構成する有価証券に係る本取引所、または関連取引所における、取引日の予定終了時刻前の終了をいう。ただし、かかる早期の終了が、当該本取引所または関連取引所により、( )当該本取引所または関連取引所にかかる取引日における通常の立会時間の実際の終了時刻、および( )当該取引日の決定時刻における取引実行のための、本取引所または関連取引所のシステムに登録される注文の提出期限、のいずれか早い時点の少なくとも1時間前に公表される場合を除く。

「取引障害」とは、( )日経平均株価の水準の20%超を構成する有価証券に係る本取引所に関して、または( )関連取引所における日経平均株価に関連した先物取引もしくはオプション取引において、本取引所、関連取引所またはその他により許容された制限を超えた価格変動を理由とするか否かを問わず、本取引所または関連取引所その他による取引の中断または制限をいう。

「取引所障害」とは、( )日経平均株価の水準の20%以上を構成する有価証券に関連した本取引所において日経平均株価の取引を実行し、もしくはその市場価額を取得する、または( )関連取引所において日経平均株価に関して先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその市場価額を取得する市場参加者の能力を一般に混乱させもしくは損なうと決定代理人が判断する、早期終了以外の事由をいう。

「取引所営業日」とは、本取引所および関連取引所が、それぞれの通常の立会時間に関して取引のために業務を行うことが予定される日をいう。

「取引日」とは、本取引所および関連取引所が、予定終了時刻前に終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の立会時間において取引のために業務を行う取引所営業日をいう。

「日経平均株価」とは、指数スポンサーとしての株式会社日本経済新聞社が公表する、本取引所において取引されている225銘柄から構成される株価指数である日経平均株価をいう。詳細は第4.1項の「日経225に関する情報」を参照。

「日経平均株価終値」とは、決定代理人が決定する、取引所営業日の決定時刻現在の日経平均株価をいう。

「本取引所」とは、東京証券取引所または日経平均株価の構成銘柄である株式の取引が一時的に移転されている代替の取引所もしくは相場表示システム(ただし、日経平均株価の構成銘柄である株式に関して、かかる一時的な代替の取引所または相場表示システムにおいても当初の本取引所と同等の流動性があると決定代理人が判断していることを条件とする。)をいう。

「予定終了時刻」とは、本取引所または関連取引所および取引所営業日につき、当該取引所営業日に関して予定された本取引所または関連取引所の平日の取引終了時刻をいう(取引時間終了後またはその他通常の立会時間外での取引を考慮しない。)

「利息期間」とは、利息開始日またはいずれかの利払日(修正翌営業日規則による修正を行わない場合のもの。)(いずれも同日を含む。)から次の利払日(同日を含まない。)までの期間をいう。

### 3.3 利息額の計算

決定代理人は、各利息期間の金利決定後可及的速やかに、当該利息期間に関して支払われる各本社債の利息額を計算する。利息額は、1,000,000円に当該利息期間の金利を乗じた積に、日数計算式(30/360)(ISDA)の結果を乗じ、それを直近の整数に四捨五入することにより算定する。

日数計算式(30/360)(ISDA)は、当該期間の日数(1年を1ヶ月30日の12ヶ月で構成される360日とし、1ヶ月未満の日数については実経過日数を基礎に算定する。)を360で除した日数となる。

「日数計算式(30/360)(ISDA)」とは、一定の期間(「計算期間」)を対象とする金額の計算に関し、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360)(ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「 $Y_1$ 」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「 $Y_2$ 」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「 $M_1$ 」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「 $M_2$ 」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「 $D_1$ 」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。但し、その数値が31である場合には、 $D_1$ は30とする。

「 $D_2$ 」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。但し、その数値が31であり、かつ $D_1$ が29より大きな数値である場合には、 $D_2$ は30とする。

ただし、計算期間の日数の算出に際しては、その計算期間の初日を含み、最終日を含めないものとする。

### 3.4 公表

決定代理人は、決定した各金利および利息額ならびに該当の利払日、ならびに決定を求められたその他の金額および該当の支払日を、当該決定後可及的速やかに、発行会社および計算代理人へ通知する。決定代理人は、該当の利息期間が延長または短縮される場合は、通知を行わずに(上記規定に基づき)利息額を再計算することができる。

### 3.5 通知等

社債要項第3項に関して決定代理人が付与、表示、実施または入手する一切の通知、意見、決定、証明、計算、相場表示および判断は、(明白な誤りがない限り)発行会社、支払代理人、社債権者に対して拘束力を有し、(上記に従うことを条件として)当該目的に係る権能、責務および裁量権について行使または不行使があっても、決定代理人はかかる者に対する責任を負わない。

## 4. 償還および買入れ

### 4.1 約定償還

#### (1) 満期償還

従前に償還、買入れまたは消却が行われておらず、かつ、期限前償還事由が発生していない限り、現金決済が適用され、(額面金額の)各本社債は、満期日に額面金額で償還される。

本項において、

「満期日」とは、2036年5月9日をいい、修正翌営業日規則に従う。



## (2) 期限前償還

決定代理人が、期限前償還事由が発生した旨決定した場合、（額面金額の）各本社債は、期限前償還日に、額面金額に等しい円貨額（および、期限前償還日において支払われるべき利息額がある場合には、当該利息額）の支払により償還される。

本項において、

「期限前償還事由」とは、決定代理人の判断において、期限前償還判定日において、評価価格がトリガー価格以上となった場合をいう。

「期限前償還日」とは、満期日を除く、2019年5月9日（同日を含む。）以降の各利払日をいう。利払日が営業日でない場合には、当該利払日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

「期限前償還判定日」とは、期限前償還日の10取引所営業日前の日にあたる評価日をいう。期限前償還判定日が障害日である場合は、下記の評価日の調整規定が準用され、期限前償還判定日は調整される。

「トリガー価格」とは、当初価格の130%に相当する価格をいう。ただし、小数第3位以下を四捨五入する。

## 日経225に関する情報

### 概略

別段の定めのない限り、日経225に関する本有価証券届出書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における指数スポンサーの方針を反映するものである。かかる方針は指数スポンサーにより任意に変更されることがある。

日経225は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、指数スポンサーが算出し公表する株価指数である。日経225は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

日経225の算出および公表の実務を運営する指数スポンサーは、日経225の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を、指数スポンサーが修正または変更しない保証はない。

日経225は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経225における各構成銘柄の加重値は発行会社の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、（ ）各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、（ ）その積を合計し、（ ）その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2016年3月29日現在25.462となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を指数スポンサーの設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。株式の額面制度は2001年10月1日をもって廃止され、2001年9月30日時点で採用されていた各構成銘柄の同日の額面価格を以って、みなし額面価格として設定された。日経225の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経225の値は、東京証券取引所の取引時間中15秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外、株式の銘柄の入替え、株式配当または株式分割などの一定の変更が生じた場合には、日経225の値が継続的に維持されるように、日経225を計算するための除数は、日経225の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経225の値）がその変更の生じる直前の日経225の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、指数スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、指数スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- ( ) 倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理ポスト入りまたは上場廃止
- ( ) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- ( ) 債務超過などその他の理由による上場廃止または整理ポスト入り
- ( ) 東京証券取引所第二部への指定替え

監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となる。構成銘柄からある株式を除外した場合には、指数スポンサーは、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの限定期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経225を計算することがある。この期間にあっては、銘柄を追加、除外または入替えする都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

#### 4.2 課税事由による償還

本社債は、発行会社が、その単独の裁量により、本社債に関して社債要項第6項(課税)に記載される源泉徴収または控除を行う義務を負っているかまたは負うことになるかと判断した場合、発行会社の選択により、下記に記載する償還通知の付与をもって、満期前に一括で償還(一部償還は認められない。)することができる。償還価格は、決定代理人が、その単独かつ絶対的な裁量で選択した日(本社債の償還日前15日超とならない日とする。)における、当該本社債の公正市場価額に等しい金額から、関連ヘッジ契約の解約に際して発行会社および/もしくはその関係会社に生じた合理的な経費、または発行会社および/もしくはその関係会社为实现した損失につき当該本社債に帰せられる割合(すべて決定代理人がその単独かつ絶対的な裁量で計算する。)を差し引いた金額である。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合には社債要項第13項(通知)に従いこれを通知する。

発行会社は、上記に基づき償還通知を付与する前に財務代理人に以下を交付する。

( ) 発行会社が償還を行う権利を有している旨およびかかる償還を行う権利の前提条件が充足されていることを示す事実の記述が記載された証明書、および、

( ) 定評ある独立の法律顧問が上記の事実の記述に基づき作成した意見書

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は通知において特定される。

#### 4.3 買入れ

発行会社、またはMSの各子会社は、本社債を何時でも公開市場その他を通じて任意の価格で買入れることができる。

#### 4.4 消却

償還された本社債の全部は、消却され、また、発行会社、またはMSの各子会社が買入れた本社債の全部は、かかる買入を行った者の裁量により消却することができる。償還または買入消却された本社債については、いずれもこれを再発行または再販売することはできない。

#### 4.5 証券法令の遵守

本社債の保有者が、米国人(レギュレーションSにおいて定義される。)であると判断された場合、発行会社は、( )米国人(レギュレーションSにおいて定義される。)以外の者に対して、当該保有者が有する当該本社債に係る持分を売却させるか、もしくは当該保有者を代理してかかる持分を売却する権利、または( )当該本社債を終了および消却する権利を有する。上記に従い本社債が終了および消却された場合でも、当該社債権者には何らの金員も支払われず、発行会社は、当該本社債について以後何らの義務も負わないものとする。

#### 4.6 追加的混乱事由

(a) 追加的混乱事由の発生後、発行会社はその単独かつ絶対的な裁量をもって、関連する本社債の継続または早期償還を決定する。

(b) 発行会社が関連する本社債を継続すべきと決定した場合、決定代理人は、関連プライシングサプリメントに記載される最終償還金額および/もしくは決済価格の計算式ならびに各場合における関連する本社債の償還、決済もしくは支払条件に関するその他の変動値に関して、決定代理人としてその単独かつ絶対的な裁量をもって適切と考える調整(もしあれば)、ならびに/または、その他の調整を行うことができる。これらの変更もしくは調整は決定代理人の決定する日に有効となる。

(c) 発行会社が関連する本社債を早期償還すべきと決定した場合、発行会社は本社債の償還について少なくとも5営業日前の通知を行い、本社債に基づく発行会社の義務は、各本社債に関して、決定代理人がその単独かつ絶対的な裁量で選択した日(ただし、かかる日は本社債の所定の償還日から15日より前の日とはしないものとする。)における本社債の公正市場価額に等しい額から、関連ヘッジ契約を解約するための発行会社および/もしくは関連会社の合理的な経費または発行会社および/もしくは関連会社が認識した損失(すべて決定代理人がその単独かつ絶対的な裁量で計算した経費または損失の額とする。)のうち、本社債に帰せられる部分を差し引いた額について支払が行われた時点で、全額充足される。

(d) 発行会社は、追加的混乱事由の発生を、その状況下において合理的な範囲で可及的速やかに財務代理人および決定代理人に通知する。

(e) 本項において、

「追加的混乱事由」とは、本社債のシリーズに関して、法の変更、ヘッジ障害およびヘッジ費用の増加、ならびに適用されるプライシングサプリメントにおいて当該本社債の追加的混乱事由に指定される他の一または複数の事由をいう。

「法の変更」とは、取引日以降において、(A)適用法令(租税関連法を含むがこれに限定されない。)の採択または変更により、または(B)管轄裁判所、裁定機関または規制当局による適用法令の公布または解釈の変更(租税関連当局の講ずる措置を含む。)により、発行会社が、(x)指数に対するエクスポージャーを提供する金

融商品または約定の保有、取得または処分が違法となる、または(y)本社債に係る義務の履行にあたり、重大な増加費用を負う(租税債務の増加、税控除額の減少またはその他の租税ポジションへの悪影響に起因した場合を含むがこれらに限定されない。)ことになる、と判断することをいう。

「ヘッジ障害」とは、発行会社が、商業上合理的な努力を尽くしたにもかかわらず、(A)本社債に基づく義務の締結および履行のリスクをヘッジするために発行会社が必要とみなす取引または資産を取得、成立、再成立、差替え、維持、解約または処分すること、または(B)当該取引または資産の代り金を実現、回復または送金することができないことをいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、(A)本社債に基づく義務の締結および履行のリスクをヘッジするために発行会社が必要とみなす取引または資産を取得、成立、再成立、差替え、維持、解約または処分するため、または(B)当該取引または資産の代り金を実現、回復または送金するために、(取引日前に存在していた状況と比較して)大幅に増加した金額の公租公課、費用もしくは手数料(仲介委託手数料を除く。)が発行会社に生ずることをいう。ただし、発行会社の信用力の低下のみを理由に生じた大幅な金額の増加については、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

## 5. 支払

### 5.1 元本

元本の支払は、円建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに記名社債の保有者が申請した場合には、支払受領者が東京の銀行において維持する円建て口座に振り込むことにより、または(償還の場合)支払代理人の指定事務所における当該本個別社債券の引渡し(一部のみの支払の場合、裏書き)により、行われる。

### 5.2 利息

利息の支払は、円建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに記名社債の保有者が申請した場合には、支払受領者が東京の銀行において維持する円建ての口座に振り込むことにより、また(償還時に支払う利息の場合)支払代理人の指定事務所における当該本個別社債券の引渡し(一部のみの支払の場合は、裏書き)により、行われる。

### 5.3 会計関連法令に基づく支払

記名社債に関する一切の支払は、いずれの場合も、支払地で適用される会計その他の法令に従って(ただし、社債要項第6項(課税)の規定を損なうことなく)行われる。かかる支払に関して、社債権者にはいかなる手数料または費用も請求されない。

### 5.4 支払営業日における支払

支払が口座送金によって行われる場合、(支払期日付け、または支払期日が支払営業日(下記において定義する。)に該当しない場合は翌支払営業日付けで)支払指図が行われ、また支払が小切手によって行われる場合、小切手は、( ) (償還時に支払われる元利金の支払の場合)支払期日と、支払代理人の指定事務所における当該本個別社債券の引渡し(または、一部のみの支払の場合、裏書き)の日のうちいずれか後に到来する日、および( ) (償還時以外に支払われる元利金の支払の場合)支払期日に郵送される。記名社債券の保有者は、(A)支払期日が支払営業日に該当しないこと、または(B)社債要項第5項に従って郵送された小切手が支払期日後に到着したか、または郵送中に紛失したことに起因する支払の遅延に関して、利息その他の支払を受領することはできない。

本項において「支払営業日」とは、東京、ニューヨーク市およびロンドンにおいて外貨取引が行われる日をいう。

### 5.5 一部支払

発行会社は、支払代理人が記名社債に関し一部のみを支払った場合、かかる支払の金額および日付を社債登録簿に記載し、また本個別社債券の呈示に対して一部の支払が行われた場合、かかる支払の金額および日付の明細をかかる本個別社債券に裏書きすることをあつせんする。

### 5.6 基準日

記名社債に関する各支払は、かかる支払の期日の15日前(「基準日」)において、登録機関の指定事務所所在地における営業開始の時点で、社債登録簿に保有者として記載されている者に対して行われる。記名社債に関する支払が小切手で行われる場合、当該基準日の営業開始の時点で、社債登録簿に保有者の住所として記載される住所宛に当該小切手を郵送する。

## 5.7 通貨の利用不能

発行会社が、記名社債の元本ならびに割増金、利息および/または追加額(もしあれば)の支払に当たって指定通貨を利用できない場合(為替管理の発動その他発行会社の制御を超える状況によるか、または指定通貨の発行国政府が当該通貨の使用を中止し、もしくは国際的な銀行業界における公共の機関が取引の決済にこれを用いなくなったことによるかを問わない。)、(かかる場合、当該記名社債について「通貨の利用不能事由」が発生したものとみなされる。)発行会社は、支払日において、当該支払日または直近の実施可能な日付の実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払を行うことにより、社債権者に対する義務を充足することができる。この相場は、当該支払日の2営業日前のニューヨーク市時間午前11時頃に、相場提示ディーラーが、

- ( ) 支払日における決済のため、指定通貨を米ドルで、
- ( ) かかる本社債の保有者または実質所有者に支払うべき指定通貨の金額の合計において、かつ、
- ( ) 該当のディーラーが契約履行を約する条件で

購入するために、為替相場決定代理人が公認の外国為替ディーラー3社から受領する、ニューヨーク市における買い気配値の最高値を基礎とする。

かかる買い気配値が入手できない場合、為替相場決定代理人は、その単独の裁量により、市場為替相場を決定することができる。為替相場決定代理人による一切の決定は、明白な誤りのない限り、あらゆる目的において確定的であり、発行会社および社債権者に対して拘束力を有する。プライシングサプリメントに別段注記される場合を除き、MSIピーエルシーが為替相場決定代理人を務める。為替相場決定代理人がモルガン・スタンレーの関係会社でない場合は、相場提示ディーラーの1名がこれを務める場合がある。

なお、必要な支払が利用不能な指定通貨建てである場合、実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払が行われても、期限の利益喪失事由とはならない。

上記の規定は、指定通貨がユーロに代替されたために利用不能となった場合には適用されない。ユーロが指定通貨を代替した場合、発行会社は、その影響を受ける本社債の保有者の同意を得ることなく、欧州共同体設立条約(「EC条約」)に従って、またはこれを理由として講じられる法的に適用される手段に適合した方法で、指定通貨建ての本社債の元本、割増金(もしあれば)または利息(もしあれば)を、指定通貨に代えてユーロで支払うことができる(または、適用法により求められる場合はユーロで支払う。)。必要な支払が利用不能な指定通貨建てである場合、上述した米ドルまたはユーロ建てで支払が行われても、期限の利益喪失事由とはならない。

## 6. 課税

### 6.1 追加額

発行会社は本シリーズの社債に関して、下記の例外と限定に従い、本社債に係る元利金およびその他本社債について支払われる金員の純支払額が、当該支払に対してまたはその支払の結果米国またはその行政上の下部組織もしくは課税当局によって課される現在または将来の租税、賦課金または公租公課の源泉徴収後において、当該時点に支払期の到来している本社債の所定の金額を下回らないようにするために必要な追加額(「追加額」)を、非米国人(下記において定義する。)である社債権者に支払うものとする。

発行会社は、下記を理由とする社債権者に対する追加額の支払を行うことを要しない。

(a) 以下が生じていなければ課されなかったであろう現在または将来の租税、賦課金その他の公租公課

- ( ) 社債権者、または当該社債権者が遺産財団、信託、パートナーシップまたは法人である場合は、その受認者、信託設定者、受益者、構成員もしくは株主が、現在または過去において米国およびその属領と関係を有していたかまたは有していること(当該社債権者、またはその受認者、信託設定者、受益者、構成員もしくは株主が、米国民もしくは米国の居住者であることもしくはあったこと、米国内で商業もしくは事業を行っていることもしくは行っていたこと、もしくは米国内に滞在していることもしくは滞在していたこと、または米国内に恒久的施設を有していることもしくは有していたことを含むが、これらに限定されない。)、または、
- ( ) 社債権者が、支払期日または支払額に対する引当金設定日のうちいずれか後に到来する日から15日を超えて支払のために呈示を行ったこと。

(b) 遺産税、相続税、贈与税、売上税、資産移転税、キャピタル・ゲイン課税、法人税、所得税もしくは人的財産税またはこれらに類する税金、賦課金もしくは公租公課

(c) 社債権者が現在または過去において、米国の同族持株会社もしくは被支配外国法人、もしくはパッシブ外国投資会社であるかもしくはあったこと、米国連邦所得税を免脱するために収益を蓄積した法人であるかもしくはあったこと、または民間財団その他の非課税団体であるかもしくはあったことを理由に課される税金、賦課金その他の公租公課

(d) 本社債に関する支払からの源泉徴収以外の方法で支払われる税金、賦課金その他の公租公課

- (e) 税金、賦課金その他の公租公課の免除もしくは適用除外の前提条件として、米国またはその行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または規則により、本社債の社債権者または実質所有者の国籍、居住地または身元に関する証明、情報その他(なお、疑義を避けるために付言すると、条約特典の適用を受ける資格の立証に必要な証明およびその他の要件を含む。)につき報告要件を遵守するよう要求されている場合において、かかる遵守を怠らなければ課されることのなかった税金、賦課金その他の公租公課
- (f) 米国内国歳入法第1471条ないし第1474条(改正を含む。)および同法に基づき公布された適用される米国財務省規則または当該条項を実施する公表済みの行政指針ならびにこれに類似する米国以外の法令に従って課される源泉徴収税(当該条項、規則、指針または法令に関連した政府間合意または課税当局との間の個別契約に基づく源泉徴収を含む。)
- (g) 米国内国歳入法第871条(m)(改正を含む。)および同法に基づき公布された適用される米国財務省規則または当該条項を実施する公表済みの行政指針により課される税金、賦課金その他の公租公課
- (h) 社債権者が、モルガン・スタンレーの全クラスの議決権株式に係る総議決権の10%以上の実質的なもしくは推定上の所有者として、またはモルガン・スタンレーの直接もしくは間接の子会社としての地位を従前に有していたかまたは現在有していることを理由に課される税金、賦課金その他の公租公課
- (i) 上記各号のいずれかの組合せ

発行会社は、

- ( ) (A) 該当する本社債を欧州連合加盟国における他の支払代理人に呈示することによってかかる源泉徴収または控除を回避することのできた社債権者により、またはこれを代理して、支払のために呈示された本社債に関して、または(B) 当該源泉徴収または控除が、貯蓄収入への課税に関する欧州連合指令2003/48/EC(「EU指令」)またはEU指令を実施もしくは遵守もしくはそれに準拠するために導入される法律に従い要求される場合において支払のために呈示された本社債に関して、または、
- ( ) (A) (1) 該当する本社債の発行時に有効な租税特別措置法(1957年法律第26号、その改正を含む。)(以下「租税特別措置法」という。)第6条に基づき、民間国外債に適用される日本の所得税の控除(源泉徴収税を含む。)との関係において、日本の所得税法上、日本の居住者個人もしくは日本法人に該当し、または日本の居住者個人もしくは日本法人ではなくとも租税特別措置法施行令に定められた発行会社と特別な関係を有する者に該当し、または(2) 当該本社債を単純に所有する以外で、課税権限を有する日本またはその下部組織もしくは課税当局(以下「税務管轄」という。)との関係を有するために、当該本社債または受領金について税金、債務、調査、行政の請求を負担すべき保有者またはこれを代理する第三者に対して、または(B) 当該源泉徴収または控除の適用除外に関して日本法の要件に該当しない保有者またはこれを代理する第三者に対して、追加額の支払を要求されない。

また受認者、パートナーシップまたは当該支払の唯一の実質所有者以外の者である非米国人に対する本社債に係る一切の支払について、かかる支払が、自らが社債権者であれば追加額を受領する権利を有していなかったであろう当該受認者に関する受益者もしくは設定者、当該パートナーシップの構成員、または実質所有者の所得に税務上算入されることが米国(またはその行政上の下部組織)の法律によって求められる場合、追加額は支払われない。

なお、「非米国人」とは、米国連邦所得税法上の外国法人、非居住者の外国人個人、外国遺産財団もしくは外国信託の非居住者の外国人受認者、または構成員の1名以上が外国法人、非居住者の外国人個人もしくは外国遺産財団もしくは外国信託の非居住者の外国人受認者である外国パートナーシップをいう。

## 6.2 その他の追加額は支払われない

発行会社による元利金の支払はすべて、税務管轄によって課税、課金、徴収、源泉徴収または賦課されるあらゆる種類の税金、租税、賦課金または公租公課も課されることなく、また、源泉徴収または控除されることなく行われるものとする。発行会社は、社債要項第6.1項(追加額)に定める場合を除き、かかる源泉徴収または控除を理由として追加額を支払う義務を負わないものとする。

## 6.3 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本の税法」という。)上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- ( ) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- ( ) 本社債の利息は、一般的に課税対象の利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉所得税が課される（租税特別措置法第3条の3、地方税法71条の5および6）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）、内国法人に対する支払については、15.315%の国税のみ）。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率が適用される。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- ( ) 本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- ( ) 日本国の居住者である個人に関し、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- ( ) 本社債に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、原則として日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

## 7. 期限の利益喪失事由

### 7.1 期限の利益喪失事由

下記事由（それぞれ「期限の利益喪失事由」）の一が発生し継続している場合、すなわち、

#### (a) 不払

発行会社が、本社債の元本をその支払期日から7日以内に支払わない場合、または本社債の利息をその支払期日から30日以内に支払わない場合

#### (b) その他の義務違反

倒産等による場合を除き、発行会社が本社債に基づきまたはこれに関して負うその他の義務を履行または遵守せず、書面による催告（本社債の元本総額の25%以上を有する社債権者が、発行会社に宛てて行うもの）が発行会社および財務代理人の指定事務所に交付されてから60日を経過してもかかる不履行が是正されない場合、または、

#### (c) 倒産等

( ) 発行会社が倒産または債務をその履行期に支払うことができなくなった場合、( ) 発行会社またはその事業、資産もしくは収益の全部もしくは大部分に関して管理人または清算人が任命された場合（合併、組織再編または倒産時の再建を目的としたまたはこれに従って行われる場合を除く。）、( ) 発行会社が債権者一般との間でまたはその利益のために和解手続を講ずる場合、または( ) 発行会社の閉鎖、清算または解散が命令されたかこれに関して有効な決議が可決され（合併、組織再編または倒産時の再建を目的としたまたはこれに従って行われる場合を除く。）、

本社債の元本総額の25%以上を有する社債権者は、発行会社に対する（かつ発行会社または財務代理人の指定事務所に交付される）書面通知をもって、本社債の期限の利益喪失を宣言することができ、これにより本社債は、何ら追加的な行為または手続も要することなく、その期限前償還金額で支払われるべきこととなる。かかる宣言の通知は、社債権者に対しても速やかに行われる。

本項において「期限前償還金額」とは、決定代理人が、その単独かつ絶対的な裁量において選択した日（かかる日は、本社債の償還日に先立つ15営業日以内の日とする。）における、かかる期限の利益喪失事由が発生しなければ当該本社債について発行会社が負うはずの一切の支払その他の義務を引き受けるために、または、当該本社債について発行会社が社債権者に対して行う支払との経済的同等性を維持する効果を有する義務を引き受けるために、適格金融機関が請求する金額として、誠実に行為し商業上合理的な方法で決定した金額をいう。

上記において「適格金融機関」とは、米国、欧州連合または日本のいずれかの法域の法律に基づき設立された金融機関であって、決定代理人が期限前償還金額を決定するために選択する日において、発行日からの満期期間が1年以下の未償還の債券を有し、かつ、以下のいずれかの格付けを有するものをいう。

- ( )スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスもしくはその承継格付機関によるA2格以上またはかかる格付機関が当該時点において使用する他の同等の格付け
- ( )ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクもしくはその承継格付機関によるP-2格以上またはかかる格付機関が当該時点において使用する他の同等の格付け

ただし、合理的に利用可能な適格金融機関が存在しない場合、決定代理人は、誠実に行為し商業上合理的な方法で、米国、欧州連合または日本のある法域の法律に基づき設立された信用ある金融機関を適格金融機関として選択するものとする。

## 7.2 期限の利益喪失の取消しおよび債務不履行の放棄

一定の状況において、期限の利益喪失事由の一部または全部(期限の利益喪失により支払期の到来した本社債の元本の不払を除く。)が治癒、放棄またはその他の方法で是正された場合、本社債の元本金額の過半数に係る保有者(一体となって議決権を行使する。)は、本社債に関する従前の期限の利益喪失の宣言を取り消し、または従前の不履行を放棄することができる。ただし、当該本社債につき、元本または割増金もしくは利息の支払に関して不履行が継続している場合、その支払を放棄することはできない。

## 8. 時効

本社債の元利金に係る請求権は、かかる記名社債が該当の関連日から10年以内に支払のために引き渡されなければ無効となる。

本項において「関連日」とは、いずれかの支払に関して、(a)当該支払の期限が初めて到来する日、または(b)当該期日までに財務代理人が支払われるべき金額の全額を東京において受領していない場合において、全額が受領されたことが社債権者に通知された日のうち、いずれか遅い方の日を意味する。

## 9. 本社債の代り券

本社債または本個別社債券が紛失、盗失、毀損、汚損または破損した場合には、適用される一切の法律に従って、登録機関の指定事務所で、通常の営業時間内に、その代り券の発行に関して発生する費用を請求者が支払った上で、また発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償その他の条件に従って、代り券が発行される。毀損または汚損した本社債または本個別社債券は、代り券が発行されるよりも前に引き渡されなければならない。

## 10. 代理人

各代理人は、発行兼支払代理人契約に基づき、また本社債に関して行為する場合は、発行会社の代理人としてのみ行為し、社債権者に対し義務を引き受けたり、またはこれらに関して代理人もしくは信託の関係を引き受けたりするものではない。かかる代理人に求められる計算・決定機能は、すべて当該代理人が決定する者に委任することができ、また代理人または発行会社が本社債に関して付与、表明、実施または入手した通知、意見、決定、証明、計算、見積りおよび判断は、すべて(明白な誤りまたは故意の不正行為がない限り)発行会社および社債権者を拘束し、かつ(上記に従うことを条件として)代理人または発行会社のいずれかが、本社債に関する権限、義務および裁量を行使しまたは行使しなかったことに関して、社債権者(またはそのいずれか)に対していかなる責任も負わない。決定代理人は、発行会社または社債権者の代理人としてではなく専門家として行動する。決定代理人によってなされた一切の決定、検討および判断は、明白な誤り、故意の不履行または背信がない限り、最終的かつ確定的であり、決定代理人は、自己に故意の不履行または背信がある場合以外は当該決定に関して何ら責任も負わない。

当初代理人およびその当初指定事務所は、下記のとおりである。

名称 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン  
住所 E14 5AL ロンドン市、ワン・カナダ・スクエア

当初計算代理人は財務代理人である。発行会社は、常に代理人を変更または解任し、後任の財務代理人および登録機関もしくは計算代理人、または追加もしくは後任の支払代理人を任命する権利を留保する。ただし、次の条件に従う。

- ( ) 本社債に関して、常に財務代理人および登録機関が任命されていること
- ( ) 計算代理人がプライシングサプリメントにおいて指定されている場合、発行会社が常に計算代理人を維持していること、および、
- ( ) 発行会社が、EU指令またはEU指令を実施もしくは遵守もしくはそれに準拠するために導入される法律に従い租税の源泉徴収または控除の義務を負わない、欧州連合加盟国に指定事務所を置く支払代理人を常に維持していること

支払代理人またはその指定事務所に変更が生じた場合には、社債要項第13項(通知)に従い社債権者に対して速やかにこれを通知する。

## 11. 社債権者集会および修正

### 11.1 社債権者集会

発行兼支払代理人契約には、本社債に関する事項(社債要項の規定の修正を含み、かかる修正は特別決議で承認された場合に行うことができる。)について検討する社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。当該集会は発行会社がこれを招集ことができ、また発行済本社債の額面金額の10%以上を有する社債権者が書面により請求した場合には、発行会社はこれを招集しなければならない。招集された集会において特別決議につき議決権行使するための定足数は、発行済本社債の元本総額の過半数を保有または表章する2名以上の者とし、また延会においては、保有または表章される本社債の元本総額にかかわらず、社債権者もしくはその代理人である2名以上とする。ただし、留保事項については、発行済本社債の元本総額の4分の3以上(延会の場合は4分の1以上)を保有または表章する2名以上の者によって定足数が構成される社債権者集会で可決された特別決議によってのみこれを承認することができる。当該集会で正当に可決された特別決議は、出席の有無にかかわらずすべての社債権者を拘束する。また、社債権者集会の通知を当該時点において受領する権利を有する全社債権者により、またはこれを代理して署名された書面決議は、特別決議効力を有するものとみなされる。かかる書面決議は、1通の書面または同一様式の複数の書面に記載することができ、そのいずれも、1名以上の社債権者により、またはこれを代理して署名される。

本項において、「特別決議」とは、投票された議決権の4分の3以上の多数により正当に招集・開催された集会で可決された決議をいう。

「留保事項」とは、(a)本社債の元利金の支払予定日の変更、本社債につきいずれかの日付で支払われる元利金の減額、本社債に関してある支払日における支払額の計算方法の変更、(b)本社債を、発行会社またはその他の者もしくは設立済みもしくは設立予定の法人の株式、債券その他の債務または有価証券と交換もしくは差替または転換すること、(c)本社債に基づく支払に係る通貨の変更、(d)社債権者集会に係る定足数の要件もしくは特別決議の可決に必要な多数要件の変更、または(e)本定義の変更に関する提案をいう。

### 11.2 修正

本社債、社債要項および発行会社の捺印証書は、明白な誤りの是正、または形式的、軽微もしくは技術的な性質の修正あるいは社債権者の利益を重大に損なわないと発行会社が判断する修正については、社債権者の同意なく修正することができる。発行兼支払代理人契約の当事者は、その規定の修正に合意することができるが、発行会社は、かかる修正が形式的、軽微もしくは技術的な性質の修正であるか、明白な誤りの是正のために行われるものであるか、または社債権者の利益を重大に損なわないと発行会社が判断する修正でない限り、社債権者の同意なくかかる修正に合意してはならない。

### 11.3 社債権者の利益

社債要項に関して、発行会社および財務代理人は、社債権者一体としての利益を考慮しなければならない。また特に、発行会社および財務代理人は、個々の社債権者に関して、これらが目的の如何を問わずある特定の地域に所在もしくは居住し、またはその他当該地域と関係性を有するかその管轄に服していることにより、かかる社債権者に生ずる影響(ただしこれらに限定されない。)については考慮しない。

### 11.4 可分性

社債要項の規定のいずれかが無効であるか無効となった場合にも、その他の規定の有効性に何ら影響を及ぼすものではない。



## 12. 追加発行

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、あらゆる点について（または初回の利払を除くあらゆる点について）本社債と同一の条件を有する追加の社債を、本社債と同一のシリーズを構成するように随時追加的に設定し発行することができる。

## 13. 通知

記名社債の保有者に対する通知は、社債登録簿に記載される当該保有者の各住所宛に、第1種郵便（またはそれと同等のもの）または（海外の住所に宛てた場合）航空便により送付され、プライシングサブリメントに指定されるとおり、新聞、ウェブサイトその他において公表される場合がある。

## 14. 損害

発行会社または代理人は、本社債に関して期日に支払われなかった金員または期日に引き渡されなかった資産の引渡日までの利息を除き、いかなる場合も間接的、偶発的、派生的その他の損害に対し（かかる損害の可能性を通知されていたか否かにかかわらず）責任を負わない。社債権者は、損害賠償を受ける権利のみを有しており、本社債の特定の履行に関する救済を受ける権利を有しない。

## 15. 端数処理

社債要項に記載される計算について（当該社債要項に別段特定される場合を除き）、(a)かかる計算の結果得られた百分率についてはすべて、必要があれば小数点以下第5位まで四捨五入し（すなわち0.000005%は0.00001%となる。）、また(b)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた円貨額はすべて、その数より小さい直近の整数に切り捨てられる（ただし、社債要項第3項に従って支払われる金額に関しては、すべての円貨額は直近の整数に四捨五入される（すなわち0.5円以上の金額はその数より大きい直近の整数に切り上げられる。）。）。

## 16. 発行会社の代替

### 16.1 モルガン・スタンレー・グループ法人による発行会社の代替

発行会社は、本第16項に定める条件に従い、ただし社債権者の同意を得ることなく、本社債の主債務者としての発行会社の地位を、MSまたはMSの子会社に代替させることができる。ただし、かかる代替が行われる本社債の元本、プレミアム、利息および補足支払金（もしあれば）ならびに当該本社債に係る追加額が、満期その他により支払期日が到来した時点で支払われることについて、MSによる保証に基づき全額無条件で保証されることを条件とする。さらに、社債権者が、保証の条件に基づき、（保証会社としての）MSに対して直接訴訟を提起する前に、代替法人に対して求償権を行使することを要求されないことを条件とする。

### 16.2 モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替

発行会社は、本第16項に定める条件に従い、ただし社債権者の同意を得ることなく、いつでも、社債権者の同意なしに、自己の地位を、モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人に代替させることができる。ただし、かかる法人が、代替日現在、発行会社の判断において発行会社と同等以上の信用力を有することを条件とする（代替法人が少なくとも1社以上の国際資本市場において標準的に採用される格付機関（S & P、ムーディーズおよびフィッチを含むがこれらに限定されない。）から代替される発行会社と同等以上の長期信用格付けを取得している場合に、この条件が充足されたものとみなされる。）。

### 16.3 代替の条件

前第16.1項または第16.2項に定める他の法人（「代替法人」）による発行会社の代替は、以下の条件に従うものとする。

- (a) 代替法人が、発行会社に代わって、当初から当事者であるかのように発行兼支払代理人契約（代替に伴う適切な変更を含む。）の当事者となること。
- (b) 代替法人が、その設立地の法律に基づき有効に存続し、本社債に基づく一切の権利、義務および債務を引き受ける能力を有し、かつ、本社債に基づくかかる一切の権利、義務および債務を引き受けるために必要な一切の法人としての授權を得ていること。
- (c) 代替法人が、本社債に関連する自己の義務の履行に必要な一切の政府機関または規制機関による承認および同意を取得しており、かつ、かかる承認および同意がいずれも完全な効力を有すること。
- (d) 以下の条件は、前第16.2項に基づく発行会社の代替の場合に限り適用される。

( ) 代替法人および発行会社が、代替法人の設立国および英国において定評ある独立の法律顧問から、本社債および発行会社の捺印証書に基づく代替法人の義務は、代替法人の適法、有効かつ拘束力を有する義務である旨の法律意見書を取得していること。

- ( ) 該当する本社債が当該時点において格付けされている場合、代替法人が、代替により本社債の全部または一部について格付けの取消し、格付けの引下げまたはクレジット・ウォッチもしくはネガティブ見通しの指定を受けることにはならない旨の確認書を代替日までに該当する格付機関から取得していること。
- (e) 必要とされる一切の同意および承認が取得済みであり、かつ、代替法人および本社債がいずれも証券法に基づき適用あるすべての要件を遵守していること。
- (f) 財務代理人が発行会社に対して、予定代替法人について該当する「身元確認」手続を完了した旨確認していること。
- (g) かかる代替が、本社債が上場されている証券取引所の規則により許容され、かつ、当該各証券取引所が、予定された代替法人による代替後も本社債の当該取引所における上場が維持される旨確認すること。
- (h) 本社債、受領金および利息に係る支払いのうち、当該時点において期日を経過したものは存在しないこと。
- (i) かかる代替の時点において、代替法人が本社債に起因または関連して生じる一切の支払債務を、公租公課の源泉徴収を行うことなく、自由に交換および譲渡可能な適法な金員をもって履行し、かつ、かかる目的のために必要とされる一切の金員を何らの制約も受けることなく財務代理人に譲渡することができる状態にあること。
- (j) 適切な場合、代替法人が英国において本社債に起因または関連して発生した訴訟または手続に関して自己の代わりに訴状の送達を受けるための代理人として訴状送達代理人を任命していること。

#### 16.4 社債要項における発行会社への言及

本第16項に従い代替が行われた場合、社債要項において発行会社という場合、代替法人を指すものと解釈される。

#### 16.5 社債権者に対する通知

発行会社は、合理的に可能な限り速やかに、社債要項第13項(通知)に従い、社債権者に代替について通知する。

#### 16.6 代替権の行使による影響に配慮する義務を負わないこと

本第16項に基づく代替権に関し、発行会社は、個々の社債権者に対して、かかる代替権の行使による影響に配慮する義務を負わないものとする。ただし、代替法人は、かかる代替に伴い当該社債権者に課されるか、または源泉徴収もしくは控除を要求される一切の公租公課について、本社債の保有者を補償しなければならない。

#### 17. 社債権者の表明および承認

各社債権者は、本社債の取得に際して、発行会社に対し次の事項を表明し承認したものとみなされる。

- ( ) 発行会社もしくは関係会社、またはこれらの代理人のいずれも、社債権者の受認者として行為しておらず、または本社債に関して投資、税務、会計、法律その他に係る助言を行っておらず、かつ、社債権者およびその顧問は、発行会社または関係会社の連絡(書面によるか口頭によるかを問わず、社外の顧問による意見を含むがこれに限定されない。)につき、(a)法律、規制、税務、事業、投資、財務、会計その他に係る助言、(b)本社債に対する投資の推奨、または(c)本社債に対する投資結果の予想に関する確約または保証(本社債の条件に関する情報および説明は、上記の助言、推奨、確約または保証とはみなされず、かかる投資を行う前に、受領者およびその顧問がこれを独自に確認しなければならない旨了解されている。)として依拠していないこと。
- ( ) 当該社債権者は、(a)必要とみなした範囲で、自己の任用した法律、規制、税務、事業、投資、財務および会計顧問に助言を求めており、発行会社もしくは関係会社またはそれらの代理人の見解に拠らずに、自己の判断および必要とみなした顧問の助言に基づき独自に投資、ヘッジおよび取引の判断を行っていること、および(b)その条件およびリスクを完全に理解したうえで本社債を取得しており、かかるリスクを引き受ける能力および意思があること。および、
- ( ) 発行会社および/または関係会社は、本社債が関連性を有する有価証券の発行体との間で銀行取引その他の商業的關係を有している場合があり、本社債が関連性を有する有価証券、指数、商品、ファンド持分その他の財産、またはこれらに関連したオプション、先物、デリバティブその他の金融商品の自己勘定取引(発行会社および/または関係会社が単独の裁量において、本社債ならびにその他の発行会社および/または関係会社と第三者の間の取引に係る市場リスクをヘッジするために適切であるとみなす取引を含む。)を行う場合があること、ならびにかかる取引がその価格または水準、また結果的に本社債に基づく支払額に影響を及ぼす場合があること。

## 18. 準拠法および裁判管轄への付託

### 18.1 準拠法

本社債およびこれに起因しまたは関連して生じた一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、これに従って解釈される。

### 18.2 裁判管轄

発行会社は、社債権者のために、本社債に起因しまたは関連して生じる訴え、訴訟または手続（「法的手続」）に関する審理および判断、ならびに紛争（「紛争」）の解決に係る裁判管轄は、英国の裁判所がこれを有することに同意し、またかかる目的上、同裁判所の裁判管轄に取消不能の形で服する。

### 18.3 法廷の適切性

発行会社は、法的手続の審議および決定ならびに紛争の解決を行う法廷として英国の裁判所を指定することに関し、現在または今後有する可能性のある異議を取消不能の形で放棄し、かつ、当該裁判所が利便性のあるまたは適切な法廷ではないとの主張を申し立てないことに合意する。

### 18.4 送達代理人

発行会社は、英国において法的手続を開始する訴状が、E14 4QA、ロンドン市カナリー・ウォーフ、キャボット・スクエア25所在のモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー、またはこれと異なる場合は、当該時点における同社の登録上の事務所宛もしくは英国2006年会社法第34編に従って訴状が送達される発行会社の英国内の住所宛に交付されることにより、発行会社に対する送達とすることに同意する。発行会社に代わって訴状の送達を受ける代理人が有効に任命されていないか、または有効な任命が終了した場合、発行会社は、社債権者が発行会社の住所を宛先とし、発行会社または財務代理人の指定事務所に対して交付した書面請求に基づき、英国内で発行会社に代わって訴状の送達を受ける別の者を指定するものとし、かかる指定を15日以内に行わない場合、社債権者は、発行会社の住所を宛先とし、発行会社または財務代理人の指定事務所に対して交付した書面請求により、これを指定することができる。本要項の規定は、社債権者が法により許容される他の方法をもって訴状を送達する権利には何ら影響を及ぼすものではない。

## 19. 第三者の権利

いかなる者も、1999年（第三者の権利）契約法に基づき、本社債の条件を実行する権利はない。

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】****「本社債に関するリスク要因」**

本社債は有価証券、指数、ファンド、商品、通貨および/または裏付けとなる信用に連動する。

発行会社は、有価証券、指数、上場投資信託(「ETF」)もしくはその他のファンド、有価証券、指数、ETFその他のファンドのバスケット、通貨価値、商品価格、金利、発行会社と関連性のないもしくは複数の事業体の信用力、またはその他の資産もしくは金融商品(それぞれ「関連原資産」)を参照して元利金が決定される本社債を発行することがある。また発行会社は、本社債の額面通貨とは異なる通貨で元利金が支払われる本社債を発行することがある。潜在的投資家は、以下を認識しなければならない。

- (a) 関連原資産の実績によっては、元金の全部または相当部分を喪失するおそれがあること
- (b) 当該本社債の市場価格の変動が大きくなる場合があること
- (c) 本社債に投資を行っても利息を受け取れない場合があること
- (d) 元利金の支払は、予定外の時期に予定外の通貨で生ずる場合があること
- (e) 関連原資産は、金利、通貨またはその他の指数の変動とは相関しない大幅な変動の影響を受ける場合があること
- (f) 複数の乗数またはその他のレバレッジ係数とともに、関連原資産が本社債に適用された場合、当該本社債につき支払われる元利金に対する関連原資産の変動の影響は増大するおそれがあること、および
- (g) 関連原資産の変動の時期によっては、投資家に対する利回りの平均水準が予想と合致していても、実際の利回りに影響を及ぼす場合があること。通常、関連原資産の変動が早期に生ずるほど、利回りに与える影響は大きくなる。

関連原資産に連動した本社債の価値は、予測不能な要因により影響を受ける場合がある。

本社債の価値は、発行会社および/またはその関係会社が制御できない、以下を含むいくつかの要因により影響を受ける場合がある。

1. **関連原資産の評価** 各時点における本社債の市場価格または価値は、主に本社債が連動する関連原資産の水準の変動により影響を受けると予想される。関連原資産の水準の長期的な変動を予測するのは不可能である。関連原資産の過去の実績額(もしあれば)は、その将来の実績を示すものではない。関連原資産の価値に影響を及ぼす可能性のある要因には、関連原資産の収益率、ならびに関連ある場合は、関連原資産の発行体やクレジットリンク債に係る特定事業体の財政状態および見通し、または該当する構成有価証券、指数、ETF、ファンドもしくは有価証券、指数、ETFもしくはファンドのバスケットの市場価格もしくは価値が含まれる。加えて、関連原資産の水準は、経済、財政および政治上の出来事ならびにそれらの資本市場一般および関連証券取引所に対する影響等、多数の相互に関連する要因によっても左右される。潜在的投資家は、本社債の時価が関連原資産に連動し、関連原資産によって(有利または不利な)影響を蒙る一方で、変動が同等でなく不均衡である可能性にも留意すべきである。関連原資産の価値が上昇している一方で、本社債の価値が下落する可能性もある。また本社債または取引所もしくは価格情報元が市場の混乱、調整事由または通常の活動に影響する状況によって影響を受けるような事態が生じた場合には、決定代理人がこれを調整しまたはその他の適切な措置を講ずることが本社債の要項により認められている。
2. **予想変動率** 「予想変動率」という語は、関連原資産に関する市場価格の変動に関する実際のおよび予想される頻度および幅をいう。予想変動率は、マクロ経済的な要因(広範な経済に影響を及ぼす経済的要因等)、投機的な取引およびオプション、先物その他のデリバティブ市場における需要および供給といった多数の要因により影響を受ける。関連原資産の予想変動率は、長期的に(場合により他の時期よりも急激に)上下し、異なる関連原資産は、ほとんどの場合、ある特定の時期において個別の予想変動率を有する可能性がある。
3. **配当率およびその他の分配** 一定のエクイティリンク債およびファンドリンク債の価値は、一定の状況において、関連原資産の実際または予想される配当率(もしあれば)またはその他の分配率の変動により影響を受ける可能性がある。
4. **金利** 本社債への投資には金利リスクを伴う場合がある。金利水準は日々変動し、本社債の価値を日々変動させる。金利リスクは、将来における市場金利水準の変動に関する不確実性を反映したものである。通常、このリスクの影響は、市場金利の上昇に伴って増大する。
5. **残存期間** 一般に、本社債の期間にわたって価格決定要因が及ぼす影響は、満期日が近づくにつれ減少する。但し、かかる価格決定要因の影響は、必ずしも満期日まで一貫して減少していくのではなく、一時的に加速されたり減速されたりする場合がある。関連原資産の価格が上昇または下落した場合でも、他の価値決定要因により、場合により本社債の価値が減少または増加することもある。本社債の期間が限定されていることに鑑みて、投資家は、関連原資産の価格または本社債の価値が満期前に再度回復することを当てにすることはできない。
6. **信用力** 本社債を購入する潜在的投資家は、発行会社の信用力に依拠しており、他の者に依拠することはできない。発行会社が支払不能となった場合、投資家は、関連原資産等の他の価値決定要因に有利な進展があっても関係なく、その投資全額について潜在的な損失を被る場合がある。また、
7. **為替相場** 本社債に関する支払が通貨間の為替相場に明示的に連動していない場合においても、本社債の価値は、一定の状況において、本社債に係る支払が行われる予定の通貨と、関連原資産が取引される通貨の間の為替相場の

変動、当該通貨の価値の上昇または下落、および当該通貨の交換可能性に対する既存の、将来のまたは政府その他による制限等の要因により影響を受ける可能性がある。本社債発行日現在の相場である該当の通貨間の為替相場がその後の時点において本社債の価額計算に用いられる標準の為替相場となる保証はない。本社債につき「クオントされる」と定められた場合、関連原資産の価値は、固定為替相場を用いて、社債要項に明示的または黙示的に記載される日付および方法で、ある通貨(「関連原資産通貨」)から新たな通貨(「決済通貨」)に転換される。関連原資産通貨と決済通貨間のかかる固定を維持するために発行会社が負う費用は本社債の価額に影響を与える。この影響は本社債の期間において変動する。関連原資産通貨と決済通貨間の為替相場および金利の変動を考慮して、本社債のクオント条件が、いずれかの時点において、かかるクオント条件を伴わずに発行された類似の有価証券の水準を上回る程度に本社債の利益を向上させるか否かについては保証できず、またクオント条件が利益を悪化させる可能性もある。

上記の要因の一部または全部は、投資家が保有する本社債を満期前に売却(通常「流通市場取引」という。)した場合には、投資家が受領する価格に影響を及ぼす。例えば、該当する関連原資産の市場価格もしくは価値が、当初の市場価格もしくは価値と同等であるか、これを下回るか、もしくは十分に上回らない場合、または市場金利が上昇した場合、投資家は、本社債を、その元本金額または投資額から大幅に割引いた金額で売却しなければならないことがある。流通市場での価格は、本社債の発行および販売に係る販売取扱人その他の仲介業者に支払う金額、ならびに発行体の債務ヘッジに関連した金額が特に考慮されることにより、発行済みの本社債についてその発行日現在の市場価額を下回る場合がある。上述したすべての要因により、投資家が本社債を約定の期間満了日または満期日前に売却する場合、流通市場において本社債の当該時点の本質的な市場価値に満たない、かつ本社債を満期まで保有していれば受領したであろうものに満たない金額を受領することがある。

**本社債の流通市場での取引は制限されるおそれがある。**

投資予定者は、本社債を満期まで保有する意思を有するべきである。本社債の流通市場の性質および範囲は予測不能であり、本社債については、流通市場がごく少数であるかまたは存在しない場合がある。そのため、本社債を保有しようとする者は、本社債の流動性をリスクとして考慮すべきである。本社債は上場または気配表示されていないため、本社債の売買にはより大きな困難が伴い、価格情報の透明性にも欠けるおそれがある。

また流通市場が存在したとしても、投資家が本社債を容易に売却または取引するだけの十分な流動性を欠くおそれもある。発行会社および発行会社の他の関係会社は、随時本社債のマーケットメイクを行いうるが、いずれもこれを要求されるものではない。いずれかの時点で発行会社および発行会社の他の関係会社がマーケットメイクを行わなくなった場合、本社債に関して流通市場がごく少数となるかまたは存在しなくなるおそれがある。

**投資家は株主としての権利を有していない。**

投資家は、本社債の所有者として、裏付となる有価証券もしくは指数に関して、議決権もしくは配当、利息その他の分配の受領権(適用ある場合)、またはその他の権利を何ら有していない。

**為替相場が判決価額に影響を及ぼすおそれがある。**

本社債およびこれに起因しまたは関連して生じた一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、これに従って解釈される。英国の裁判所は本社債の表示通貨で判決を行う権能を有するが、その裁量によりこれを拒否することがある。本社債の表示通貨ではない通貨で判決が行われた場合、投資家はこれに関連して為替リスクを負うことになる。

**本社債は最終償還日前に償還されるおそれがある。**

本社債の特定のトランシェにつきプライシングサプリメントにおいて別段の記載がない限り、現在または将来管轄当局によりまたはこれを代理して課税、課金、徴収、源泉徴収または賦課されるあらゆる種類の税金、租税、賦課金または公租公課について源泉徴収または控除が行われたことにより、発行会社が本社債について負う支払債務の金額が増加することとなった場合、発行会社は社債要項に従い、当該プライシングサプリメントに明記される償還価格にて、発行済未償還である本社債の全部を償還する場合がある。

加えて、本社債の特定のトランシェにつき、本社債が他の一定の状況において発行会社の任意で償還可能であるとプライシングサプリメントに定められる場合、発行会社は、実効金利が比較的低率となっている時期に本社債の償還を選択することがある。かかる場合、投資家は償還による手取金を、該当の本社債の実効金利と同程度に高い利率で同様の有価証券に再投資できないことがある。

また、本社債の特定のトランシェにつき、任意償還条項を伴うことによりその市場価額が制限されるおそれがある。発行会社が本社債の償還を選択できる時期において、当該本社債の一般的な市場価額は償還可能価格を大幅に上回ることはない。これは償還期間より前についても同様の場合がある。

一定の本社債について何らかの理由により期限前に償還される場合、発行会社が支払う金額は、本社債が満期償還された場合に支払われる金額を下回る場合がある。

また、発行会社に債務不履行事由がある状況において、投資家は発行会社に対し、当該本社債の期限前償還金額について無担保の請求権を有することになる。

### 包括様式による本社債

包括記名社債(下記において定義する。)はユーロクリア・バンク・エス・エーノエヌ・ヴィー(「ユーロクリア」)およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(「クリアストリーム・ルクセンブルグ」)ならびに/または適用されるプライシングサプリメントに特定されるその他の決済機関(かかる機関を、以下「関連決済機関」という。)により、またはこれを代理して保有される場合があるため、投資家は、譲渡、支払および発行会社との連絡についてはこれらの機関の手に依拠しなければならない。

記名式で発行された本社債は、恒久包括記名社債(それぞれ「包括記名社債」)に対する持分によって表章されることがある。この包括記名社債は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグのノミニー名義で登録され、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグを代理して共同預託機関に預託される。

包括記名社債に対する持分は、(場合により)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの預託機関を含む、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグおよびその直接・間接の参加者が維持する記録に表示され、その譲渡は、かかる記録を通じてのみ有効となる。

本社債が一または複数の包括記名社債により表章されている間、発行会社は関連決済機関による口座保有者への分配を通じて支払を行うことにより本社債に基づく支払義務を履行する。包括記名社債に対する持分の保有者は、関連する本社債に基づく支払の受領に関して、関連決済機関の手に依拠しなければならない。発行会社は、包括記名社債の受益権に関連する記録の維持、またはかかる受益権との関係で行われた支払につき、一切の責任または義務を負わない。

包括記名社債に対する受益権の保有者は、関連する本社債につき議決権を行使する直接的な権利を有しない。当該保有者は上記に代えて、関連決済機関により、適切な代理人を任命することを許容されているという範囲でのみ、権利行使することが認められている。

### 修正および放棄

本社債の社債要項には、社債権者の一般的な利益に影響を及ぼす事項について検討するための社債権者集会の招集に係る規定が含まれている。同規定により、所定の多数の社債権者は、当該集会に出席せず議決権を行使しなかった社債権者およびかかる多数意見と反対の議決権行使をした社債権者を含む全社債権者を拘束することが許容される。

### 法改正

本社債の社債要項は、募集目論見書(Offering Circular)の日付現在の英国法に準拠している。募集目論見書の日付以降生ずるおそれのある司法判断または英国法の改正もしくは英国の行政実務上の変更による影響については何らの保証も与えることができない。

### 信用リスク

社債権者は、発行会社の信用リスクを負う。信用リスクとは、本社債が資本/元本保証付きであると謳われているにもかかわらず、または本社債の元本、利息その他の支払いの計算方法にもかかわらず、発行会社が、かかる本社債に基づく義務を充足できないリスクである。発行会社の格付けには関連する格付会社の独立した意見が反映され、発行会社の信用の質を保証するものではない。

### 投資家と決定代理人との間に利益相反が生じるおそれがある。

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(「決定代理人」)は、有価証券、指数、ETFその他のファンドもしくは有価証券、指数、ETFその他のファンドのバスケットに連動する本社債、クレジットリンク債または商品その他の裏付けとなる金融商品、資産もしくは債務に連動する本社債の決定代理人として、満期時の投資家への支払金を決定する。決定代理人はまた、有価証券、指数、ETFその他のファンドもしくは有価証券、指数、ETFその他のファンドのバスケットに連動する本社債、クレジットリンク債または商品その他の金融商品、資産もしくは債務に連動する本社債についてヘッジ取引を行うことがあり、かかる取引には、裏付けとなる有価証券、指数、ETFまたは商品の取引および裏付けとなる有価証券、指数、ETFまたは商品に関連するその他の金融商品の取引も含まれる。さらに、決定代理人は、一般的なブローカーディーラー業務その他の業務の一環として定期的に該当の裏付けとなる有価証券、指数または商品および裏付けとなる有価証券、指数または商品に関連するその他の金融商品を取引することがある。これらの取引は、有価証券、指数、ETFその他のファンドもしくは有価証券、指数、ETFその他のファンドのバスケットに連動する本社債、クレジットリンク債または商品その他の裏付けとなる金融商品、資産もしくは債務に連動する本社債について行う調整についての決定代理人の決定に影響を及ぼす可能性があり、かかる取引は、裏付けとなる有価証券、指数、ETFその他のファンド、商品またはその他の裏付けとなる金融商品、資産もしくは債務の価格に潜在的な影響を及ぼす可能性があり、ひいては、本社債に係る投資家への支払金に影響を及ぼす可能性がある。

### 日経平均株価の調整および廃止に関するリスク

日経平均株価(上記において定義される。)のスポンサーは、社債権者の利益を考慮することなく日経平均株価の構成銘柄の追加、除外もしくは入替えまたは日経平均株価の価値を変化させる可能性のあるその他の方法論的な変更を行うことができる。かかる判断/決定は本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、結果的に、投資家が受領するリターンは、当該事由が発生しなければ受領したはずの金額と著しく異なるおそれがある。

#### 決定代理人による調整

本社債の社債要項は、市場の混乱、調整事由または通常の業務に影響を及ぼす状況により、本社債または取引所が影響を受ける事態が発生した場合に、決定代理人が調整その他の適切な措置を講じることを許容する。

#### ヘッジに伴うリスク

発行会社は、取引日またはその前後において、関係会社等を通じて、日経平均株価の構成銘柄、日経平均株価に関するオプション取引またはその他の利用可能な有価証券もしくは商品についてポジションを取得することにより、本社債に基づき予測されるエクスポージャーをヘッジする可能性がある。また、発行会社および関係会社は、業務の一貫として日経平均株価を取引する。これらの活動は条件設定日におけるものも含め、日経平均株価の価額に影響を及ぼす可能性があり、ひいては本社債について社債権者に支払われる金額にも大きな影響を及ぼす可能性がある。

#### 日経平均株価のスポンサーに関するリスク

日経平均株価のスポンサーは、発行会社またはその関係会社の関係会社ではなく、本社債の売出しには一切関与していない。したがって、発行会社および決定代理人は、リバランシングを含め、決定代理人による本社債の条件の調整につながるおそれのある日経平均株価のスポンサーの行為を制御することはできない。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

### 第4【その他の記載事項】

社債売届出目論見書表紙に、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社のロゴおよび社名、ならびに売出人の社名が印刷されます。

下記の文言が社債売届出目論見書表紙の裏面に印刷されます。

「本社債は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はありません。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできません。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有します。」

「本社債の償還金額および償還時期ならびに2017年5月9日以降の利払日に適用される利率については、日経平均株価の変動により影響を受けます（「第一部 証券情報 - 第2 売出要項」をご参照ください。）」

本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、ご自身の法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えられるのみが本社債に対する投資を行うべきです。」

## 第二部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (百万円)	80,543	121,490	106,204	127,191	114,143
純営業収益 (百万円)	68,605	108,417	94,825	110,365	98,333
経常利益 (百万円)	19,968	62,779	46,289	49,543	35,330
当期純利益 (百万円)	22,450	34,629	33,231	30,599	20,416
資本金 (百万円)	126,149	62,149	62,149	62,149	62,149
発行済株式総数 (株)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
純資産額 (百万円)	177,747	157,627	170,859	153,594	146,010
総資産額 (百万円)	4,320,321	4,010,655	4,585,024	5,782,408	6,788,814
1株当たり純資産額 (円)	1,777,470.98	1,779,698.07	1,929,087.00	1,734,154.70	1,648,535.49
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	187,537.85 (0)	225,950.00 (0)	540,675.00 (0)	316,317.00 (0)	115,325.00 (0)
1株当たり当期純利益金額 (円)	224,619.66	360,433.33	375,419.77	345,679.22	230,648.45
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	4.1	3.9	3.7	2.6	2.1
自己資本利益率 (%)	13.48	20.65	20.23	18.86	13.62
自己資本規制比率 (%)	438.9	420.0	305.9	377.5	324.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	83.4	62.6	144.0	91.5	50.0
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	673,812	1,070,024	44,176	56,149	74,090
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	22,086	50,001	16	42	4
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	807,836	1,153,374	100,155	3,925	210,642
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	196,783	169,167	114,342	175,142	311,887
従業員数 (人)	847	795	675	680	681

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 各期末日後の配当支払による社外流出を考慮し、期末の自己資本規制比率を計算しています。それぞれの社外流出額は、平成23年3月期で18,744百万円、平成24年3月期で20,000百万円、平成25年3月期で47,860百万円、平成26年3月期で28,000百万円、平成27年3月期で10,208百万円となります。

3. 株価収益率につきましては、株式が非上場であるため記載しておりません。



## 2【沿革】

年月	沿革
昭和45年11月	Morgan & CIE International S.A.東京駐在員事務所を開設
昭和46年11月	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド東京駐在員事務所を開設
昭和59年4月	モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド（英領ケイマン諸島法人）東京支店開設
昭和59年5月	モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド東京支店証券業免許取得
昭和59年6月	日本証券業協会加入
昭和61年2月	東京証券取引所正会員権取得
昭和62年4月	大阪証券取引所正会員権取得
昭和63年1月	モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（証券）へ商号変更
平成元年4月	東京金融先物取引所会員権（清算会員）取得
平成元年10月	名古屋証券取引所特別参加者取得
平成3年5月	大阪支店設置
平成5年12月	営業譲渡により新会社モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（香港法人）として営業開始 <sup>*1</sup>
平成10年10月	大阪支店閉鎖
平成11年11月	英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドに日本における営業の全部を譲渡
	同日、香港法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは営業廃止 <sup>*2</sup>
平成11年12月	英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドとして営業開始
平成12年10月	モルガン・スタンレー銀行東京支店の外国為替取引部門の営業を譲受
平成13年1月	英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ニッポン・セキュリティーズ・リミテッドに対し当社リテール部門の営業を譲渡
平成13年8月	商号変更（モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドからモルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド）
平成16年9月	株式会社ジャスダック証券取引所取引参加資格取得
平成17年3月	日本商品先物取引協会加入 東京工業品取引所受託会員資格取得
平成18年3月	金融先物取引業協会加入 英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（モルガン・スタンレー証券会社）の日本における営業の全部をモルガン・スタンレー証券準備株式会社（当初平成8年5月1日に有限会社として設立され、平成17年10月24日に株式会社に組織変更）が譲受 <sup>*3</sup>
	モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは営業廃止
平成18年4月	商号変更（モルガン・スタンレー証券準備株式会社からモルガン・スタンレー証券株式会社） モルガン・スタンレー証券株式会社として営業開始 <sup>*3</sup>
平成19年11月	日本におけるモルガン・スタンレー・グループの持株会社制への移行に伴いモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社の子会社となる
平成19年12月	会社分割により投資銀行本部不動産投資銀行部の一部をモルガン・スタンレー・キャピタル株式会社へ承継
平成22年5月	商号変更（モルガン・スタンレー証券株式会社からモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社） <sup>*4</sup> 会社分割により投資銀行本部の一部を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へ移転
平成22年11月	第二種金融商品取引業協会加入
平成24年4月	東京工業品取引所会員権（取引資格）返上
平成24年12月	名古屋証券取引所会員権（取引資格）返上
平成25年12月	Swap DealerとしてU.S. Commodity Futures Trading Commissionに登録
平成26年1月	本店を東京都渋谷区恵比寿から東京都千代田区大手町へ移転 現在に至る

\*1 平成5年12月31日付営業譲渡に伴い、同日英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（証券）は各証券取引所を脱退しました。

同日香港法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは正会員権（東証・大証）、特別参加者（名証）、清算会員権（東京金融先物取引所）を取得しました。

\*2 平成11年11月30日付営業譲渡に伴い、平成11年12月1日、香港法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは各証券取引所を脱退しました。

同日英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドは正会員権（東証・大証）、特別参加者（名証）、清算会員権（東京金融先物取引所）を取得しました。

\*3 平成18年3月31日付営業終了後に行われた営業譲渡に伴い、英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（証券）は平成18年4月1日に各証券取引所を脱退しました

平成18年4月1日、モルガン・スタンレー証券株式会社は東京・大阪・名古屋・ジャスダック各証券取引所の取引参加者権を取得し、また東京金融先物取引所および東京工業品取引所の会員権を取得しました。

\*4 平成22年5月1日、株主がモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社（議決権ベース51%）およびMMパートナーシップ（議決権ベース49%）に変更しました。

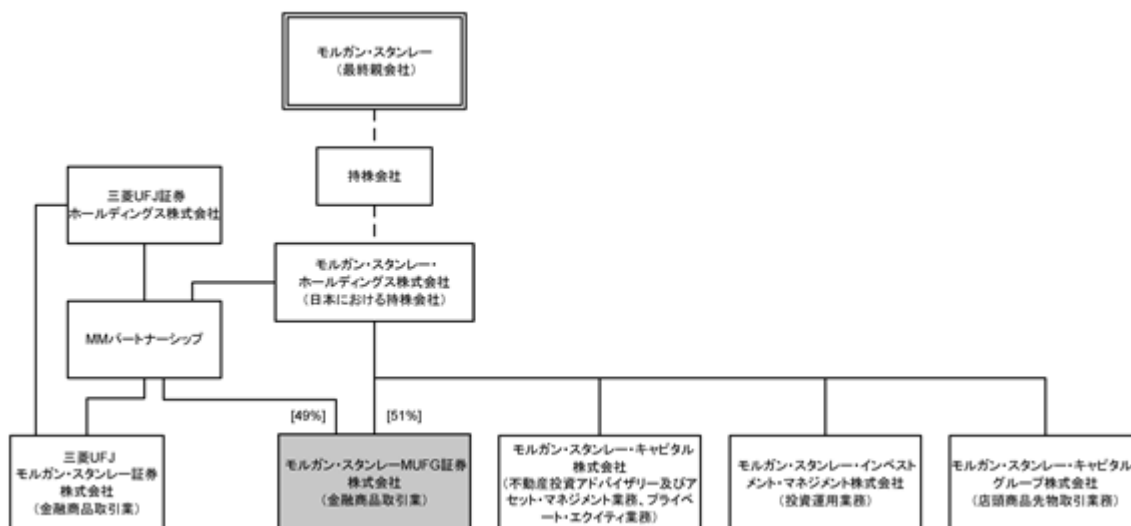
### 3【事業の内容】

当社の最終親会社および支配事業体はモルガン・スタンレーであり、当社、当社の親会社（モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社）およびその子会社（総称して「当グループ」）ならびにモルガン・スタンレーのその他の連結子会社とともに、「モルガン・スタンレー・グループ」を構成しています。モルガン・スタンレー・グループはグローバルな金融サービス会社であり、法人・機関投資家向け証券業務、ウェルス・マネジメント業務および投資運用業務のいずれの事業セグメントにおいても、市場で重要な地位を維持しています。

日本においては、当グループは、証券業務、資産運用業務や不動産関連業務など、多岐にわたる事業を展開しております。とりわけ当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所および株式会社東京金融取引所の取引参加者資格を有しており、企業・機関投資家を対象とした有価証券の販売・トレーディング業務など幅広い金融サービスを提供しています。

#### （事業系統図）

以上に述べた事項を国内における事業系統図によって示すと次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内 容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%) (注2)	関係内容
(親会社)					
モルガン・スタンレー (注3)	米国ニューヨーク 州	7,540 百万米ドル	持株会社	(被所有) 51.00 (51.00)	事業資金の貸付 現先取引 移転価格取引
モルガン・スタンレー・ ホールディングス株式会 社	東京都千代田区	1 百万円	持株会社	(被所有) 51.00	設備の貸借等の取引 役員の兼任等
(その他の関係会社)					
株式会社三菱UFJフィ ナンシャル・グループ (注3)	東京都千代田区	2,141,513 百万円	金融持株会社	(被所有) 49.00 (49.00)	-
三菱UFJ証券ホール ディングス株式会社 (注3)	東京都千代田区	75,518 百万円	証券持株会社	(被所有) 49.00 (49.00)	役員の兼任等
MMパートナーシップ	東京都千代田区	590,298 百万円	株式の保有等	(被所有) 49.00	-

(注) 1. 上記につきましては、平成27年12月31日現在の状況を記載しております。

2. 議決権の所有(被所有)割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

3. 有価証券報告書を作成している会社です。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

該当事項はありません。

## (2) 提出会社の状況

平成28年2月29日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
705	39.1	7.5	26,970

(注) 1. 上記状況には、契約社員24名の情報も含んでおります。

2. 従業員数は就業人員であり、従業員雇用会社から当社への出向者です。

3. 平均年間給与は、2015年1月1日から2015年12月31日までの期間の平均です。基本給および裁量業績キャッシュボーナスを含んでおります。

4. 当社では、セグメント制を採用していません。

## (3) 労働組合の状況

労使関係について特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度の世界経済は緩やかに成長しているなか、アメリカは堅調な景気拡大を続けています。企業業績の改善を背景とする株価の上昇が続き、ダウ平均株価は2015年3月に史上最高値を更新しました。ユーロ圏でもドイツDAXは史上最高値を記録し、新興国市場を含め世界的な株価上昇が見られました。為替相場ではドルがユーロや円などの主要通貨に対し大きく上昇し、ドル高が続いています。商品市場では原油価格が急落し、原油の先物価格は一時1バレル40ドル近くまで下がりました。

我が国は前年度末の消費増税による駆け込み需要の反動で、2014年4月以降個人消費は一時低迷していましたが、企業業績の回復を背景に、賃上げや雇用の改善などが見られ、日本経済は消費増税後の停滞から抜け出しつつあります。株式市場では、日経平均株価はリーマンショック前の高値を上回り、15年ぶりの高値をつけ、日本経済は株高円安の局面となっています。

モルガン・スタンレーと三菱UFJフィナンシャル・グループの日本における合併事業は、2010年の発足以来、両社が持つ強みを活かし、様々な角度から連携を図ることにより確かな実績を積み上げています。

当社の業績は、次のとおりであります。

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度当社は、営業利益は326億2百万円（前年度比33%減）、経常利益は353億3千万円（前年度比28%減）、当期純利益は204億1千6百万円（前年度比33%減）となり、前事業年度からは減収となったものの引き続き好調な業績となりました。

#### 損益の経過

##### 受入手数料

##### 委託手数料

主に株式にかかる委託手数料で20億6千5百万円（前年度比64%減）を計上しました。

##### 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式部門では17億7百万円（前年度比66%減）、債券部門では9億9千7百万円（前年度比20%増）の手数を計上しました。これにより合計で27億5百万円（前年度比53%減）の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料を計上しました。

##### その他の受入手数料

その他の受入手数料として、債券関連業務388億5千8百万円（前年度比2%減）、株式関連業務367億3千1百万円（前年度比7%減）を中心に、818億7千4百万円（前年度比1%減）を計上しました。

以上により合計で866億4千4百万円（前年度比8%減）の受入手数料を計上いたしました。

#### トレーディング損益

株券等トレーディングでは51億4百万円の利益（前年度9億9千6百万円の利益）を、債券等トレーディングでは119億2百万円の利益（前年度131億8千8百万円の利益）を、その他のトレーディングでは2億9百万円の損失（前年度5億4千6百万円の利益）を計上し、合計で167億9千6百万円の利益（前年度147億3千1百万円の利益）を計上しました。

#### 金融収支

金融収益は有価証券貸借取引収益61億5千万円（前年度比8%減）、受取利息39億1千3百万円（前年度比14%増）を中心に、106億3千万円（前年度比38%減）を、金融費用は有価証券貸借取引費用68億6千1百万円（前年度比11%減）、支払利息43億6千6百万円（前年度比18%増）を中心に、158億1千万円（前年度比6%減）を計上し、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は51億7千9百万円の損失（前年度3億8千9百万円の利益）となりました。

**営業投資有価証券関連損益**

営業投資有価証券に関連して7千1百万円（前年度比92%減）の利益を計上しました。

**販売費・一般管理費**

人件費312億8千7百万円（前年度比22%増）、不動産関係費50億1千8百万円（前年度比26%減）等、657億3千万円（前年度比7%増）を計上しました。

**営業外損益**

営業外収益は償却債権取立益25億2千6百万円（前年度0）を中心に27億4千万円を（前年度比372%増）、営業外費用は1千2百万円（前年度比334%増）を計上しました。

**特別損益**

特別損失は、金融商品取引責任準備金繰入れ22億8百万円（前年度比15%減）等、22億9百万円（前年度比15%減）を計上しました。

当第3四半期累計期間（自平成27年4月1日至平成27年12月31日）

当第3四半期累計期間の営業利益は226億6千万円（前年同期比6%増）、経常利益は226億8千7百万円（前年同期比5%減）となり、四半期純利益は前年同期比4%増の149億2千2百万円となりました。

**損益の経過****受入手数料****委託手数料**

主に株式にかかる委託手数料で13億6千万円（前年同期比18%減）を計上しました。

**引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料**

株式部門では38億5千4百万円、債券部門では5億1千7百万円の手数を計上しました。これにより合計で43億7千1百万円（前年同期比84%増）の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料を計上しました。

**募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料**

募集取扱手数料として6千4百万円を計上しました。

**その他の受入手数料**

その他の受入手数料として、債券関連業務290億1千3百万円、株式関連業務252億7千万円を中心に、588億3千2百万円（前年同期比4%増）を計上しました。

以上により合計で646億2千8百万円（前年同期比7%増）の受入手数を計上いたしました。

**トレーディング損益**

株券等トレーディングでは105億9千万円の利益（前年同期33億5千9百万円の利益）を、債券等トレーディングでは46億6千7百万円の利益（前年同期101億8千8百万円の利益）を、その他のトレーディングでは1千9百万円の利益（前年同期2億9百万円の損失）を計上し、合計で152億7千7百万円の利益（前年同期133億3千8百万円の利益）を計上しました。

**金融収支**

金融収益は現物株ポジションの減少により受取配当金が大幅に減少したため、74億1千4百万円（前年同期比13%減）となりました。一方、金融費用は、有価証券貸借取引費用が大幅に増加したことから、199億8千7百万円（前年同期比81%増）となり、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は125億7千3百万円の損失（前年同期24億6千4百万円の損失）となりました。

**営業投資有価証券関連損益**

非上場株式の売却により5億9千5百万円の利益を計上しました。

**販売費・一般管理費**

グループ会社間における配賦費用が増加したものの、人件費が163億6千万円(前年同期比31%減)と大幅に減少したため、販売費・一般管理費全体においても前年同期比9%減の452億6千7百万円となりました。

**営業外損益**

営業外収益は為替差益2千6百万円を計上し、2千8百万円となりました。営業外費用は雑損1百万円の計上にとどまりました。

**特別損益**

当第3四半期累計期間において、特別損益項目の計上はありませんでした。

なお、当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

**(2) キャッシュ・フローの状況**

第10期事業年度末の現金および現金同等物の残高は、第9期事業年度末残高より136,745百万円増加し、311,887百万円となりました。各区分のキャッシュ・フローの状況の内訳は、以下のとおりであります。

**営業活動によるキャッシュ・フロー**

営業活動による収入は、税引前当期純利益33,121百万円、受入保証金の増加200,487百万円、トレーディング商品の差引残高の減少177,901百万円等がありました。一方営業活動による支出は、短期差入保証金の増加234,726百万円、有価証券担保貸付金および有価証券担保借入金の差引残高の増加209,616百万円、信用取引資産および信用取引負債の差引残高の増加20,929百万円、顧客分別金信託の増加13,109百万円等となりました。これにより営業活動によるキャッシュ・フローは、74,090百万円の支出(第9期事業年度は56,149百万円の収入)となりました。

**投資活動によるキャッシュ・フロー**

投資活動によるキャッシュ・フローは、4百万円の有形固定資産の取得による支出のみ(第9期事業年度は42百万円の支出)となりました。

**財務活動によるキャッシュ・フロー**

財務活動による収入は、親会社長期借入金の純増額による収入133,302百万円、長期借入れによる収入123,353百万円等がありました。一方財務活動による支出は、配当金の支払いによる支出28,000百万円、長期借入金の返済による支出16,464百万円等がありました。これにより、財務活動によるキャッシュ・フローは、210,642百万円の収入(第9期事業年度は3,925百万円の収入)となりました。

**2【生産、受注及び販売の状況】**

当社の取引形態は一般的な製造業等における「生産」や「受注」といった概念が存在しないため記載しておりません。また当事業年度における販売実績がないため記載しておりません。

### 3【対処すべき課題】

モルガン・スタンレーは、顧客の立場を第一に考え、個々のニーズを深く理解することを設立以来の変わらぬ企業理念としてまいりました。日本においても同じ理念の下、日本独自の慣習やビジネスの伝統を尊重しながら、モルガン・スタンレーのグローバル・ネットワークと豊富な経験を最大限に活用することで、最善のサービスを提供できるよう努めております。さらにモルガン・スタンレーと三菱UFJフィナンシャル・グループによる日本における証券合併事業は、2015年5月1日に5周年を迎え、もう一つの柱である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と様々な角度から緊密な連携を図ることにより、より強固な業務基盤を構築し、日本の証券業界において真に傑出した新勢力となることを目指し、顧客の長期的な目標達成の実現と日本経済の活性化の一助となるべく全力を傾注していく所存です。

なお、金融規制等への対応も引き続き取り組んでまいります。日本においても大手金融機関に対する規制には今後さらに重大な変更があるとみられていますが、かかる変更による将来の特定の期間における当社の事業、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローへの影響について正確に予測することは依然困難となっており、当社においても、注意深く対応を進めてまいります。

各部門の課題、取組みは以下の通りです。

#### 株式統括本部

従来の電話等による発注方法から電子取引への移行が進行していく中で、手数料率の引き下げが進んでいるほか、金融機関に対する規制の強化を受け、バランス・シートや資本に配慮した効率的な業務運営がより求められています。また、顧客の要望と取引に関するルールや規制が多様化していく中で、注文執行とリスク管理におけるテクノロジーへの依存度が高まっており、そのインフラの安定性と正確性の確保がさらに重要になってきていると考えます。

#### 債券統括本部

債券統括本部全体で株主資本利益率や税引き前利益に対する意識が高まる中、収益機会の最大化および効率的なコスト管理の徹底が主な課題であると考えます。同時に、国内外の規制動向に関する迅速な対応も求められており、バランス・シートの効率的運用のため、リスクの最適化を考慮に入れた戦略の構築を目指しています。また、関連業務のマーケットシェアを意識し、今後成長が見込まれる為替取引や金利・クレジットに係る仕組債などを含むデリバティブ・プロダクトを組成する部署などの強化を図ってまいります。

#### 資本市場統括本部

グローバルの市場環境により資本市場全体の規模や収益性は左右されますが、今後も豊富な株式・債券の引受実績を背景に、グループ内の連携をさらに強化しながら競争力を堅持することを目指しています。金融機関に対する規制への対応として、インサイダー取引のリスクにかかる法人関係情報の管理、およびファイアーウォール規制違反のリスクにかかる顧客の非公開情報の管理の二点を重要課題として取り組んでおります。

### 4【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因として、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来情報に関する事項は、本有価証券届出書提出日において当社が判断したものであり、以下の記載は当社が有価証券への投資に関連する全てのリスクを網羅するものではありません。

投資予定者は、以下のリスク要因について検討のうえ、必要に応じて、専門家に相談すべきです。投資予定者は、発行会社が直面するリスクは、以下に記載されるリスクに限られないことに留意すべきです。発行会社は、以下に記載する要因が本社債への投資に付随する主要なリスクであると考えていますが、現在入手可能な情報に基づき重大なリスクであるとみなさないか、または現時点では予測することのできないその他の事由によって、本社債に関する利息、元本またはその他の金額を支払うことができない事態が生じる場合があります。

販売代理人としてのモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよび/またはモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシーは、本社債の購入予定者の居住する国における本社債の購入、保有、または本社債に係る支払いの受領に影響を及ぼす可能性のある法律により生ずる問題について、購入予定者に助言を行う責任を一切負いません。本社債の購入予定者は、かかる問題について自身の法務アドバイザーおよび財務アドバイザーに相談すべきです。本項は、有価証券、指数もしくはファンド、商品価格、通貨価値、発行会社と関連性のないもしくは複数の事業体の信用力、またはその他の資産に連動した本社債への投資に伴う最も重大なリスクを概説したものです。投資家は各自、本社債の購入を決定する前に、本社債が、投資家固有の状況に適しているか否かを慎重に検討すべきです。

## 発行会社に関するリスク

### 当社に関するリスク

モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレー・グループ各社の最終親会社です。当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（「MUF G」）との合併会社ですが、モルガン・スタンレー・グループの連結子会社の一つでもあります。

モルガン・スタンレー、当社およびその他のモルガン・スタンレー・グループ会社は重要な相互関係にあり、当社に対するまたは当社による資金、資本サービスおよび後方支援の提供等が行われるとともに、従業員を含む事業上または経営上のプラットフォームまたはシステムの共通化または共有が図られています。

### 市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、インプライド・ボラティリティ（オプション価格に内包された原証券の価格変動性）、相関関係または市場の流動性等の市場要因のうち、一または複数の水準が変動することにより、当社が保有するポジションまたはポートフォリオに損失が生ずるリスクをいいます。

*当社の業績は、市況の変動、世界および経済の情勢ならびにその他の要因により重大な影響を受ける場合があります。*

当社の業績は、世界および経済の情勢ならびにその他の要因による市況変動の影響を強く受けることがあります。これまでの当社の業績は、特に経済および政治の状況ならびに地政学的な事象の影響、市況（とりわけ、世界の株式市場、債券市場ならびに法人貸付、（商業向け、住宅向けの）モーゲージ貸付、商業用不動産およびエネルギー市場を含む信用市場およびコモディティ市場）の影響、現行、審議中および今後施行される法律、規制（自己資本規制、レバレッジおよび流動性要件を含む。）、政策（財政政策および金融政策を含む。）ならびに日本、米国および全世界の訴訟行為および規制措置の影響、株式、債券および商品の価格（原油価格を含む。）、金利、通貨価値等、およびその他の市場指数の水準とボラティリティ、信用・資本双方の利用可能性およびコスト、ならびに当社の短期および長期の無担保債務の信用格付け、金融市場における投資家、消費者および企業の心理と信頼、買収、資産売却または戦略的な取決めの実績、当社の評判および金融サービス業界に対する一般認識、インフレーション、自然災害、流行病および戦争またはテロ行為、既存のおよび潜在的な競合他社、政府、規制当局および自主規制機関の行為および計画、当社のリスク管理方針の有効性ならびに技術面の変化・リスクおよびサイバーセキュリティに関するリスク（サイバー攻撃および事業継続リスクを含む。）、あるいはこれらのまたはこれらと他の要因との組み合わせ等を含む多数の要因により重大な影響を受けてきており、今後の業績についても同様の影響が及ぶ可能性があります。また、当社の事業に関係のある立法、法律および規制の整備により費用の増加を招くおそれがあり、その結果、業績に影響する可能性があります。これらの要因により、当社の戦略目標の達成に悪影響を及ぼす場合があります。

当社の法人・機関投資家向け証券業務の業績は、特に、発行・流通市場のあらゆる種類の金融商品を対象とした取引への関与に係る業績について、上述のような当社が制御または確実に予測することのできない各種要因によって大幅に変動する場合があります。かかる変動により、新たな事業フローや有価証券その他の金融商品の公正価額が変化するため、業績に影響を及ぼすこととなります。

*当社は、市況の変動や低流動性により金融商品の価値の低下およびその他の損失を計上するおそれがあります。*

当社の保有する金融商品の一部は、特に市況の変動期においては市場のボラティリティや低流動性、および信用市場の混乱により評価が非常に困難となっています。当該金融商品の将来的な価値は、今後実勢的な要因を考慮して評価された場合に大幅に変動するおそれがあります。またこれらの金融商品を売却・決済する際の最終実現価格は、当該時点の市場の需要や流動性に左右され、現在の公正価額よりも著しく低下することがあります。上記の要因により、当社の金融商品の価値が低下し、当社の将来的な業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、資産の流動性低下に伴う資産価値の急速な下落からも明らかとなっており、金融市場は深刻な事象の発生による影響を受けやすいです。このような非常事態において、ヘッジ取引その他のリスク管理戦略は、取引損失を軽減するという点では、通常の市況の場合と比べ効果的に機能しない可能性があります。またかかる状況のもとで、市場参加者は特に、市場参加者の多くが同時かつ大規模に適用する取引戦略の影響を受けます。当社のリスク管理・監視手続においては、市場の極端な変動に対するリスクを定量化し軽減するよう努めています。しかし、過去数年間にも見られたように、市場の深刻な事象を予測することは過去の例においても困難であり、当社は、市場で深刻な事象が生じた場合には多額の損失を計上するおそれがあります。



当社は、大量かつ集中的なポジションの保有により損失のリスクを負う可能性があります。

リスクが集中している場合、当社のマーケット・メイク、投資、ブロック・トレードおよび貸付けの各業務においては、市況の悪化に際して減収や損失のおそれがあります。当社は、上記の各業務に多額の資金を投入しており、ときに特定の産業または分野において特定の発行体が発行する有価証券に対し大きなポジションを取ったり、かかる発行体に多額の貸付けを行ったりする場合があります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、借入人、取引相手方または発行体が当社に対して負う金融債務を履行しない場合に生じる損失のリスクをいいます。

当社は、当社に対して債務を負う第三者の債務不履行リスクにさらされています。

当社は、法人・機関投資家向け証券業務では多大な信用リスクにさらされています。このリスクは、取引相手方との間でスワップ契約やその他のデリバティブ取引を締結し、これに基づきかかる取引相手方が当社に対して支払債務を負うこと、各種の貸付コミットメントを通じて顧客に信用を供与すること、現物担保または金融担保の価値が貸付返済額の全額に不足するおそれのある短期または長期の資金調達を提供すること、清算機関、決済機関、取引所、銀行、証券会社およびその他の金融取引相手方に対し証拠金または担保を差し入れ、その他のコミットメントを提供すること、ならびに原債務および貸付けについて実際に生じたかまたは予想される不履行により資産価値の変動を招くおそれのある有価証券や貸付けのプールにおいて投資および売買を行うこと等、様々な事業活動により生じる可能性があります。

当社は、現行の評価額や引当額は、認識している水準のリスクには十分に対応していると考えていますが、経済情勢の悪化が、当社の顧客および現状の信用エクスポージャーに悪影響を及ぼす可能性もあります。また、当社は中央清算機関の清算会員会社として顧客のポジションに資金を充当しており、顧客の債務不履行または不正行為について責任を問われる場合があります。当社では信用エクスポージャーを定期的に審査していますが、発見または予測が困難な事象や状況から債務不履行リスクが生じるおそれがあります。

大手金融機関の債務不履行により金融市場全体に悪影響を及ぼすおそれがあります。

多くの金融機関は、信用、トレーディング、清算その他に関して相互関係を有しており、その経営の健全性も密接に相関している可能性があります。例えば、日本およびその他の法域における規制の要求に従い、特定の決済機関、中央清算機関または取引所を通じたトレーディングの集中化が進めば、これらの機関に係る当社のリスクの集中度が高まる可能性があります。このため、ある金融機関に対する懸念や当該金融機関の債務不履行もしくは不履行の可能性が、市場全体に及び重大な流動性や信用の問題、損失、または他の金融機関の債務不履行につながるおそれがあります。これは「システミック・リスク」と呼ばれることがあり、当社が日常的に関係する決済機関、清算機関、銀行、証券会社および取引所等の金融仲介機関に対して悪影響を及ぼすおそれをはらんでいます。したがって、かかる事象により当社が悪影響を被る場合があります。

#### オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス、人、システムの不備もしくは機能不全、またはその他の外的要因（例えば詐欺行為、窃盗、法務・コンプライアンス・リスク、有形資産に対する損害等）による損失、あるいは当社の評判に対する損害のリスクをいいます。当社は、セールス・トレーディング等の収益を生ずる業務ならびに情報技術および取引処理等の管理部門を含め、当社の事業活動全体にわたってオペレーショナル・リスクを負う可能性があります。オペレーショナル・リスクの範囲に含まれる法務、規制およびコンプライアンスのリスクについては、後記「法務、規制およびコンプライアンス・リスク」参照。

当社はオペレーション・システムやセキュリティ・システムの機能不全、侵害その他による中断等のオペレーショナル・リスクを抱えており、これにより当社の事業または評判が悪影響を被るおそれがあります。

当社の事業は、日常的に、多種多様な市場において多数の通貨により大量の取引を処理する能力に大きく依存しています。一部の事業では、処理の対象となる取引は複雑です。また、当社は新たな商品やサービスを導入したり、処理手続を変更したりする場合があります。その結果、当社が完全には評価または特定しきれない新たなオペレーショナル・リスクが生じる可能性があります。取引を処理するため使用される技術はより複雑化しており、プログラミング・コードの有効性が継続的に保たれ、かつ、データが完全であることに依拠しています。当社は、内容の異なる事業を、自社内でまたは外部業者との契約を通じて遂行しています。大量の取引の処理については、従業員、社内システムおよび関係会社以外の外部業者の運営する技術センターのシステムの能力に頼っています。

当社は、世界の資本市場の参加者として、データ、モデル、システムもしくは内部プロセスの不備または詐欺行為に起因する当社のトレーディング・ポジションのリスク管理や時価評価エラーのリスクを軽減するべく広範な管理体制を維持していますが、かかるリスクを完全に排除することはできません。

当社はさらに、証券取引の処理に利用する決済機関、取引所、清算機関などの金融仲介機関において運営上の機能不全が生じたり、廃止となったりするリスクにも直面しています。当社または外部業者のシステムに故障や誤作

動を生じた場合、あるいは外部業者または当社の従業員が不正または無許可の行為を働いた場合に、当社は金銭的損失を被り、流動性が低下し、事業に混乱を来し、規制上制裁を受け、または評判を損なうおそれがあります。さらに、複数の金融機関が、中央清算機関および取引所と相互接続していることや、これらの清算機関等の重要性が増していることから、ある一つの金融機関または事業体における運営上の機能不全が、当社の業務遂行能力に重大な影響を及ぼしうる業界全体の機能不全につながるリスクが増大しています。

当社はBCPプランを策定しているものの、かかるプランにより、当社が抱える潜在的な事業継続リスクのすべてが完全に軽減される保証はないです。当社の事業遂行能力は、当社の基幹設備の障害やニューヨーク都市圏、ロンドン、香港および東京のほかムンバイ、ブダペスト、グラスゴーおよびボルチモアに集中するモルガン・スタンレー・グループが拠点とする地域への障害が発生した場合に悪影響を被るおそれがあります。これらの障害には、物理的なアクセスの途絶、サイバー環境における事象、テロ活動、疫病の流行、大惨事、自然災害、異常気象、当社、当社の従業員または取引先が利用する電気、環境、コンピュータサーバー、通信その他のサービスの中断等が含まれます。

当社は、侵入検知・防止システム、重要な業務用アプリケーションを保護するためのファイアウォールの監視、当社のシステムにアクセスできる第三者サービス・プロバイダーの監督等の対策を講じることにより、当社のシステムおよびネットワークの維持およびアップグレードに多大な資源を投入していますが、これらのおよびその他の対策が絶対的な安全性を実現する保証はないです。スマートホン、タブレットその他のモバイル端末およびクラウド・コンピューティングの利用者の増加も、これらのおよびその他のオペレーショナル・リスクを増大させるおそれがあります。当社および第三者サービス・プロバイダーが他の金融サービス会社と同様に、不正なアクセス、情報の取扱ミスまたは誤用、コンピュータ・ウィルスまたはマルウェア、機密情報の入手、データ破壊、サービスの中断・劣化、システム妨害またはその他の損害を与えることを狙ったサイバー攻撃、サービス妨害(DoS)攻撃その他の事象にさらされる状況は今後も続きます。これらの脅威は、当社の従業員または第三者(第三者サービス・プロバイダーを含む。)の人為的ミス、詐欺行為または悪意に起因する場合もあれば、予期しない技術的な不具合によってもたらされる場合もあります。外国国家主体も含めた国外の過激派からもさらなる課題が突きつけられており、時に政治的目的を追求するための手段となっている場合もあります。また、このような過激派が従業員、顧客、取引先、第三者またはその他の当社のシステムのユーザーを唆して、当社や当社の顧客または取引先のデータにアクセスするために機微情報を開示させようとする可能性もあります。かかる不正アクセスやサイバー環境における事象が将来発生しないという保証はなく、より頻繁かつ大きな規模で発生するおそれがあります。

このような事象が生じた場合、当社のシステムはセキュリティの面で影響を被るおそれがあり、当社および第三者サービス・プロバイダーのコンピュータ・システムによって処理、保管および伝達される当社または当社の顧客、取引先もしくは取引相手方の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報が損なわれるおそれがあります。さらに、かかる事象によって当社、当社の顧客、取引先、取引相手方または第三者の事業を妨害または障害を引き起こすことがあり、その結果、当社の顧客および市場における評判が失墜し、顧客満足度が低下し、(システムの修復や新たな人員・保護技術の導入等により)当社の費用が増大し、規制上の調査、訴訟もしくは強制執行または規制当局からの罰金もしくは違約金の対象となるおそれがあり、これらはいずれも、当社の事業、財政状態または経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

モルガン・スタンレー・グループが世界中で事業を展開していることおよび当社が大量の取引を処理し、多数の顧客、パートナーおよび取引相手方と取引を行っていることや、サイバー攻撃が複雑化してきていることから、サイバー攻撃は、検知されないまま長期にわたって発生するおそれがあります。さらに、サイバー攻撃に関する調査は本質的に予測不可能であり、調査が完結し、完全かつ信頼できる情報が入手できるまでに時間を要する場合があります。その間、当社は被害の程度やその是正に最適な方法を把握することができない可能性があり、攻撃の一部は、発見および是正されるまでに繰り返されまたは悪化するおそれもあります。このような事態はいずれも、サイバー攻撃による費用および影響をさらに増大させます。

当社が取引先および第三者ベンダーとの間で締結している契約の多くには補償条項が含まれていますが、かかる補償条項により、損失を十分に相殺するに足る補償を受けられない可能性があり、補償をまったく受けられない可能性さえあります。当社はまた、約款の条件に従い、サイバー攻撃の一部が補償される可能性のある保険も維持していますが、かかる保険は損失を全額補償するには不十分である可能性があります。

## 流動性・資金調達リスク

流動性・資金調達リスクは、当社が資本市場へのアクセスを失い、または保有資産の売却が困難となることにより、事業運営に必要な資金を融通できなくなるリスクをいいます。また流動性・資金調達リスクには、継続企業としての存続が危ぶまれるような重大な態様で事業を中断させたり、評判を損なったりすることなく、金融債務を弁済できる能力も考慮されます。

当社の事業にとって流動性は必要不可欠であり、当社は事業運営上必要な資金調達の大部分を外部の源泉に頼ることがあります。

当社の事業にとって流動性は必要不可欠です。当社の流動性は、当社が長期もしくは短期の資本市場において資金調達を行うことができない場合、または有担保貸付市場を利用できない場合に、悪影響を被るおそれがあります。当社の資金調達能力は、金融市場に混乱が生じ、または金融サービス業界全体について否定的な見方が示されるなどの、当社が制御できない要因によって損なわれる場合があります。さらに、当社の資金調達能力は、当社が多大な営業損失を被り、格付機関が当社の格付けを引き下げもしくはウォッチをネガティブとし、当社の事業活動の水準が低下し、規制当局が当社に対して重大な措置を講じ、または従業員による重大な不正行為や違法行為が発覚したことによって、投資家または貸出機関が当社の長期・短期の財政見通しを否定的に捉えるようになった場合にも損なわれることがあります。上述した方法で資金を調達できない場合には、満期を迎える債務を弁済するために投資やトレーディングのポートフォリオをはじめ担保設定のない資産を資金調達に用いまたは現金化しなければならないおそれがあります。当社は資産の一部を売却できずまたは市場価値を下回る価格で売却しなければならないことがあり、いずれの場合も、当社の業績、キャッシュ・フローおよび財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社の借入コストおよび負債資本市場へのアクセスは、当社の信用格付けに大きく左右されます。

無担保での資金調達のコストや利用可能性は、通常、当社の短期および長期の信用格付けにより影響を受けます。格付機関は、内部統制、利益の水準や質、自己資本、資金調達および流動性、リスク選好度およびリスク管理、資産の質、戦略の方向性ならびに事業構成等、当社の信用格付けの決定のために重要な発行体の特定の要因について監視を続けています。加えて、格付機関は、規制または法律の変更、マクロ経済環境、および予期される範囲の政府支援の水準等のその他の業界全体の要因についても観察しており、当社や同様の金融機関の格付けが引き下げられるおそれがあります。

当社の信用格付けはトレーディング収益の一部に大きな影響を与えることがあり、この傾向は特に、相手方のより長期の業績が主な留意事項となる店頭デリバティブ取引等の業務（信用デリバティブ、為替取引、および金利スワップを含む。）において顕著です。法人・機関投資家向け証券業務の事業に関係した一部の店頭トレーディング契約その他について信用格付けが引き下げられた場合には、一定の取引相手方に対し追加担保の差入れまたは債務残高の即時決済を行う必要が生じるおそれがあります。当社のトレーディング契約およびその他の契約が終了した場合には、他の資金調達源を確保するか、多額の現金の支払いまたは有価証券の移動の必要が生ずることで、当社が損失を被り、当社の流動性が損なわれるおそれがあります。今後信用格付けが引き下げられた場合に発生する可能性がある追加担保額または契約終了に伴う支払金額は、契約毎に異なり、ムーディーズ・ジャパン株式会社、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社および株式会社格付投資情報センター（またはそれぞれの関係会社）のうちの一つまたは全部の格付けに左右される可能性があります。

当社の流動性および財政状態は、従来より国内および世界の市況と経済情勢による悪影響を被っており、今後もその可能性があります。

当社の長期もしくは短期の債券からの資金調達または有担保貸付市場の利用は、日本国内および世界の市況と経済情勢によって重大な悪影響を被る可能性があります。世界の市況および経済情勢は、過去数年間に於いて特に混乱と変動を生じており、今後もその可能性があります。とりわけ、資金調達コストと調達源の利用可能性については、信用市場における流動性の低下や信用スプレッドのさらなる拡大により悪影響を被るおそれがあります。日本およびその他の世界の市場と経済における著しい混乱は、当社の流動性および財政状態に悪影響を及ぼし、また当社と取引を行おうとする取引相手方や顧客の一部の意欲を減退させる可能性があります。

## 法務、規制およびコンプライアンス・リスク

法務、規制およびコンプライアンスに関するリスクには、当社が、自己の事業活動に適用される法律、規制、規則、関連する自主規制機関の諸規則および行動規範を遵守しなかったことにより負う法令上もしくは規制上の制裁もしくは罰金または課徴金の他、当社が事業活動を行う上で当社に対して訴訟等が提起された場合に判決その他に基づいて当社が負う可能性のある損害賠償金もしくは和解金等、重大な財務上の損失または評判の失墜に関するリスクが含まれます。また当社は、当社に関して憶測や事実に基づかない風評・風説が流布された場合に当社の社会的信用が低下するレピュテーション・リスクにもさらされています。これらのリスクには、取引相手方の履行義務が執行不能となるリスクをはじめ、契約上および商業上のリスクも含まれます。規制が急速にかつ場合により多様に変化する今日の状況において、当社は規制変更も法務、規制およびコンプライアンス・リスクの一要素と考えています。

金融サービス業界は、広範な規制に服しており、かかる規制の大幅な変更により当社の事業はその影響を受けることとなります。

当社は、日本の規制当局により直接規制を受けています。法令および規制は、当社の事業遂行の方法に重大な影響を及ぼし、既存の事業の範囲を制限するおそれがあり、商品の提供を拡大する能力や一定の投資を継続する能力を制限する場合があります。

日本の金融商品取引業者は、金融商品取引法(「金商法」)に従って、自己資本規制比率を120%以上に維持することが求められています。当該水準を維持することができない金融商品取引業者は、業務改善命令等、種々の命令に服することとなります。

さらに、金融商品取引業者は、金商法に従って、顧客の資産を保護するために、顧客取引に関連して預託を受けた(あるいは占有する)資産と、自己の有価証券および現金とを明確に分別して管理することを義務付けられています。当社による分別管理の状態は、証券会社を管轄する規制当局による検査、および日本証券業協会による監査を通じて定期的に精査されます。加えて、証券会社は、独立監査人による年次監査を受けるよう求められます。

金商法に基づく「ファイアウォール規制」により、当社の従業員は、関係会社との間で非公開の顧客情報を授受することを禁じられています。この原則には、内部管理または経営管理目的で情報を共有する場合、顧客から書面による事前の同意を得た場合、およびオプトアウト方式による場合という3つの例外が存在します。当社は、日本国内に多数の関係会社を有し、これらと緊密に協働して顧客にサービスを提供しています。当社の従業員が上記規制を遵守しない場合、または例外に該当しない場合には、規制当局による制裁や罰則の対象となります。

当社はモルガン・スタンレーの子会社であり、またスワップ・ディーラーとして米国商品先物取引委員会の登録を受けているため、米国の規制当局による規制もまた、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

米国および世界の立法機関や規制機関は、金融危機を受けて、広範な金融市場改革をすでに採択し、継続的に提案し、または目下その採択、最終決定あるいは実施を行う段階にあり、これにより、当社の事業に対する規制およびかかる事業の遂行の方法が大幅に変更される可能性があります。特に、このような改革により、当社はとりわけ、大幅に変更・拡大された規制および監督、当社の事業および当該事業を拡大する計画に対するさらなる徹底的な調査、新規取引に対する制限、さらに厳格な自己資本・流動性要件およびその他の強化された健全性基準を課すシステミック・リスクに係る制度、新たな破綻処理制度および破綻処理計画要件、事業活動および投資に対するボルカー・ルールによる新たな制限ならびに新たな包括的なデリバティブ規制に服する可能性があり、または今後服することとなる可能性があります。これらの改革の一部はすでに実施されていますが、最終規則の制定や移行期間の満了を待っている状態のものもあります。これらの改革により求められる変更の多くは、当社の事業の収益性や保有資産の価値に大きく影響し、当社に追加費用の負担を課し、事業実務の変更を求め、もしくは事業の廃止を余儀なくし、当社の配当支払能力および自己株買戻能力に悪影響を及ぼし、または、当社の株主もしくは債権者に不利に影響するような方法を含め、当社に資本の調達を要求する可能性があります。さらに、外国の政策決定機関および規制当局が提案している規制上の規則は当社が服する米国規制に矛盾または抵触する可能性があるため、かかる規則が実際に採択されれば、当社に悪影響が及ぶおそれがあります。これらの変化による影響の全体像は未だ不透明ですが、当社が将来、より複雑な規制枠組みに服し、かつ新たな要件を遵守し法令遵守状況のモニタリングを行うために費用を負担する可能性があると考えられています。

例えば、ドッド・フランク法のボルカー・ルール条項は、当社の事業に影響を及ぼすおそれがあります。当社は、ボルカー・ルールの影響を受ける可能性のある業務について検討を行っており、ボルカー・ルールを遵守するために必要なコンプライアンス体制の整備に向けた施策を講じています。新たな枠組みが複雑であることから、ボルカー・ルールによる影響の全体像は依然として不透明であり、最終的には、監督責任を負う5つの規制機関の解釈および実施状況に左右されることとなります。

当社の事業、財政状態および業績は、政府の財政政策および金融政策により悪影響を受けるおそれがあります。

当社は、日本および国外の規制当局・機関により採択された財政政策および金融政策の影響を受けます。例えば、日本銀行および諸外国の中央銀行当局によって講じられる措置は、当社の貸付、資本調達および投資活動に係る資金コストに直接的に影響を及ぼし、当社の保有する金融商品の価値に影響を及ぼす可能性があります。加えて、かかる金融政策の変更は、顧客の信用度に影響を及ぼす可能性があります。国内外の金融政策の変更は、当社による制御の範囲を超えたものであり、予測することが困難です。

利益相反に適切に対処できない場合、当社事業および評判は悪影響を受けるおそれがあります。

当社は、国際的な金融サービス・グループの一部として事業法人、政府、金融機関および個人等の多数かつ多様な顧客に対し商品およびサービスを提供しているため、通常の業務の過程で利益相反が生じるおそれがあります。例えば、当社と顧客の間もしくは顧客同士の間において、または従業員と当社もしくは顧客との間で利害関係に相違があった場合、潜在的な利益相反を生じることがあります。当社は、潜在的な利益相反への対応を目的とした方針、手続および制度を設けているものの、潜在的な利益相反の特定および低減は複雑かつ困難であることがあり、メディアによる注目や規制当局による調査の対象とされるおそれがあります。現に、利益相反状態を生ずるとどまるのみと思われた行為が、実際の利益相反の可能性は低減されているにもかかわらず、当社の評判を危険にさらすおそれもあります。そのため、潜在的な利益相反によって、新たな訴訟が提起されたり強制的な措置が採られたりする可能性もあり、これが利益相反の可能性のある取引を行おうとする顧客の意欲を減退させ、当社の事業および評判に悪影響を及ぼすおそれがあります。

当社を管轄する規制当局は、特定の取引の綿密な調査等により当社の活動に潜在的な利益相反がないかを精査する権限を有します。

## リスク管理

当社のリスク管理戦略は、あらゆる市場環境下でまたはすべての種類のリスクに対し、自己のリスク・エクスポージャーの軽減が完全に有効でない場合があります。

当社は、リスク管理ポリシーおよび手続の整備に多大な資源を費やしており、今後も同様に継続していくことが期待されます。にもかかわらず、ヘッジ戦略を含む当社のリスク管理戦略は、あらゆる市場環境下で、または確認もしくは予測されていなかったものを含むすべての種類のリスクに対して、自己のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合があります。当社の事業が変化および成長し、当社が事業を展開する市場も進化するにつれ、当社のリスク管理戦略がかかる変化に常に適応できるとは限りません。当社のリスク管理手法のなかには、過去に観察された市場動向および経営陣の判断に基づくものがあります。そのため、かかる手法によって将来のリスク・エクスポージャーを予測することができず、エクスポージャーが過去の測定結果に示されるものから大幅に拡大する可能性があります。例えば、金融危機下の市況は、過去に例のなかった大きな動きを見せ、リスク管理に過去の情報を使用することに内在する限界が強調されました。特に市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法的リスク、規制リスクおよびコンプライアンス・リスクの管理は、多数の取引および事象の適切な記録と検証を行うためのポリシーおよび手続を要しますが、かかるポリシーおよび手続が完全に有効には機能しない場合があります。また当社のトレーディング・リスク管理の戦略および手法においては、売買ポジションによる収益力と潜在損失に対するエクスポージャーとの均衡を図っています。当社では、広範かつ分散された一連のリスク監視・軽減手法を導入していますが、かかる手法およびその適用の判断において、すべての経済上、財政上の結果および結果発生の時期を予想することはできません。例えば、当社のトレーディング業務または投資業務において比較的流動性の低い取引市場が関与する場合、さもなければ売却またはヘッジが制限される場合、当社はポジションを減少させることができず、ひいては、かかるポジションに伴うリスクも軽減することができないことがあります。そのため、当社はトレーディング業務または投資業務において損失を被る可能性があります。

## 競合的環境

当社が事業を行う金融サービス業界における競争は、非常に激しいです。

日本の金融および証券市場においては、一層の規制緩和、オンライントレードの普及、外国投資銀行による日本国内における事業の拡大、他業界から証券業界への新規参入等の変化が生じています。金融規制緩和およびオンライントレードの普及は、当社の事業機会拡大に寄与していますが、同時に、新たな競合会社による証券事業への参入に伴い競争は激化しています。特に、ネット証券会社が提供する手数料ベースのサービスが急速に広まったことで、手数料その他の収益の獲得機会に下方圧力が働いた結果、価格競争が生じています。また、外国証券会社が日本市場の法人アドバイザー・サービス分野において事業を拡大していることに伴い、外国証券会社との競争も激化しています。加えて、日本の金融業界内の大規模な事業統合により、当社と競合する、広範な金融サービスを提供する総合金融機関が誕生しています。こうした状況下で、当社は、顧客のために、モルガン・スタンレーが有する技術力および世界的なネットワークを活用し、グローバルな金融商品およびサービスを提供する取組みを大幅に強化しています。しかしながら、当社が競合他社よりも優位に立つことができなければ、当社の財政状態および業績は悪影響を被る可能性があります。

取引市場の自動化により当社の事業に悪影響が及び、競争の激化につながるおそれがあります。

当社は近年、いくつかの事業で激しい価格競争に直面しています。特に、取引所、スワップ執行ファシリティおよびその他の自動化されたトレーディング・プラットフォーム上で有価証券、デリバティブその他の金融商品を電子的に売買できることにより、ビッド・オファー・スプレッド、取引手数料、運用手数料または類似の受取手数料に対する圧力が強まっています。自動化された電子市場を直接に利用する傾向は今後も継続するものとみられており、さらに多くの市場がより自動化されたトレーディング・プラットフォームに移行するにつれこの傾向は強まるものとみられています。当社は、上記およびその他の分野において競争圧力を受けており、競合他社がビッド・オファー・スプレッド、取引手数料、運用手数料または類似の受取手数料の引下げによる市場シェア獲得を追求すれば、今後も競争圧力を受け続けるおそれがあります。

優秀な従業員の維持および確保は当社の事業が成功するために不可欠であり、これが維持または確保できない場合には当社の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

人材は最も重要な資源であり、優秀な従業員をめぐる熾烈な競争が展開されています。能力の高い従業員を維持・確保できず、または競争上の優位性を保つために必要な程度または形態において維持・確保できない場合、あるいは従業員を維持・確保するための報酬費用が増加した場合、競争上の優位性を含む当社の業績は重大な悪影響を被るおそれがあります。金融業界においては、インセンティブに基づく報酬に関する制限、クローバック要件、特別税を含め、従業員報酬に対してより厳しい規制が課せられており、また課せられ続ける可能性があります。これによって当社の最も優秀な従業員の雇用・維持に悪影響が及ぶおそれがあります。

## 国際リスク

当社は国際的に事業展開しているため、政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされており、当社の事業に様々な悪影響を及ぼすおそれがあります。

モルガン・スタンレー・グループの一部として、当社は多数の国で事業展開する企業が避けることのできない、国有化、強制収用、価格統制、資本規制、為替管理、公租公課の増加および政府によるその他の規制措置、ならびに戦争行為の発生または政治、行政における不安定性等の可能性を含む、政治、経済、法律、税、営業、フランチャイズ上その他のリスクにさらされています。

## 合併事業に関するリスク

当社のMUF Gおよびその他の企業との合併事業は成功しない可能性があり、当社の経営および他のパートナーとの提携における柔軟性を低下させるおそれがあります。

当社は、MUF Gとの合併事業です。モルガン・スタンレーおよびMUF Gが、競争環境の変化等の理由により共通の財政目標を成功裡に達成することができない場合、当社の業績は悪影響を被る可能性があります。モルガン・スタンレーおよびMUF Gが共通の財政目標の達成に向けて順調に前進したとしても、当社の業績は、短期的、中期的に悪影響を受けるおそれがあります。加えて、モルガン・スタンレーは、MUF Gとの利益相反に直面する可能性があり、その結果、当社の業績に悪影響が及び、評判が損なわれるおそれがあります。

MUF Gとの合併事業は、モルガン・スタンレーまたは当社が他の提携または協業を行う能力を制限する可能性があり、今後の提携の条件によって当社の経営の柔軟性が制限されるおそれがあります。合併事業はまた、モルガン・スタンレーまたはMUF Gが戦略を変更し、不履行に陥り、またはその他の課題が生じた場合、所定の目的を達成できない可能性があります。さらに、合併事業として事業を行う場合、しばしば、情報共有および意思決定に多くの手続きを要する場合があります、それが事業環境の変化等の迅速な行動が求められる事態への対応の遅れにつながる可能性があります。その結果、当社の財政状態および業績は重大な悪影響を受けるおそれがあります。

当社は、合併事業および戦略的パートナーシップの形で今後も投資に携わることがあり、こうした投資もまた、上述したリスクの一部または全部の対象となります。

## 当社に固有のリスク

当社とその他のモルガン・スタンレー・グループ会社とは重要な相互関係にあります。

当社は、モルガン・スタンレー・グループの主要な事業会社の一つであり、単体としては、幅広い金融および証券業務を提供しています。当社とモルガン・スタンレーおよびその他のモルガン・スタンレー・グループ会社とは重要な相互関係にあり、当社に対するまたは当社による資金、資本、サービスおよび後方支援の提供等が行われるとともに、従業員を含む事業上または経営上のプラットフォームまたはシステムの共通化または共有が図られています。かかる相互関係にあることに加え、当社およびその他のモルガン・スタンレー・グループ会社のいずれもがグローバル金融サービス分野に参入していることから、モルガン・スタンレーまたはその他のモルガン・スタンレー・グループ会社の事業および状態に影響を及ぼす要因は、当社の事業および状態にも影響を及ぼす可能性があります。かかる影響は、例えば経済的要因または市場要因が当社またはその他のモルガン・スタンレー・グループ会社が事業を展開する市場に直接影響を及ぼす場合には直接的なものとなり、また、例えば何らかの要因が、他のモルガン・スタンレー・グループ会社が有する、当社に対してサービス、資金もしくは資本を提供する能力、または直接・間接に当社と取引をする能力に影響を及ぼす場合には間接的なものとなります。同様に、当社またはその他のモルガン・スタンレー・グループ会社の評判または地位に影響を及ぼす事象は、当社にも間接的に影響を及ぼす可能性があります。したがって、当社を評価する際には、かかる相互関係を考慮する必要があります。

## 保証は存在しないこと

当社が発行する有価証券は、モルガン・スタンレーによる保証の対象とはなりません。

リスクは、モルガン・スタンレーおよび当社のいずれの事業活動にも内在し、当社より広範なモルガン・スタンレー・グループという枠の中で、当社によって管理されます。モルガン・スタンレー・グループは、その事業活動に伴う各種リスクを、定められた方針および手続に従い、かつ個々のグループ法人を考慮しながら、グローバルに特定、評価、監視および管理するべく努めています。当社が定めるリスク管理方針および手続は、モルガン・スタンレー・グループの方針および手続と一致しています。

## 5【経営上の重要な契約等】

2010年5月1日付けで、モルガン・スタンレーおよびMUF Gは日本における証券業務を統合し、当社(従前の商号はモルガン・スタンレー証券株式会社(「MSJS」))および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(従前の商号は三菱UFJ証券株式会社(「MUS」))。「MUMSS」。当社と総称して「本合併事業」という。)の2社に対する共同出資を通じた合併事業を開始しました。これに先駆け、2010年3月30日付けで、モルガン・スタンレー、MUF GおよびMSJSの間でMSMS Shareholders Agreementを締結しております。合併事業を行うに当たり、MSJSのインベストメント・バンキング部門はMUSのインベストメント・バンキング部門に統合されています。MUF Gは、日本でMUSが行っていた投資銀行業務、ホールセール業務および個人向け証券業務をMUMSSに拠出しました。当社は、日本で行っていた販売・トレーディング業務およびキャピタル・マーケット業務を継続しています。モルガン・スタンレーは本合併事業に対する経済的出資持分比率の40%を、MUF Gは本合併事業に対する経済的出資持分比率の60%を所有しています。MUMSSに対するモルガン・スタンレーおよびMUF Gの議決権はそれぞれ40%と60%ですが、モルガン・スタンレーおよびMUF Gが当社に対して有する議決権は、それぞれ51%および49%であります。モルガン・スタンレーは引き続き要約連結財務諸表上で当社を連結し、2010年5月1日以降、MUMSSに対する持分を法人・機関投資家向け証券業務の持分法投資として計上しています。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。



## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

(財政状態)

第10期事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

資産の部

流動資産は6兆7,835億円と前事業年度末比1兆59億円(17%)増加しました。これは主に流動性ポリシーの変更による当座預金の増加の他、トレーディング商品およびO T Cデリバティブ取引にかかる差入保証金の増加によるものであります。

固定資産は53億円と前事業年度末比4億円(8%)増加しました。

以上の結果、当事業年度末の総資産は6兆7,888億円と前事業年度末比1兆64億円(17%)増加しました。

負債の部

流動負債は6兆3,087億円と前事業年度末比8,256億円(15%)増加しました。これは主にトレーディング商品の増加およびO T Cデリバティブ取引にかかる受入保証金の増加によるものであります。

固定負債は3,235億円と前事業年度末比1,860億円(135%)増加しました。これは主に流動性ポリシーの変更および劣後借入による親会社借入金の増加によるものであります。

特別法上の準備金は、金融商品取引法の規定に基づき22億円を追加計上しております。

以上の結果、当事業年度末の負債合計は6兆6,428億円と前事業年度末比1兆139億円(18%)増加しました。

純資産の部

純資産は1,460億円と前事業年度末比75億円(4%)減少しました。これは主に剰余金の配当による減少、当期純利益による利益剰余金の増加によるものであります。

当第3四半期会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

資産の部

流動資産は6兆2,125億円と前事業年度末比5,709億円(8%)減少しました。これは主に有価証券担保貸付金、トレーディング商品およびO T Cデリバティブ取引にかかる差入保証金の減少によるものであります。

固定資産は55億円と前事業年度末比1億円(3%)増加しました。

以上の結果、当四半期会計期間末の総資産は6兆2,180億円と前事業年度末比5,707億円(8%)減少しました。

負債の部

流動負債は5兆6,408億円と前事業年度末比6,678億円(10%)減少しました。これは主に有価証券担保借入金、トレーディング商品およびO T Cデリバティブ取引にかかる受入保証金の減少によるものであります。

固定負債は4,208億円と前事業年度末比973億円(30%)増加しました。これは主に親会社借入金の増加によるものであります。

以上の結果、当四半期会計期間末の負債合計は6兆722億円と前事業年度末比5,705億円(8%)減少しました。

純資産の部

純資産は1,458億円と前事業年度末比1億円(0%)減少しました。これは主に剰余金の配当による減少、四半期純利益による利益剰余金の増加によるものであります。

(経営成績)

業績の概要につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載のとおりです。

(キャッシュ・フローの状況)

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりであります。

事業所名	所在地	建物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (人)	摘要 (注)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
本社	東京都千代田区	-	-	-	-	722	賃貸

(注) 当事業年度における上記物件にかかる不動産関係費は、2,557百万円であります。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
W種類株式	199,900
X種類株式	49
Y種類株式	51
Z種類株式	200,000
計	400,000

## 【発行済株式】

種類	発行数（株） （平成28年2月29日）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
W種類株式	99,900	非上場	（注）
X種類株式	49	非上場	（注）
Y種類株式	51	非上場	（注）
計	100,000	-	-

（注） 当社の株式を譲渡または譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

（注） 各種類株式の概要については、6【コーポレート・ガバナンスの状況等】（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】 種類株式の概要をご参照ください。

## (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成23年11月29日 （注1）	-	100,000	64,000	62,149	16,000	16,849

（注1） その他資本剰余金振替のための減資であります。

## (5) 【所有者別状況】

## W種類株式

平成28年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	2	2	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	99,900	99,900	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100	100	-

(注) 自己株式11,430株は、「個人その他」に記載しております。

## X種類株式

平成28年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	1	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	49	49	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100	100	-

## Y種類株式

平成28年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	51	-	-	-	51	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

## (6)【大株主の状況】

## 所有株式数別

平成28年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
MMパートナーシップ	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	88,519	88.51
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	51	0.05
計	-	88,570	88.57

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式11,430株があります。

(注) 小数点第3位以下は切り捨てとしております。

## 所有議決権数別

平成28年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	51	51
MMパートナーシップ	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	49	49
計	-	100	100

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成28年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	W種種類株式 99,900	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	X種種類株式 49 Y種種類株式 51	X種種類株式 49 Y種種類株式 51	(注)2
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	100,000	-	-
総株主の議決権	-	100	-

(注)1 「無議決権株式」には、当社所有の自己株式11,430株が含まれております。また、W種種類株式の内容は6 [コーポレート・ガバナンスの状況等] (1) [コーポレート・ガバナンスの状況] 種類株式の概要に記載しております。

2 X種種類株式およびY種種類株式の内容は6 [コーポレート・ガバナンスの状況等] (1) [コーポレート・ガバナンスの状況] 種類株式の概要に記載しております。

## 【自己株式等】

平成28年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番7号大手町 フィナンシャルシティ サウスタワー	11,430	-	11,430	11.43
計	-	11,430	-	11,430	11.43

（注） 上記は、無議決権株式の区分におけるW種種類株式に含まれます。

## （８）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、利益処分につきましては、自己資本規制比率等、第一種金融商品取引業者としての業務を行う上での重要な指標を考慮しつつ、ジョイント・ベンチャーとして今後の事業展開等を総合的に勘案し、必要なリスク量に応じた中核自己資本を確保した上で、剰余金の配当を行う方針であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
平成27年6月29日 [株主総会]決議	10,208	115,325
平成27年12月7日 [取締役会]決議	4,889	55,237

## 4【株価の推移】

当社株式は非上場のため、該当事項はありません。

## 5【役員状況】

男性10名 女性1名（役員のうち女性の比率9%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	-	川俣 喜昭	昭和25年5月30日	昭和48年4月 三和銀行 入行 平成13年3月 同行 執行役員 市場国際部長 平成13年12月 同行 執行役員 平成14年1月 株式会社UFJ銀行 執行役員 平成14年5月 同行 常務執行役員 平成16年5月 同行 専務執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 平成20年4月 同行 専務執行役員 米州本部長 平成22年5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 非常勤顧問（現職） 当社 取締役会長（現職）	注3	-
代表取締役社長	-	ジョナサン・キンドレッド	昭和35年11月27日	昭和58年7月 モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド（ニューヨーク）入社 昭和60年5月 モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド（ロンドン）入社 平成元年1月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド 入社 平成5年2月 同社 アジア金融商品開発部 共同部長 平成11年8月 同社 日本支店債券統括本部 共同部長 平成12年1月 同社 アジア債券統括本部 共同部長 平成14年12月 同社 アジア債券統括本部長 平成17年10月 モルガン・スタンレー証券準備株式会社 取締役 平成18年3月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド 代表取締役社長 平成18年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 代表取締役社長 平成19年10月 モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 代表取締役社長（現職） 平成22年5月 当社 代表取締役社長（現職） 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 取締役 平成23年6月 同社 取締役会長（現職）	注3	-
取締役	-	佐藤 保雄	昭和38年2月7日	昭和61年10月 モルガン・スタンレー証券会社 東京支店 入社 平成17年10月 モルガン・スタンレー証券準備株式会社 取締役 平成18年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 取締役兼ファイナンス統括本部長 平成19年10月 モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 取締役（現職） 平成22年5月 当社 取締役兼管理統括本部長（現職） 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 取締役（現職）	注3	-
取締役	-	若松 剛	昭和42年8月20日	平成3年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド 入社 平成17年5月 同社 投資銀行本部株式資本市場部 部長 平成20年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 投資銀行本部資本市場部 部長 平成22年5月 当社 資本市場部 部長 平成23年1月 当社 資本市場統括本部 本部長（現職） 平成23年6月 当社 取締役（現職）	注3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	田村 浩四郎	昭和41年5月7日	平成元年1月 シティコープ・ヴィッカーズ・ダ・コスト証券会社 入社 平成2年9月 ジェームス・ケーベル証券会社 入社 平成3年10月 パークレイズ(BZW)証券会社 入社 平成8年12月 モルガン・スタンレー証券会社 入社 平成20年4月 同社 取締役兼株式統括本部長 平成22年4月 モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 取締役(現職) 平成22年5月 当社 取締役兼株式統括本部長(現職)	注3	-
取締役	-	山下 幹夫	昭和25年10月20日	昭和56年8月 野村證券株式会社 入社 平成12年7月 モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッド 入社 平成18年3月 モルガン・スタンレー証券準備株式会社 取締役 平成18年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 取締役兼コンプライアンス本部長 平成19年10月 モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 取締役(現職) 平成22年5月 当社 取締役兼コンプライアンス本部長(現職)	注3	-
取締役	-	橋本 幸子	昭和43年7月16日	平成4年1月 JPMorgan証券会社 入社 平成13年4月 クレディ・スイス・ファースト・ボストン 入社 平成20年5月 モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド香港 入社 平成23年6月 当社 出向 平成24年9月 当社 入社 平成25年1月 当社 取締役兼債券統括本部長(現職) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 取締役(現職)	注3	-
取締役	-	小野寺 隆実	昭和32年4月4日	昭和55年4月 株式会社三菱銀行 入行 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 融資企画部長 平成18年6月 同行 執行役員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 平成22年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 平成25年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 取締役副社長(現職) 平成25年7月 三菱UFJセキュリティーズ(USA) 取締役(現職) 三菱UFJセキュリティーズ(香港)ホールディングス 取締役(現職) 三菱UFJセキュリティーズ(シンガポール) 取締役(現職) 平成26年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員(現職) 三菱UFJセキュリティーズインターナショナル 取締役(現職) 平成27年1月 当社 取締役(現職) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 取締役(現職) 平成27年10月 三菱UFJセキュリティーズ(香港) 取締役(現職)	注3	-



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	細見 昌裕	昭和34年7月20日	昭和58年4月 株式会社三菱銀行 入行 平成22年4月 三菱UFJ証券株式会社(現:三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会 社) リスク統括部長 平成24年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会 社 リスク統括部長 平成24年6月 同社 執行役員 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株 式会社 執行役員 平成27年6月 当社 取締役(現職) 三菱UFJ証券ホールディングス株式会 社 常務取締役(現職) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株 式会社 常務取締役(現職) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グ ループ 常務執行役員(現職)	注3	-
取締役	-	伊藤 健哲	昭和38年3月6日	昭和61年4月 株式会社三菱銀行 入行 平成22年10月 株式会社三菱東京UFJ銀行 ストラク チャードファイナンス部投資開発室長 平成24年5月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グ ループ コンプライアンス統括部長 平成25年5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会 社 国際企画部長 平成26年6月 同社 経営企画部アライアンス戦略室 参事(現職) 当社 取締役(現職)	注3	-
監査役	-	猪鼻 孝夫	昭和24年11月27日	昭和49年9月 アーンスト・アンド・アーンスト東京事 務所 入所 昭和56年8月 公認会計士登録 昭和63年5月 米国ニューヨーク州公認会計士登録 平成8年7月 太田昭和監査法人 代表社員(現:新日 本有限責任監査法人) 平成20年4月 明治大学専門職大学院 教授(現職) 平成22年7月 当社 監査役(現職)	注4	-

(注)1. 取締役 川俣喜昭、小野寺隆実、細見昌裕および伊藤健哲は、社外取締役であります。

2. 監査役 猪鼻孝夫は、社外監査役であります。

3. 平成27年6月29日から平成28年3月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。

4. 平成26年6月27日から平成30年3月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。

5. 取締役 ジョナサン・キンドレッド、佐藤保雄、若松剛、田村浩四郎、山下幹夫および橋本幸子はY種種類株主総会にて、取締役 川俣喜昭、小野寺隆実、細見昌裕および伊藤健哲はX種種類株主総会にて選任された取締役であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

<機関の内容>

当社は、法令および規制並びに定款の遵守に関する問題が、当社の取締役会あるいは下記の関連するコミッティー若しくはサブ・コミッティーまたは内部管理統括責任者に報告されるよう、組織体制を整備しています。

#### A．マネジメント・コミッティー

当社のマネジメント・コミッティーは、取締役会からの委任に基づき、当社の業務および運営に関する検討およびモニタリングを行い、また、必要に応じ、これらに関するポリシーその他の行為について決定を行う職責を負います。マネジメント・コミッティーは、当社の代表取締役社長兼CEOおよび上級役員（営業部門の責任者、社長室長、ファイナンス本部長、リスク管理本部長、法務・コンプライアンス本部長等）を含むメンバーにより構成されます。マネジメント・コミッティーは、下記のサブ・コミッティー、および、随時設立されるその他のサブ・コミッティーに対し、所定の職責を委任しております。

#### B．マネジメント・コミッティーのサブ・コミッティー

- ・コンプライアンス・アンド・オペレーティング・リスク・コミッティー
- ・金融リスク管理委員会
- ・インフラストラクチャー・オーバーサイト・コミッティー
- ・フランチャイズ・コミッティー
- ・テクノロジー・コミッティー

#### C．内部管理部門

当社の内部管理統括責任者は、コンプライアンス本部長であり、内部管理部門の責任者および各営業部門のシニア・リスク・オフィサーは、内部管理統括責任者に対して、重要案件を報告しています。内部管理部門、内部管理責任者および内部管理統括責任者は、営業部門から独立しております。当社の内部管理部門は、以下の通りです。

- ・法務・コンプライアンス本部
- ・ファイナンス本部（主計部、ISGファイナンス部、コーポレート・レポート部、財務部および税務部）
- ・リスク管理本部（マーケットリスク管理部、クレジットリスク管理部、オペレーショナルリスク管理部およびリクイディティリスク管理部）
- ・内部監査部
- ・広報部

なお、法務・コンプライアンス本部内のコンプライアンス・アセスメント・グループが、個別の業務について、規制上の潜在的な問題点の検討を行い、研修の必要性や手続きの改善策等を特定するために、主要なポリシーの遵守状況およびリスクを検証しております。

<内部統制システムの整備の状況>

当社は、モルガン・スタンレー・グループの連結子会社であり、モルガン・スタンレー・グループのグローバル・ポリシーおよび手続きを指針とするものの、当社の取締役会並びに取締役会により授権されたコミッティーおよび上級役員に帰属する決定権限に常に服します。

当社の内部統制システムは、取締役会により、「業務の適正を確保するための体制」として決議されており、主に以下の体制を定めております。

- ・取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・上記の使用人の取締役からの独立性および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続等に係る方針に関する事項

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査及び監査役監査

内部監査部は、独立的な立場で当社のリスク管理過程の継続的な改善を促進する他、当社の業務リスクを認識・評価し、内部統制機構の適性と効果を判断します。内部監査部は、監査計画、重要な監査指摘事項等をマネジメント・コミッティーおよびコンプライアンス・アンド・オペレーティング・リスク・コミッティーに報告しており、監査指摘事項は、各部門のマネジメントが改善遂行の責任を負い、内部監査部は定期的に進捗状況をフォローアップしています。また、内部監査部は、定期的に取り締役会にも報告しております。平成28年1月末現在における内部監査部の人員は、8名となっております。

また、当社には1名の監査役があり、監査役は、取締役会に出席するとともに、社内のその他の重要な会議に出席することが認められています。監査役は、取締役等から事業の報告を受けるとともに、重要書類の閲覧、内部監査部や会計監査人から報告等を受けることにより、取締役の職務執行を監査しております。

当社では、内部監査部、監査役および会計監査人は、有効に監査を行うため、必要に応じて意見・情報交換を行い、相互に連携強化に努めております。

社外取締役及び社外監査役

当社と社外取締役および社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名等	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 佐藤 嘉雄	有限責任監査法人トーマツ

監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者	人数
公認会計士	11名
会計士試験合格者等	10名
その他	9名
合計	30名

役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。なお、役員それぞれの雇用会社より別途従業員給与の支払があります。

責任限定契約内容の概要

会社法第427条第1項および定款の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令が規定する最高責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

取締役会で決議できるとした株主総会決議事項

<取締役及び監査役の責任免除>

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）が、萎縮することなく業務を執行することを可能とするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

<中間配当の決定機関>

当社は、機動的な株主への利益還元や資本政策を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

### 取締役の定数、資格要件

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

### 取締役の選任解任の決議要件

当社は、種類株主Xおよび種類株主Yは、それぞれX種株主総会およびY種株主総会において、取締役をそれぞれ4名および6名まで選任することができる旨を定款に定めております。

また、各種類株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議により行う旨を定款に定めております。

### リスク管理体制整備の状況

当社は、モルガン・スタンレーが定めるリスク管理の基本原則に基づき、リスク管理規程を定め、適切なリスク管理に努めております。

当社においては、営業部門から独立した形で、リスク管理本部のもと、マーケットリスク管理、クレジットリスク管理、オペレーショナルリスク管理、およびリクイディティリスク管理が運営されています。

さらに包括的なリスク管理の運営のため、各種委員会(金融リスク管理委員会、コンプライアンス・アンド・オペレーティング・リスク・コミッティー、フランチャイズ・コミッティー、テクノロジー・コミッティー)がマネジメント・コミッティーのもと設置されています。

### 種類株式の概要

#### <種類株式Wの内容>

##### (議決権)

1. 種類株式Wは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式Wの種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

##### (剰余金配当請求権)

種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

#### <種類株式Xの内容>

##### (議決権)

種類株式Xは、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。

##### (剰余金配当請求権)

種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

##### (取締役の選任解任権)

種類株式の株主(以下「種類株主X」という。)は、種類株主Xを構成員とする種類株主総会(以下「種類株主総会」という。)において、取締役を4名まで選任することができます。X種株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、X種株主総会の決議により行います。

##### (拒否権)

1. 次の各号に掲げる事項は、法令、本定款または取締役会規則に従い必要とされる株主総会または取締役会の決議のほか、X種株主総会の決議を要するものとします。

(1) 定款または取締役会規則の改定、変更または廃止

(2) 発行可能株式総数の変更、株式分割、株式併合、株式等(株式その他の持分(名称および議決権の有無を問いません。))または新株予約権、オプション、ワラントその他の株式その他の持分への転換若しくは交換が可能な、若しくはそれらの取得権が付された、有価証券もしくは権利をいう。以下同じ)の発行(自己株式の処分を含みます。)

(3) 合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の会社等との経営統合

(4) 重要な組合契約、合併契約、業務提携契約、損益共通契約またはマネジメント契約の締結、変更、更新または解約

(5) 他の会社等の事業の全部若しくは重要な一部または株式その他の持分の取得、賃貸または処分(単一の取引によると複数の取引によるとを問いません。)。ただし、通常業務の範囲内で行われる場合を除きます。

(6) 解散または特別清算、破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産法に基づく手続の申立て、または、第三者による申立てへの同意

- (7) 当会社子会社による第2号（当社の完全子会社が当社または当社の他の完全子会社に対して株式等を発行する場合を除きます。）から第6号までに掲げる行為を当該子会社の株主総会での議決権行使その他の方法により承認することの決定
2. 前項において「子会社」とは、ある者（法人、組合、有限責任会社、社団（法人格の有無は問いません。）、信託その他の法人、組織等を含みます。以下同じ）に関し、その時点において通常の場合で、取締役の選任に際して議決権を行使できる発行済株式の少なくとも過半数の議決権が、直接または間接に、その者により、その者およびその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有されている法人、その他の者（法人を除きます。）で、その時点において通常の場合で、少なくとも過半数の議決権持分が直接または間接に、その者により、その者およびその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有または支配されている者、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の修正を含みます。）第8条第3項において子会社とされる事業体、または 米国1956年銀行持株会社法およびその下位規則において子会社とされる事業体を意味し、「完全子会社」とは、ある者またはその者の他の完全子会社のみが自己資本（株式、組合持分、出資証券またはその他の単位であるかを問いません。）を保有する者を意味します。

< 種類株式 Y の内容 >

（議決権）

1. 種類株式 Y は、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式 Y の種類株主（以下「種類株主 Y」という。）を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

（剰余金配当請求権）

種類株式 Y は、剰余金の配当および中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

（取締役の選解任権）

種類株主 Y は、種類株主 Y を構成員とする種類株主総会（以下「Y 種類株主総会」という。）において、取締役を6名まで選任することができます。Y 種類株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、Y 種類株主総会の決議により行います。

< 種類株式 Z の内容 >

（議決権）

1. 種類株式 Z は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式 Z の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

（剰余金配当請求権）

種類株式 Z は、剰余金の配当および中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

（2）【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	46	6	46	6
計	46	6	46	6

【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**  
(最近事業年度および前事業年度)

顧客資産の分別管理の検証業務であります。

**【監査報酬の決定方針】**

当社の監査公認会計士等の報酬につきましては、規模、監査に要する人員および監査日数等を総合的に勘案した上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツより監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツより四半期レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表について

(1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、営業収益、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため連結財務諸表は作成しておりません。なお、資産基準、営業収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
営業収益基準	0.0%
利益基準	0.3%
利益剰余金基準	0.2%

(2) 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、営業収益、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の四半期財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため連結財務諸表は作成しておりません。なお、資産基準、営業収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
営業収益基準	0.0%
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	0.2%

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、適正な人員の確保、会計専門誌の購読に加え、専門的情報を有する団体等が主催する研修に参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。



## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	175,142	311,887
預託金	8,680	21,789
顧客分別金信託	8,565	21,674
その他の預託金	115	115
トレーディング商品	2 872,430	2 1,365,237
商品有価証券等	1 790,042	1 950,053
デリバティブ取引	82,387	415,184
営業投資有価証券	407	407
約定見返勘定	11,098	14,540
信用取引資産	2,790	23,513
信用取引借証券担保金	4 2,790	4 23,513
有価証券担保貸付金	4,610,086	4,709,544
借入有価証券担保金	4 4,037,486	4 4,021,356
現先取引貸付金	4 572,600	4 688,188
立替金	3,841	101
顧客への立替金	3,819	100
その他の立替金	21	0
短期差入保証金	73,056	307,782
信用取引差入保証金	837	7,054
先物取引差入証拠金	3,494	6,743
その他の差入保証金	68,725	293,984
有価証券等引渡未了勘定	725	805
支払差金勘定	-	2,018
前払金	181	0
前払費用	375	381
未収入金	1,435	1,133
未収収益	5 13,809	5 21,719
繰延税金資産	3,099	2,614
その他の流動資産	364	27
流動資産計	5,777,525	6,783,505
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	102	106
器具備品	102	106
投資その他の資産	4,780	5,202
投資有価証券	413	413
出資金	0	0
長期差入保証金	502	690
繰延税金資産	3,848	4,088
その他	15	9
固定資産計	4,883	5,308
資産合計	5,782,408	6,788,814

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
トレーディング商品	934,848	1,605,557
商品有価証券等	1,841,033	1,120,564
デリバティブ取引	93,815	399,893
信用取引負債	13,151	12,945
信用取引貸証券受入金	3,13,151	3,12,945
有価証券担保借入金	4,394,033	4,283,875
有価証券貸借取引受入金	3,1,839,336	3,1,883,708
現先取引借入金	3,52,554,697	3,52,400,166
預り金	2,433	2,557
顧客からの預り金	62,366	62,387
その他の預り金	67	169
受入保証金	41,071	241,558
信用取引受入保証金	2,769	2,404
先物取引受入証拠金	-	1,506
その他の受入保証金	38,301	237,647
有価証券等受入未了勘定	1,350	1,733
受取差金勘定	70	-
短期借入金	51,185	50,518
関係会社短期借入金	56,639	56,576
一年内返済予定の長期借入金	1,500	54,494
一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,715,000	5,715,000
未払金	488	139
未払費用	515,052	526,626
未払法人税等	6,246	6,821
その他の流動負債	-	361
流動負債計	5,483,071	6,308,766
<b>固定負債</b>		
社債	500	-
長期借入金	104,431	98,326
関係会社長期借入金	5,730,000	5,7223,302
出向者費用引当金	1,025	270
その他の固定負債	1,528	1,672
固定負債計	137,486	323,572
<b>特別法上の準備金</b>		
金融商品取引責任準備金	88,245	810,454
その他特別法上の準備金	10	10
特別法上の準備金計	8,256	10,464
負債合計	5,628,814	6,642,803
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	62,149	62,149
資本剰余金	96,849	96,849
資本準備金	16,849	16,849
その他資本剰余金	80,000	80,000
利益剰余金	30,599	23,015
その他利益剰余金	30,599	23,015
繰越利益剰余金	30,599	23,015
自己株式	36,004	36,004
株主資本合計	153,594	146,010
純資産合計	153,594	146,010
負債・純資産合計	5,782,408	6,788,814

## 【四半期貸借対照表】

（単位：百万円）

当第3四半期会計期間  
（平成27年12月31日）

資産の部	
流動資産	
現金・預金	387,367
預託金	6,210
顧客分別金信託	6,095
その他の預託金	115
トレーディング商品	1,225,795
商品有価証券等	934,200
デリバティブ取引	291,594
営業投資有価証券	405
約定見返勘定	16,891
信用取引資産	26,606
信用取引借証券担保金	26,606
有価証券担保貸付金	4,403,409
借入有価証券担保金	3,939,347
現先取引貸付金	464,061
立替金	2,151
顧客への立替金	2,151
その他の立替金	0
短期差入保証金	123,198
信用取引差入保証金	7,982
先物取引差入証拠金	1,806
その他の差入保証金	113,408
有価証券等引渡未了勘定	98
支払差金勘定	31
前払金	1,062
前払費用	359
未収入金	1,205
未収収益	15,601
繰延税金資産	2,111
その他の流動資産	39
流動資産計	6,212,546
固定資産	
有形固定資産	106
器具備品	106
投資その他の資産	5,393
投資有価証券	413
出資金	0
長期差入保証金	629
繰延税金資産	4,340
その他	9
固定資産計	5,500
資産合計	6,218,046

（単位：百万円）

当第3四半期会計期間  
（平成27年12月31日）

<b>負債の部</b>	
流動負債	
トレーディング商品	1,240,329
商品有価証券等	1,067,364
デリバティブ取引	172,964
信用取引負債	23,632
信用取引貸証券受入金	23,632
有価証券担保借入金	4,037,315
有価証券貸借取引受入金	1,803,309
現先取引借入金	2,234,006
預り金	7,215
顧客からの預り金	5,845
その他の預り金	1,370
受入保証金	160,755
信用取引受入保証金	2,574
先物取引受入証拠金	2,046
その他の受入保証金	156,134
有価証券等受入未了勘定	128
短期借入金	22,300
関係会社短期借入金	1,572
一年内返済予定の長期借入金	33,998
一年内返済予定の関係会社長期借入金	90,000
未払金	65
未払費用	20,717
未払法人税等	2,724
その他の流動負債	117
流動負債計	5,640,873
固定負債	
長期借入金	144,891
関係会社長期借入金	274,302
出向者費用引当金	312
その他の固定負債	1,366
固定負債計	420,872
特別法上の準備金	
金融商品取引責任準備金	10,454
その他特別法上の準備金	10
特別法上の準備金計	10,464
負債合計	6,072,211
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	62,149
資本剰余金	96,849
資本準備金	16,849
その他資本剰余金	80,000
利益剰余金	22,840
その他利益剰余金	22,840
繰越利益剰余金	22,840
自己株式	36,004
株主資本合計	145,835
純資産合計	145,835
負債・純資産合計	6,218,046

## 【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>営業収益</b>		
受入手数料	94,321	86,644
委託手数料	5,785	2,065
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘 等の手数料	5,829	2,705
その他の受入手数料	1,482,706	1,481,874
トレーディング損益	14,731	16,796
株券等トレーディング損益	996	5,104
債券等トレーディング損益	13,188	11,902
その他のトレーディング損益	546	209
金融収益	17,215	110,630
営業投資有価証券関連損益	923	71
営業収益計	127,191	114,143
<b>金融費用</b>	116,826	115,810
純営業収益	110,365	98,333
<b>販売費・一般管理費</b>		
取引関係費	17,672	7,770
人件費	3,525,539	3,531,287
不動産関係費	16,755	15,018
事務費	354	394
減価償却費	1,129	-
租税公課	906	958
グループ会社間における配賦費用	18,017	119,366
その他	1,023	934
販売費・一般管理費計	61,399	65,730
営業利益	48,965	32,602
営業外収益	580	2,740
償却債権取立益	-	2,526
為替差益	529	209
その他	50	4
営業外費用	2	12
経常利益	49,543	35,330
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	22,610	22,208
その他	3	1
税引前当期純利益	46,929	33,121
法人税、住民税及び事業税	7,403	12,458
法人税等調整額	8,926	245
当期純利益	30,599	20,416

## 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
営業収益	
受入手数料	64,628
委託手数料	1,360
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘 等の手数料	4,371
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	64
その他の受入手数料	58,832
トレーディング損益	15,277
株券等トレーディング損益	10,590
債券等トレーディング損益	4,667
その他のトレーディング損益	19
金融収益	7,414
営業投資有価証券関連損益	595
営業収益計	87,915
金融費用	19,987
純営業収益	67,928
販売費・一般管理費	
取引関係費	6,279
人件費	16,360
不動産関係費	3,295
事務費	341
租税公課	1,149
グループ会社間における配賦費用	17,079
その他	760
販売費・一般管理費計	45,267
営業利益	22,660
営業外収益	28
為替差益	26
その他	2
営業外費用	1
経常利益	22,687
税引前四半期純利益	22,687
法人税、住民税及び事業税	7,513
法人税等調整額	251
四半期純利益	14,922

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金 1	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余 金	資本剰余金合計	その他利益剰余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	62,149	16,849	80,000	96,849	47,860	47,860
当期変動額						
剰余金の配当					4 47,860	4 47,860
当期純利益					30,599	30,599
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	17,260	17,260
当期末残高	62,149	16,849	80,000	96,849	30,599	30,599

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式 2	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 合計	
当期首残高	36,004	170,854	4	4	170,859
当期変動額					
剰余金の配当		4 47,860			4 47,860
当期純利益		30,599			30,599
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）			4	4	4
当期変動額合計	-	17,260	4	4	17,265
当期末残高	36,004	153,594	-	-	153,594

当事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金 1	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	62,149	16,849	80,000	96,849	30,599	30,599
当期変動額						
剰余金の配当					4 28,000	4 28,000
当期純利益					20,416	20,416
当期変動額合計	-	-	-	-	7,583	7,583
当期末残高	62,149	16,849	80,000	96,849	23,015	23,015

	株主資本		純資産合計
	自己株式 2	株主資本合計	
当期首残高	36,004	153,594	153,594
当期変動額			
剰余金の配当		4 28,000	4 28,000
当期純利益		20,416	20,416
当期変動額合計	-	7,583	7,583
当期末残高	36,004	146,010	146,010



## 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	46,929	33,121
減価償却費	1,129	-
金融商品取引責任準備金の増減額（ は減少）	2,610	2,208
受取利息及び受取配当金	9,024	3,409
支払利息	3,696	4,366
為替差損益（ は益）	131	120
顧客分別金信託の増減額（ は増加）	4,357	13,109
トレーディング商品の増減額	329,012	177,901
営業投資有価証券の増減額（ は増加）	2	0
約定見返勘定の増減額	81,035	3,442
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	18,393	20,929
有価証券担保貸付金及び有価証券担保借入金の増減額	440,974	209,616
立替金及び預り金の増減額	7,061	3,863
短期差入保証金の増減額（ は増加）	4,566	234,726
受入保証金の増減額（ は減少）	3,215	200,487
支払差金勘定及び受取差金勘定の増減額	11,131	2,089
有価証券等引渡未了勘定及び有価証券等受入未了勘定の増減額	638	303
未収収益の増減額（ は増加）	6,133	5,986
未払費用の増減額（ は減少）	3,616	7,581
その他	331	302
小計	51,157	63,658
利息及び配当金の受取額	14,412	5,343
利息の支払額	4,218	4,230
法人税等の支払額	5,201	11,545
営業活動によるキャッシュ・フロー	56,149	74,090
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	42	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	42	4
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	43,825	1,049
親会社長期借入金の純増減額（ は減少）	-	133,302
長期借入れによる収入	38,000	2 123,353
長期借入金の返済による支出	30,040	2 16,464
社債の償還による支出	-	500
配当金の支払額	47,860	28,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,925	210,642
現金及び現金同等物に係る換算差額	766	198
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	60,799	136,745
現金及び現金同等物の期首残高	114,342	175,142
現金及び現金同等物の期末残高	1 175,142	1 311,887

## 【注記事項】

## （重要な会計方針）

## 1. トレーディングの目的及び範囲

当社が行うトレーディングは、自己の計算において、(イ)時価の変動又は市場間の格差等を利用して利益を得ること、及び(ロ)(イ)の目的で行う取引等により生じた損益を減少させることを目的としております。

当社が行うトレーディングの範囲は、トレーディング目的で行う有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引、外国通貨に係る取引、金融商品取引法第35条第2項及び第3項により届け出た業務に係る取引及び同条第4項の規定により承認を受けた業務に関わる取引、及びそれらに類似する取引であります。

## 2. 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

## トレーディング商品

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

## その他有価証券

## イ) 時価のあるもの

移動平均法による時価法を採用しております。

取得価額との評価差額は全部純資産直入法を採用しております。

## ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## 3. 特別法上の準備金及び引当金の計上基準

## 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるために、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定める額を積み立てております。

## 商品先物取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるために、商品先物取引法第221条の規定に基づき商品先物取引法施行規則第111条に定める額を計上しております。

## 出向者費用引当金

出向者費用の負担に備えるため、当期末における負担見込額を計上しております。

## 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。当期末には貸倒引当金の残高はありません。

## 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金および要求払預金、取得日から3ヶ月以内に満期日が到来する定期預金からなっております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税および地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は発生事業年度の期間費用として処理しております。

デリバティブ取引の相殺表示

法的に有効なマスターネットリング契約を有する同一相手先に対するデリバティブ取引については、相殺して表示しております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)																																								
<p>1. 商品有価証券等の内訳</p> <p>資産の部 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式・ワラント</td> <td>76,433</td> </tr> <tr> <td>債券</td> <td>708,562</td> </tr> <tr> <td>受益証券</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,476</td> </tr> </tbody> </table> <p>負債の部 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式・ワラント</td> <td>58,228</td> </tr> <tr> <td>債券</td> <td>780,766</td> </tr> <tr> <td>受益証券</td> <td>2,037</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	株式・ワラント	76,433	債券	708,562	受益証券	1,570	その他	3,476		貸借対照表計上額	株式・ワラント	58,228	債券	780,766	受益証券	2,037	その他	-	<p>1. 商品有価証券等の内訳</p> <p>資産の部 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式・ワラント</td> <td>353,884</td> </tr> <tr> <td>債券</td> <td>586,614</td> </tr> <tr> <td>受益証券</td> <td>9,382</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>171</td> </tr> </tbody> </table> <p>負債の部 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式・ワラント</td> <td>456,881</td> </tr> <tr> <td>債券</td> <td>748,740</td> </tr> <tr> <td>受益証券</td> <td>41,849</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	株式・ワラント	353,884	債券	586,614	受益証券	9,382	その他	171		貸借対照表計上額	株式・ワラント	456,881	債券	748,740	受益証券	41,849	その他	-
	貸借対照表計上額																																								
株式・ワラント	76,433																																								
債券	708,562																																								
受益証券	1,570																																								
その他	3,476																																								
	貸借対照表計上額																																								
株式・ワラント	58,228																																								
債券	780,766																																								
受益証券	2,037																																								
その他	-																																								
	貸借対照表計上額																																								
株式・ワラント	353,884																																								
債券	586,614																																								
受益証券	9,382																																								
その他	171																																								
	貸借対照表計上額																																								
株式・ワラント	456,881																																								
債券	748,740																																								
受益証券	41,849																																								
その他	-																																								
<p>2. 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>担保に供している資産 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>トレーディング商品</td> <td>51,309</td> </tr> <tr> <td>営業投資有価証券</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、現先取引により受け入れた有価証券599百万円、消費貸借取引により受け入れた有価証券1,938百万円を短期借入金の担保として、現先取引により受け入れた有価証券74,336百万円を長期借入金の担保として差し入れております。</p> <p>担保に係る債務 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>51,185</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table>	トレーディング商品	51,309	営業投資有価証券	-	投資有価証券	-	短期借入金	51,185	長期借入金	60,000	<p>2. 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>担保に供している資産 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>トレーディング商品</td> <td>43,930</td> </tr> <tr> <td>営業投資有価証券</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、現先取引により受け入れた有価証券1,269百万円、消費貸借取引により受け入れた有価証券11,193百万円を短期借入金の担保として、現先取引により受け入れた有価証券99,657百万円、消費貸借取引により受け入れた有価証券625百万円を一年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の担保として差し入れております。</p> <p>担保に係る債務 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>46,200</td> </tr> <tr> <td>一年内返済予定の長期借入金</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>69,828</td> </tr> </tbody> </table>	トレーディング商品	43,930	営業投資有価証券	-	投資有価証券	-	短期借入金	46,200	一年内返済予定の長期借入金	30,000	長期借入金	69,828																		
トレーディング商品	51,309																																								
営業投資有価証券	-																																								
投資有価証券	-																																								
短期借入金	51,185																																								
長期借入金	60,000																																								
トレーディング商品	43,930																																								
営業投資有価証券	-																																								
投資有価証券	-																																								
短期借入金	46,200																																								
一年内返済予定の長期借入金	30,000																																								
長期借入金	69,828																																								

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)																								
<p>3. 差し入れた有価証券等の時価額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>13,331</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により貸し付けた有価証券</td> <td>1,926,084</td> </tr> <tr> <td>現先取引で売却した有価証券</td> <td>2,574,342</td> </tr> <tr> <td>差入証拠金代用有価証券(顧客の直接預託にかかるものを除く)</td> <td>1,542</td> </tr> <tr> <td>差入保証金代用有価証券</td> <td>9,436</td> </tr> <tr> <td>その他担保として差し入れた有価証券等</td> <td>144,043</td> </tr> </table>	信用取引貸証券	13,331	消費貸借契約により貸し付けた有価証券	1,926,084	現先取引で売却した有価証券	2,574,342	差入証拠金代用有価証券(顧客の直接預託にかかるものを除く)	1,542	差入保証金代用有価証券	9,436	その他担保として差し入れた有価証券等	144,043	<p>3. 差し入れた有価証券等の時価額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>13,779</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により貸し付けた有価証券</td> <td>1,900,753</td> </tr> <tr> <td>現先取引で売却した有価証券</td> <td>2,426,182</td> </tr> <tr> <td>差入証拠金代用有価証券(顧客の直接預託にかかるものを除く)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>差入保証金代用有価証券</td> <td>15,556</td> </tr> <tr> <td>その他担保として差し入れた有価証券等</td> <td>184,412</td> </tr> </table>	信用取引貸証券	13,779	消費貸借契約により貸し付けた有価証券	1,900,753	現先取引で売却した有価証券	2,426,182	差入証拠金代用有価証券(顧客の直接預託にかかるものを除く)	3	差入保証金代用有価証券	15,556	その他担保として差し入れた有価証券等	184,412
信用取引貸証券	13,331																								
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	1,926,084																								
現先取引で売却した有価証券	2,574,342																								
差入証拠金代用有価証券(顧客の直接預託にかかるものを除く)	1,542																								
差入保証金代用有価証券	9,436																								
その他担保として差し入れた有価証券等	144,043																								
信用取引貸証券	13,779																								
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	1,900,753																								
現先取引で売却した有価証券	2,426,182																								
差入証拠金代用有価証券(顧客の直接預託にかかるものを除く)	3																								
差入保証金代用有価証券	15,556																								
その他担保として差し入れた有価証券等	184,412																								
<p>4. 受け入れた有価証券等の時価額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>2,910</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により借り入れた有価証券</td> <td>4,046,346</td> </tr> <tr> <td>現先取引で買い付けた有価証券</td> <td>627,371</td> </tr> <tr> <td>受入証拠金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)</td> <td>27,602</td> </tr> <tr> <td>受入保証金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)</td> <td>5,368</td> </tr> <tr> <td>その他担保として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたもの</td> <td>31,943</td> </tr> </table>	信用取引借証券	2,910	消費貸借契約により借り入れた有価証券	4,046,346	現先取引で買い付けた有価証券	627,371	受入証拠金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	27,602	受入保証金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	5,368	その他担保として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたもの	31,943	<p>4. 受け入れた有価証券等の時価額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>23,806</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により借り入れた有価証券</td> <td>4,021,785</td> </tr> <tr> <td>現先取引で買い付けた有価証券</td> <td>694,009</td> </tr> <tr> <td>受入証拠金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)</td> <td>32,981</td> </tr> <tr> <td>受入保証金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)</td> <td>8,612</td> </tr> <tr> <td>その他担保として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたもの</td> <td>66,761</td> </tr> </table>	信用取引借証券	23,806	消費貸借契約により借り入れた有価証券	4,021,785	現先取引で買い付けた有価証券	694,009	受入証拠金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	32,981	受入保証金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	8,612	その他担保として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたもの	66,761
信用取引借証券	2,910																								
消費貸借契約により借り入れた有価証券	4,046,346																								
現先取引で買い付けた有価証券	627,371																								
受入証拠金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	27,602																								
受入保証金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	5,368																								
その他担保として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたもの	31,943																								
信用取引借証券	23,806																								
消費貸借契約により借り入れた有価証券	4,021,785																								
現先取引で買い付けた有価証券	694,009																								
受入証拠金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	32,981																								
受入保証金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	8,612																								
その他担保として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたもの	66,761																								
<p>5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>短期金銭債権</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>短期金銭債務</td> <td>1,225,140</td> </tr> <tr> <td>長期金銭債務</td> <td>30,000</td> </tr> </table> <p>単位未満は切捨表示</p>	短期金銭債権	83	短期金銭債務	1,225,140	長期金銭債務	30,000	<p>5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>短期金銭債権</td> <td>9,800</td> </tr> <tr> <td>短期金銭債務</td> <td>800,198</td> </tr> <tr> <td>長期金銭債務</td> <td>223,302</td> </tr> </table> <p>単位未満は切捨表示</p>	短期金銭債権	9,800	短期金銭債務	800,198	長期金銭債務	223,302												
短期金銭債権	83																								
短期金銭債務	1,225,140																								
長期金銭債務	30,000																								
短期金銭債権	9,800																								
短期金銭債務	800,198																								
長期金銭債務	223,302																								
<p>6. 取締役に対する金銭債務 283百万円</p>	<p>6. 取締役に対する金銭債務 481百万円</p>																								
<p>7. 劣後特約付借入金 一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金に含まれている「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52条)第176条に定める劣後特約付借入金は、以下のとおりです。 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>一年内返済予定の関係会社長期借入金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>関係会社長期借入金</td> <td>30,000</td> </tr> </table>	一年内返済予定の関係会社長期借入金	15,000	関係会社長期借入金	30,000	<p>7. 劣後特約付借入金 一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金に含まれている「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52条)第176条に定める劣後特約付借入金は、以下のとおりです。 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>一年内返済予定の関係会社長期借入金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>関係会社長期借入金</td> <td>90,000</td> </tr> </table>	一年内返済予定の関係会社長期借入金	15,000	関係会社長期借入金	90,000																
一年内返済予定の関係会社長期借入金	15,000																								
関係会社長期借入金	30,000																								
一年内返済予定の関係会社長期借入金	15,000																								
関係会社長期借入金	90,000																								
<p>8. 特別法上の準備金 金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しており、計上を規定した法令の条項は以下のとおりです。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5</p>	<p>8. 特別法上の準備金 金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しており、計上を規定した法令の条項は以下のとおりです。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5</p>																								

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)																						
<p>1. 関係会社との取引</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>営業取引による取引高</td><td></td></tr> <tr><td>その他の受入手数料</td><td style="text-align: right;">180</td></tr> <tr><td>金融費用</td><td style="text-align: right;">1,799</td></tr> <tr><td>取引関係費</td><td style="text-align: right;">622</td></tr> <tr><td>不動産関係費</td><td style="text-align: right;">2,446</td></tr> </table>	営業取引による取引高		その他の受入手数料	180	金融費用	1,799	取引関係費	622	不動産関係費	2,446	<p>1. 関係会社との取引</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>営業取引による取引高</td><td></td></tr> <tr><td>その他の受入手数料</td><td style="text-align: right;">15,068</td></tr> <tr><td>金融収益</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>金融費用</td><td style="text-align: right;">1,934</td></tr> <tr><td>不動産関係費</td><td style="text-align: right;">4,250</td></tr> <tr><td>グループ会社間における配賦費用</td><td style="text-align: right;">161</td></tr> </table>	営業取引による取引高		その他の受入手数料	15,068	金融収益	6	金融費用	1,934	不動産関係費	4,250	グループ会社間における配賦費用	161
営業取引による取引高																							
その他の受入手数料	180																						
金融費用	1,799																						
取引関係費	622																						
不動産関係費	2,446																						
営業取引による取引高																							
その他の受入手数料	15,068																						
金融収益	6																						
金融費用	1,934																						
不動産関係費	4,250																						
グループ会社間における配賦費用	161																						
<p>2. 特別損失の主な内容</p> <p>金融商品取引責任準備金繰入れ 2,610百万円</p> <p>金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引責任準備金の積み立てが計上されております。</p>	<p>2. 特別損失の主な内容</p> <p>金融商品取引責任準備金繰入れ 2,208百万円</p> <p>金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引責任準備金の積み立てが計上されております。</p>																						
<p>3. 人件費の主な内容</p> <p>人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金23,947百万円が含まれております。</p> <p>そのうち23,150百万円はモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求に基づく出向者人件費負担額であり、その内訳は以下の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>従業員給料・報酬相当額</td><td style="text-align: right;">20,370</td></tr> <tr><td>福利厚生費相当額</td><td style="text-align: right;">1,764</td></tr> <tr><td>退職金・退職給付費用相当額</td><td style="text-align: right;">1,015</td></tr> </table>	従業員給料・報酬相当額	20,370	福利厚生費相当額	1,764	退職金・退職給付費用相当額	1,015	<p>3. 人件費の主な内容</p> <p>人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金30,275百万円が含まれております。</p> <p>そのうち30,179百万円はモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求に基づく出向者人件費負担額であり、その内訳は以下の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>従業員給料・報酬相当額</td><td style="text-align: right;">27,548</td></tr> <tr><td>福利厚生費相当額</td><td style="text-align: right;">1,703</td></tr> <tr><td>退職金・退職給付費用相当額</td><td style="text-align: right;">927</td></tr> </table>	従業員給料・報酬相当額	27,548	福利厚生費相当額	1,703	退職金・退職給付費用相当額	927										
従業員給料・報酬相当額	20,370																						
福利厚生費相当額	1,764																						
退職金・退職給付費用相当額	1,015																						
従業員給料・報酬相当額	27,548																						
福利厚生費相当額	1,703																						
退職金・退職給付費用相当額	927																						
<p>4. その他の受入手数料の主な内容</p> <p>その他の受入手数料には主な項目として、グループ会社間における移転価格手数料79,436百万円が含まれております。</p>	<p>4. その他の受入手数料の主な内容</p> <p>その他の受入手数料には主な項目として、グループ会社間における移転価格手数料75,473百万円が含まれております。</p>																						
<p>5. 出向者費用引当金繰入額</p> <p>人件費に含まれている出向者費用引当金繰入額は、338百万円であります。</p>	<p>5. 出向者費用引当金繰入額</p> <p>人件費に含まれている出向者費用引当金繰入額は、143百万円であります。</p>																						

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）				当事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）			
1. 発行済株式の種類及び総数				1. 発行済株式の種類及び総数			
	種類株式W	種類株式X	種類株式Y		種類株式W	種類株式X	種類株式Y
当事業年度期首	99,900株	49株	51株	当事業年度期首	99,900株	49株	51株
増加	-	-	-	増加	-	-	-
減少	-	-	-	減少	-	-	-
当事業年度末	99,900株	49株	51株	当事業年度末	99,900株	49株	51株
2. 自己株式の数				2. 自己株式の数			
	種類株式W				種類株式W		
当事業年度期首	11,430株			当事業年度期首	11,430株		
増加	-			増加	-		
減少	-			減少	-		
当事業年度末	11,430株			当事業年度末	11,430株		
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。			
4. 配当に関する事項				4. 配当に関する事項			
(1) 配当金支払額				(1) 配当金支払額			
決議	平成25年 6月27日 定時株主総会			決議	平成26年 6月27日 定時株主総会		
株式の種類	種類株式W	種類株式X		株式の種類	種類株式W	種類株式X	
配当金の総額 （百万円）	47,833	26		配当金の総額 （百万円）	27,984	15	
1株当たり配当額 （円）	540,675			1株当たり配当額 （円）	316,317		
基準日	平成25年 3月31日			基準日	平成26年 3月31日		
効力発生日	平成25年 6月28日			効力発生日	平成26年 6月30日		
(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの				(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの			
決議	平成26年 6月27日 定時株主総会			決議	平成27年 6月29日 定時株主総会		
株式の種類	種類株式W	種類株式X		株式の種類	種類株式W	種類株式X	
配当金の総額 （百万円）	27,984	15		配当金の総額 （百万円）	10,202	5	
配当の原資	利益剰余金			配当の原資	利益剰余金		
1株当たり配当額 （円）	316,317			1株当たり配当額 （円）	115,325		
基準日	平成26年 3月31日			基準日	平成27年 3月31日		
効力発生日	平成26年 6月30日			効力発生日	平成27年 6月30日		

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載する科目の金額との関係	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載する科目の金額との関係
現金・預金 175,142百万円	現金・預金 311,887百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金 - 百万円	預金期間が3ヶ月を超える定期預金 - 百万円
現金及び現金同等物 175,142百万円	現金及び現金同等物 311,887百万円
単位未満は切捨表示	単位未満は切捨表示
	2. 長期借入れによる収入および長期借入金の返済による支出には、親会社長期借入金のうち劣後特約付きのものに係る収入75,000百万円及びその支出15,000百万円をそれぞれ含めております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品に対する取組方針

当社は有価証券の売買及び媒介、有価証券の引受け及び売出し、自己資金による投資を中心に金融サービス事業を行っておりますが、これらの事業を行なうため、主に親会社からの資金調達を行っております。

また当社の保有するトレーディング商品や現先取引につきましてはリスク管理目的から既存のポジションとは反対のポジションをグループ会社に対して保有して、リスクをグループ会社に移転することもあります。

## 金融商品の内容及びそのリスク

## 有価証券

有価証券のうちトレーディング商品は主に株式、債券、受益証券です。

これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は主に非上場株式や匿名組合出資であり、純投資目的及び事業推進目的で保有されております。これらは価格変動リスク、発行体の信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

## デリバティブ

当社が保有するデリバティブはトレーディング商品として保有されており、金利リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。取引所取引ではないデリバティブについては、取引先の信用リスクにも晒されております。

## 借入金

当社の借入金の主たる借入先は親会社及び金融機関からですが、変動金利による借入であり金利の変動リスクに晒されております。これに加え、グループ会社への資産の譲渡が真正売却と認められないために借入金として計上しているものもあります。

## 金融商品に係る主たるリスク管理体制

リスク管理方法、限度額及び適用方法等について、グローバル・ベースで下記に述べる算定方法で計算し、限度枠の設定をしております。

## マーケットリスク

イ) 各部門のリスク管理責任者(以下、「管理責任者」という。)は、部門内のリスク限度枠の範囲内で、グローバル・ベースでのビジネスに鑑み、部門内のグループ毎にリスク限度枠を設定し、監視する。当社レベルでのリスク限度枠について変更する場合には、グローバル・レベルで承認を得る必要がある。

ロ) 証券管理部は、各トレーダーの記録及びポジションを照合する。また、ファイナンス部は、独自に入手した外部の情報端末(ロイター・テレレート等)の価格等をもとに、管理システムに記録された価格の整合性を確認する。約定日ベースかつ時価評価により損益の計算を日々行い、トレーダー及び各デスク管理者、管理責任者へと報告する。

ハ) ファイナンス部は、自己資本規制上のリスクを日々計算し、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティー又は必要な場合代表取締役へ報告する。

ニ) マーケットリスク管理部は、市場リスクに係わる情報の収集、評価を行い、また業務に関する市場リスクの管理の評価・監視を行う。さらに、前述の事項に関して、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティー又は必要な場合代表取締役に報告を行い、又は改善策に関する助言を行う。



当社はリスク管理手法の一つにValue-at-Risk (V a R) を採用しておりますが、V a Rには以下のような特徴があります。

- ・過去のマーケットリスクの要因から将来のマーケットコンディションを正確に予想することは出来ない
- ・V a Rは保有期間を1日として計算されるためにリスクポジションが1日でヘッジ/解消できない場合を反映していない
- ・V a Rは平常ではない特殊な状態や95%の信頼水準を超えるような状態においてはリスクを正確に測定することは出来ない
- ・トレーディングポジションのマーケットリスクについて、それが僅少な場合にはV a Rには含まれておらず、また一部は推定に基づくためにより精緻にV a Rの計算をした場合には大きく相違する結果が導かれることがある

なお、決算日における当社のトレーディング業務全体のV a Rは、以下の通りです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
V a R	651	606

#### クレジットリスク

イ) クレジットリスク管理部は、営業部門からの要請を受け、当社と取引を行う顧客が当社との取引を行う前に、当該顧客に対する信用力を審査、内部格付けを付与し、当該顧客の与信限度枠の設定を行うものとする。

ロ) 管理責任者は、顧客との間で信用リスクが生じる取引等に関する契約を締結しようとする場合は、事前にクレジットリスク管理部の審査を受けなければならない。

ハ) クレジットリスク管理部は、単一顧客に対する限度枠の使用状況、ポートフォリオの集中度を含めた信用リスクの管理を行うとともに、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティーへの報告を行う。

ニ) ファイナンス部は、自己資本規制上のリスクを日々計算し、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティーへ報告する。

当社は担保、サイズ、期間といった主要なリスク要因を通じてクレジットリスクを軽減する他、多種の金融商品によってクレジットリスクをヘッジしております。

#### オペレーショナルリスク

当社においては、グローバル・レベルでのリスク管理に係る原則、ポリシー、手続き等に基づきチーフ・リスク・オフィサーが統括するリスク管理本部において、オペレーショナル・リスク管理が営業部門から独立して運営されている。

#### 金融商品の時価等についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合当該価額が異なる事もあります。

また、下記「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について主なものは次のとおりです。

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	175,142	175,142	-
(2) トレーディング商品(商品有価証券等)	790,042	790,042	-
(3) 約定見返勘定	11,098	11,098	-
(4) 有価証券担保貸付金	4,610,086	4,610,086	-
(5) 短期差入保証金	73,056	73,056	-
資産計	5,659,426	5,659,426	-
(6) トレーディング商品(商品有価証券等)	841,033	841,033	-
(7) 有価証券担保借入金	4,394,033	4,394,033	-
(8) 受入保証金	41,071	41,071	-
(9) 短期借入金	51,185	51,201	15
(10) 関係会社短期借入金	6,639	6,639	-
(11) 一年内返済予定の長期借入金	1,500	1,505	5
(12) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	15,000	15,021	21
(13) 長期借入金	104,431	104,927	496
(14) 関係会社長期借入金	30,000	30,242	242
負債計	5,484,893	5,485,674	781
(15) デリバティブ取引	11,427	11,427	-
デリバティブ取引計	11,427	11,427	-

(1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(2) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(3) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(6) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(9) 短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 一年内返済予定の長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(12) 一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(13) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(14) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(15) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR その他	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出した価格
通貨スワップ	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準に、通貨間のクロスレートを加味した各通貨のディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出し、スポットの為替レートで邦貨換算した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップレート、ボラティリティ、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払いキャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて現在価値を算出した価格
クレジット・スプレッド・オプション	社内モデルにより導出されたサバイバル確率及びクレジットスプレッドのボラティリティを基にブラックショールズモデルをベースとしたオプションモデルにより算出した価格
バスケット・クレジット・デフォルト・スワップ、CDO	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレート、社内モデルにより導出されたサバイバル確率及び対象資産間のベース・コリレーションを基に、リカバリーレートの相関に関する仮定に修正を加えたガウシアン・コピュラ・モデルにより算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティ・金利・格付等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	311,887	311,887	-
(2) トレーディング商品（商品有価証券等）	950,053	950,053	-
(3) 約定見返勘定	14,540	14,540	-
(4) 有価証券担保貸付金	4,709,544	4,709,544	-
(5) 短期差入保証金	307,782	307,782	-
資産計	6,293,809	6,293,809	-
(6) トレーディング商品（商品有価証券等）	1,205,664	1,205,664	-
(7) 有価証券担保借入金	4,283,875	4,283,875	-
(8) 受入保証金	241,558	241,558	-
(9) 短期借入金	50,518	50,520	2
(10) 関係会社短期借入金	6,576	6,576	-
(11) 一年内返済予定の長期借入金	54,494	54,607	112
(12) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	15,000	15,099	99
(13) 長期借入金	98,326	98,315	11
(14) 関係会社長期借入金	223,302	222,273	1,029
負債計	6,179,316	6,178,490	826
(15) デリバティブ取引	14,933	14,933	-
デリバティブ取引計	14,933	14,933	-

(1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(2) トレーディング商品（商品有価証券等）の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(3) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(6) トレーディング商品（商品有価証券等）の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(9) 短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 一年内返済予定の長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) 一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(15) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引（上場）	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR その他	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート（OIS）を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出した価格
通貨スワップ	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート（OIS）を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準に、通貨間のクロスレートを加味した各通貨のディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出し、スポットの為替レートで邦貨換算した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップレート、ボラティリティ、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払いキャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート（OIS）を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて現在価値を算出した価格
クレジット・スプレッド・オプション	社内モデルにより導出されたサバイバル確率及びクレジットスプレッドのボラティリティを基にブラックショールズモデルをベースとしたオプションモデルにより算出した価格
バスケット・クレジット・デフォルト・スワップ、CDO	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレート、社内モデルにより導出されたサバイバル確率及び対象資産間のベース・コリレーションを基に、リカバリーレートの相関に関する仮定に修正を加えたガウシアン・コピュラ・モデルにより算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティ・金利・格付等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

時価を把握することが極めて困難と認められるために時価を注記していない金融商品

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
営業投資有価証券		
匿名組合出資	405	405
非上場株式	1	1
投資有価証券		
非上場株式	413	413
合計	820	820

(注) 非上場株式は市場価額が存在しないために、取得原価(ただし減損処理されたものを含む)をもって貸借対照表計上額としております。匿名組合出資については組合の純資産に対する持分相当額を計上しております。

金銭債権の償還予定額及び金銭債務の返済予定額  
前事業年度(平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超10年以内
金銭債権				
現金・預金	175,142	-	-	-
約定見返勘定	11,098	-	-	-
有価証券担保貸付金	4,550,086	60,000	-	-
短期差入保証金	73,056	-	-	-
金銭債権合計	4,809,382	60,000	-	-
金銭債務				
有価証券担保借入金	4,339,033	55,000	-	-
受入保証金	41,071	-	-	-
短期借入金	51,185	-	-	-
関係会社短期借入金	6,639	-	-	-
一年内返済予定の長期借入金	1,500	-	-	-
一年内返済予定の関係会社長期借入金	15,000	-	-	-
長期借入金	-	54,486	49,945	-
関係会社長期借入金	-	15,000	15,000	-
金銭債務合計	4,454,429	124,486	64,945	-

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超10年以内
金銭債権				
現金・預金	311,887	-	-	-
約定見返勘定	14,540	-	-	-
有価証券担保貸付金	4,679,544	30,000	-	-
短期差入保証金	307,782	-	-	-
金銭債権合計	5,313,756	30,000	-	-
金銭債務				
有価証券担保借入金	4,283,875	-	-	-
受入保証金	241,558	-	-	-
短期借入金	50,518	-	-	-
関係会社短期借入金	6,576	-	-	-
一年内返済予定の長期借入金	54,494	-	-	-
一年内返済予定の関係会社長期借入金	15,000	-	-	-
長期借入金	-	45,972	43,853	8,500
関係会社長期借入金	-	223,302	-	-
金銭債務合計	4,652,023	269,274	43,853	8,500

(有価証券関係)

## 1. トレーディング商品

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	時価	
	資産	負債
株式・ワラント	76,433	456,881
債券	708,562	748,740
受益証券	1,570	41
その他	3,476	-
当事業年度の損益に含まれた評価差額		2,620

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	時価	
	資産	負債
株式・ワラント	353,884	58,228
債券	586,614	780,766
受益証券	9,382	2,037
その他	171	-
当事業年度の損益に含まれた評価差額		51,852

## 2. 営業投資有価証券及び投資有価証券

その他有価証券で時価のあるもの

営業投資有価証券及び投資有価証券で時価のあるものはありません。

事業年度中に売却した営業投資有価証券及び投資有価証券

前事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額又は分配額	売却益又は分配益
営業投資有価証券		
新株予約権	575	572
匿名組合出資	350	350
合計	926	923

当事業年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額又は分配額	売却益又は分配益
営業投資有価証券		
新株予約権	54	54
匿名組合出資	17	17
合計	72	72

減損処理を行った有価証券

前事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)及び当事業年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)において、有価証券の減損処理は行っていません。

なお、時価のある有価証券の減損にあたって、事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合、著しい下落かつ回復の見込みがないと判断して、減損処理を行っております。また、時価の下落率が取得原価の50%未満の場合でも、時価の推移及び発行会社の財政状態を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っております。

保有目的の変更

事業年度中において、保有目的を変更した有価証券はありません。



(デリバティブ取引関係)

トレーディング商品(デリバティブ取引)について取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに時価の算定方法は次のとおりです。

イ) 通貨関連

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	44,521	40	40
	為替先渡			
	資産	1,011,183	24,778	24,778
	負債	1,879,623	24,777	24,777
	為替オプション			
	資産	121,080	5,390	3,340
	負債	121,080	5,390	3,340
合計		3,177,488	40	40

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	4,630,684	1,269	1,269
	為替先渡			
	資産	3,527,469	126,858	126,858
	負債	3,546,379	127,216	127,216
	為替オプション			
	資産	548,468	14,735	3,822
	負債	548,468	14,735	3,822
合計		12,801,469	1,627	1,627

## ロ) 金利関連

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	債券先物			
	資産	12,384	81	81
	債券オプション			
	負債	14,500	16	15
	金利先物			
	資産	10,370	6	6
市場取引以外の取引	負債	113,919	11	11
	金利スワップ	32,566,389	11,969	11,969
合計		32,717,564	11,909	11,877

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	債券先物			
	資産	24,773	48	48
	金利先物			
	資産	24,760	1	1
	負債	293,305	41	41
市場取引以外の取引	金利スワップ	193,242,339	23,317	23,317
	店頭債券オプション			
	資産	116,985	100	690
	負債	107,151	654	17
合計		193,809,315	22,675	22,556

## 八) その他

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物			
	資産	17,562	394	394
	負債	48,773	759	759
	株価指数オプション			
	資産	17,315	74	101
市場取引以外の取引	エクイティースワップ	98,842	935	935
	クレジットデフォルトスワップ	441,417	2	2
	クロスカレンシースワップ	651,411	2	2
	先渡取引	8,958	66	66
	株式オプション			
	資産	6,867	1,372	746
	負債	5,227	1,509	1,012
合計		1,296,376	441	137

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物			
	資産	16,765	305	305
	負債	178,523	1,147	1,147
	株価指数オプション			
	資産	2,409	22	24
市場取引以外の取引	負債	2,409	51	3
	エクイティースワップ	873,693	6,205	6,205
	クレジットデフォルトスワップ	378,405	8	8
	先渡取引			
	資産	29,057	993	993
	負債	9,539	262	262
	株式オプション			
資産	1,223	223	222	
負債	423	0	1	
合計		1,492,449	6,114	6,114

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
繰延税金資産		
金融商品取引責任準備金	2,938	3,372
営業投資有価証券に係る一時差異	1,570	532
未払費用	1,521	2,513
その他の固定負債	906	706
未払事業税	529	541
その他	112	145
繰延税金資産小計	7,579	7,811
評価性引当金	-	-
繰延税金資産合計	7,579	7,811
繰延税金負債		
受取配当に係る一時差異	382	1,033
トレーディング商品に係る一時差異	158	62
その他	89	13
繰延税金負債合計	630	1,108
繰延税金資産の純額	6,948	6,702

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因になった主な項目

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
法定実効税率	38.01%	35.64%
（調整）		
評価性引当金	4.31%	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95%	1.33%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.91%
所得拡大促進税制による控除	-	0.97%
その他	0.14%	0.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.80%	38.36%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.26%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が632百万円減少しております。また、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

## (セグメント情報等)

当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

## (関連情報)

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

## 1. サービスごとの情報

当社は、法人・機関投資家向け証券業務という単一のサービスを行っているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 純営業収益

(単位: 百万円)

日本	米国	英国	その他	合計
3,092	94,872	17,965	619	110,365

## (2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しているものです。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	純営業収益
Morgan Stanley Capital Services LLC	61,917
Morgan Stanley Bank, N.A.	42,931
Morgan Stanley & Co. International plc	17,965
Morgan Stanley & Co. LLC	11,132

当事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

## 1. サービスごとの情報

当社は、法人・機関投資家向け証券業務という単一のサービスを行っているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 純営業収益

(単位: 百万円)

日本	米国	英国	その他	合計
187,065	130,838	41,296	810	98,333

## (2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しているものです。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	純営業収益
Morgan Stanley Capital Services LLC	137,859
Morgan Stanley & Co. International plc	41,296
Morgan Stanley Bank, N.A.	14,666
Morgan Stanley	13,316

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等  
前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	モルガン・スタンレー	米国 ニューヨーク州	3,240 (百万米ドル)	持株会社	被所有 間接 51%	事業資金の貸付 現先取引 移転価格 取引	資金の借入	6,639 (注2)	短期借入金	6,639
								-	一年内返済 予定の関係 会社長期借 入金	15,000
								-	関係会社長 期借入金	30,000
							現先取引	1,200,018 (注3)	現先取引借 入金	1,200,018
親会社	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	1 (百万円)	持株会社	被所有 直接 51%	設備の貸借等の取引 役員の兼任等	配当の支払	19,144 (注4)	-	-
その他の関係会社	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区	755 (億円)	持株会社	被所有 間接 49%	役員の兼任等	配当の支払	28,716 (注4)	-	-

（注） 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

（注1） 当該借入には劣後特約が付されております。

（注2） 短期反復的な取引であるために期末残高を付しております。

（注3） 短期反復的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

（注4） MMパートナーシップを通じた取引ですが、実質的な取引当事者を記載しております。

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	モルガン・スタンレー	米国 ニュー ヨーク州	7,540 (百万米ドル)	持株会社	被所有 間接 51%	事業資金 の貸付 現先取引 移転価格 取引	資金の借入	6,576 (注2)	短期借入金	6,576
								60,000	一年内返済 予定の長期 借入金	15,000 (注1)
									長期借入金	90,000 (注1)
								133,302	長期借入金	133,302
							現先取引	775,415 (注3)	現先取引借 入金	775,415
							その他の受 入手数料 (移転価格 手数料)	15,068	未収収益	9,800
グループ会 社間におけ る配賦費用	35									
親会社	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	1 (百万円)	持株会社	被所有 直接 51%	設備の貸借等の取引 役員の兼任等	配当の支払 (注4)	11,200 (注4)	-	-
その他の関係会社	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区	755 (億円)	持株会社	被所有 間接 49%	役員の兼任等	配当の支払 (注4)	16,800 (注4)	-	-

(注) 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

(注1) 当該借入には劣後特約が付されております。

(注2) 短期反復的な取引であるために期末残高を付しております。

(注3) 短期反復的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

(注4) MMパートナーシップを通じた取引ですが、実質的な取引当事者を記載しております。

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社  
該当事項はありません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国デラウェア州	6,451 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	有価証券貸借取引 現先取引 証券取引等	有価証券の貸付	152,629 (注1)	有価証券貸借取引受入金	152,629
							有価証券の借入	89,112 (注1)	借入有価証券担保金	89,112
							現先取引	254,498 (注2)	現先取引借入金	254,498
								897 (注2)	現先取引貸付金	897
							現物有価証券の売買	5,697,933	-	-
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	英国ロンドン	11,463 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	現先取引 有価証券貸借取引 デリバティブ取引 証券取引 移転価格取引等	現先取引	1,080,180 (注2)	現先取引借入金	1,080,180
								571,703 (注2)	現先取引貸付金	571,703
							有価証券の貸付	164,063 (注1)	有価証券貸借取引受入金	164,063
							有価証券の借入	404,498 (注1)	借入有価証券担保金	404,498
							その他の受入手数料（移転価格手数料）	31,522	未収収益	765
							先物取引	9,110 (注3)	先物取引受入証拠金	9,110
							現物有価証券の売買	15,095,337	-	-
親会社の子会社	エムエス・エクイティ・ファイナンス・サービス・ルクセンブルグ S.a.r.l.	ルクセンブルグ	49 (千米ドル)	有価証券及び金銭の貸付	なし	有価証券貸借取引等	有価証券の貸付	33,315 (注1)	有価証券貸借取引受入金	33,315
							有価証券の借入	59,218 (注1)	借入有価証券担保金	59,218
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・キャピタル・サービス・エルエルシー	米国デラウェア州	1,266 (百万米ドル)	デリバティブの取引	なし	デリバティブ取引 移転価格取引等	その他の受入手数料（移転価格手数料）	43,746	未収収益	4,539
							スワップ取引	11,730 (注4)	デリバティブ取引（負債）	11,730
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10 (百万円)	サービス業	なし	従業員の 出向 サポート サービスの 提供	グループ会社間の配賦費用	12,565	未払費用	6,350
							出向者負担金	23,150		



種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の子会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405 (億円)	金融商品取引業	なし	デリバティブ取引 証券取引 有価証券貸借取引 役員の兼職等	スワップ取引	7,305 (注4)	デリバティブ取引(負債)	7,305
							現物有価証券の売買	104,924	-	-
							有価証券の貸付	173,110 (注1)	有価証券貸借取引受入金	173,110
							有価証券の借入	70,356 (注1)	借入有価証券担保金	70,356
その他の関係会社の子会社	三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	東京都千代田区	80 (億円)	金融商品取引業	なし	証券取引等	現物有価証券の売買	71,674	-	-

(注) 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

(注1) 短期反復的な取引であるために貸借されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

なお無担保の貸借取引は除外しております。

(注2) 短期反復的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

(注3) 短期反復的な取引であるために受入証拠金の期末時点の金額を記載しております。

(注4) 短期反復的な取引であるためにデリバティブの期末時点の時価を記載しております。

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国デラウェア州	4,306 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	有価証券貸借取引 現先取引 証券取引等	有価証券の貸付	188,708 (注1)	有価証券貸借取引受入金	188,708
							有価証券の借入	70,014 (注1)	借入有価証券担保金	70,014
							現先取引	680,731 (注2)	現先取引借入金	680,731
							現物有価証券の購入	1,863,242	-	-
							現物有価証券の売却	2,348,694	-	-
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（注5）	英国ロンドン	11,464 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	現先取引 有価証券貸借取引 証券取引 移転価格取引等	現先取引	864,028 (注2)	現先取引借入金	864,028
							現先取引	668,696 (注2)	現先取引貸付金	668,696
							有価証券の貸付	123,174 (注1)	有価証券貸借取引受入金	123,174
							有価証券の借入	752,406 (注1)	借入有価証券担保金	752,406
							その他の受入手数料（移転価格手数料）	25,551	未収収益	2,240
							現物有価証券の購入	5,566,552	-	-
							現物有価証券の売却	9,425,185	-	-
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・キャピタル・サービス・エルエルシー（注6）	米国デラウェア州	1,363 (百万米ドル)	デリバティブの取引	なし	現先取引 デリバティブ取引 移転価格取引等	その他の受入手数料（移転価格手数料）	29,980	未払費用	6,534
							現先取引	79,990 (注2)	現先取引借入金	79,990
							保証金の差入	201,983 (注4)	その他の差入保証金	201,983
							スワップ取引	207,519 (注3)	デリバティブ取引（負債）	207,519
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10 (百万円)	サービス業	なし	従業員の 出向 サポート サービスの提供	グループ会社間の配賦費用	18,155	未払費用	7,396
							出向者負担金	30,179		

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社の子会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405 (億円)	金融商品取引業	なし	証券取引 有価証券 貸借取引 役員の兼職等	現物有価証券の購入	97,788	-	-
							現物有価証券の売却	242,568		
							有価証券の貸付	196,550 (注1)	有価証券貸借取引受入金	196,550
その他の関係会社の子会社	三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	東京都千代田区	80 (億円)	金融商品取引業	なし	証券取引等	現物有価証券の購入	32,960	-	-
							現物有価証券の売却	59,611		

(注) 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

(注1) 短期反復的な取引であるために貸借されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

なお無担保の貸借取引は除外しております。

(注2) 短期反復的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

(注3) 短期反復的な取引であるためにデリバティブの期末時点の時価を記載しております。

(注4) 短期反復的な取引であるために差入保証金の期末時点の金額を記載しております。

(注5) 上記のほか、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーからデリバティブ取引の移管が行なわれております。当事業年度中の移管取引の時価相当額は、475,826百万円です。

(注6) 上記のほか、モルガン・スタンレー・キャピタル・サービス・エルエルシーからデリバティブ取引の移管が行なわれております。当事業年度中の移管取引の時価相当額は、320,826百万円です。

## 2. 親会社に関する情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングズ・インコーポレーテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングズ・ワン・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングズ・リミテッド	該当なし
MSDW-JLホールディングズ・ツー・リミテッド	該当なし
MSJLホールディングズ4682リミテッド	該当なし
MSJLホールディングズ・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額		
種類株式W	1,734,154円70銭	1,648,535円49銭
種類株式X	1,734,154円70銭	1,648,535円49銭
種類株式Y	1,734,154円70銭	1,648,535円49銭
1株当たり当期純利益		
種類株式W	345,679円22銭	230,648円45銭
種類株式X	345,679円22銭	230,648円45銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 算定上の基礎は次のとおりであります。

## (1) 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	153,594	146,010
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	153,594	146,010
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	88,570	88,570
種類株式W	88,470	88,470
種類株式X	49	49
種類株式Y	51	51

## (2) 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	30,599	20,416
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	30,599	20,416
普通株式の期中平均株式数(株)	88,519	88,519
種類株式W	88,470	88,470
種類株式X	49	49

## (重要な後発事象)

当社は、平成27年12月7日開催の取締役会において、ユーロ・ミディアム・ターム・ノート(EMTN)プログラムを活用した社債の発行に関する包括決議を行いました。

- 1) 募集社債の総額の上限の合計額 2,000百万米ドル又は他の通貨による相当額。ただし、この範囲内で複数回の発行を行うことができる。
- 2) 募集社債の利率に関する事項の要綱 実質的な資金調達コストベースで、米ドルLibor + 5.00%相当を上回らない水準とする。ただし、米ドル以外の通貨建ての場合は通貨スワップ等による米ドル換算後のコストとする。
- 3) 募集社債の払込金額に関する事項の要綱 募集社債の払込金額は、円建社債については各募集社債の金額の70%以上とする。ただし、外貨建社債については当該通貨に係る外国為替相場および金利水準、株式関連の仕組債については原資産のボラティリティーなどを勘案した割引率を用いて算出される水準とするが、いずれの場合も各募集社債の金額の20%を下回らないものとする。
- 4) 償還期限 いかなる償還期限にても発行が可能。個別の社債発行の際に補足条件書にて定める。(ただし、適用のあるすべての法令上及び規則上の制限を遵守することを条件とする。)
- 5) 有効期限 本件取締役会決議から1年間
- 6) 受任者 以上の条件の範囲において、社債発行に必要な一切の事項(二以上の募集に関する会社法第676条各号に掲げる事項の決定を含む。)を代表取締役に一任することとする。

## 【注記事項】

## （四半期損益計算書関係）

## 1．人件費の主な内容

人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金15,579百万円が含まれております。

（注） 出向者負担金はグループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額です。

そのうち15,862百万円はモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求に基づく出向者人件費負担額であり、その内訳は以下の通りであります。

従業員給料・報酬相当額	13,454百万円
福利厚生費相当額	1,306百万円
退職金・退職給付費用相当額	1,101百万円

## 2．その他の受入手数料の主な内容

その他の受入手数料には主な項目として、グループ会社間における移転価格手数料54,147百万円が含まれております。

## （株主資本等関係）

## 1．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月29日 定時株主総会	種類株式W	10,202	115,325	平成27年3月31日	平成27年6月30日	利益剰余金
	種類株式X	5	115,325	平成27年3月31日	平成27年6月30日	利益剰余金
平成27年12月7日 取締役会	種類株式W	4,886	55,237	平成27年9月30日	平成27年12月11日	利益剰余金
	種類株式X	2	55,237	平成27年9月30日	平成27年12月11日	利益剰余金

## （四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費の計上はありません。

(金融商品関係)

第3四半期会計期間末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について主なものは次のとおりです。

第3四半期会計期間(平成27年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	387,367	387,367	-
(2) トレーディング商品(商品有価証券等)	934,200	934,200	-
(3) 約定見返勘定	16,891	16,891	-
(4) 有価証券担保貸付金	4,403,409	4,403,409	-
(5) 短期差入保証金	123,198	123,198	-
資産計	5,865,065	5,865,065	-
(6) トレーディング商品(商品有価証券等)	1,067,364	1,067,364	-
(7) 有価証券担保借入金	4,037,315	4,037,315	-
(8) 受入保証金	160,755	160,755	-
(9) 短期借入金	22,300	22,300	-
(10) 関係会社短期借入金	1,572	1,572	-
(11) 一年内返済予定の長期借入金	33,998	34,021	22
(12) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	90,000	90,220	220
(13) 長期借入金	144,891	144,200	690
(14) 関係会社長期借入金	274,302	274,373	70
負債計	5,832,501	5,832,124	377
(15) デリバティブ取引	118,630	118,630	-
デリバティブ取引計	118,630	118,630	-

(1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(2) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(3) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(6) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(9) 短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(10) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(11) 一年内返済予定の長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(12) 一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(13) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(14) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(15) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引（上場）	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR その他	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート（OIS）を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出した価格
通貨スワップ	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート（OIS）を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準に、通貨間のクロスカレンシーベースを加味した各通貨のディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出し、スポットの為替レートで邦貨換算した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップレート、ボラティリティー、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払いキャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート（OIS）を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて現在価値を算出した価格
クレジット・スプレッド・オプション	社内モデルにより導出されたサバイバル確率及びクレジットスプレッドのボラティリティーを基にブラックショールズモデルをベースとしたオプションモデルにより算出した価格
バスケット・クレジット・デフォルト・スワップ、CDO	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレート、社内モデルにより導出されたサバイバル確率及び対象資産間のベース・コリレーションを基に、リカバリーレートの相関に関する仮定に修正を加えたガウシアン・コピュラ・モデルにより算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティー・金利・格付等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

（セグメント情報等）

当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。



## (1株当たり情報)

	種類株式W	種類株式X	種類株式Y
1株当たり純資産額	1,646,551円63銭	1,646,551円63銭	1,646,551円63銭
1株当たり当期純利益	168,577円00銭	168,577円00銭	-

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 算定上の基礎は次のとおりであります。

## (1) 1株当たり純資産額

	当第3四半期 (平成27年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	145,835
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	145,835
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	88,570
種類株式W	88,470
種類株式X	49
種類株式Y	51

## (2) 1株当たり当期純利益金額

	当第3四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
当期純利益(百万円)	30,599
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	30,599
普通株式の期中平均株式数(株)	88,519
種類株式W	88,470
種類株式X	49

## (追加情報)

当社は、平成27年12月7日開催の取締役会において、ユーロ・ミディアム・ターム・ノート(EMTN)プログラムを活用した社債の発行に関する包括決議を行いました。

- 1) 募集社債の総額の上限の合計額 2,000百万米ドル又は他の通貨による相当額。ただし、この範囲内で複数回の発行を行うことができる。
- 2) 募集社債の利率に関する事項の要綱 実質的な資金調達コストベースで、米ドルLibor + 5.00%相当を上回らない水準とする。ただし、米ドル以外の通貨建ての場合は通貨スワップ等による米ドル換算後のコストとする。
- 3) 募集社債の払込金額に関する事項の要綱 募集社債の払込金額は、円建社債については各募集社債の金額の70%以上とする。ただし、外貨建社債については当該通貨に係る外国為替相場および金利水準、株式関連の仕組債については原資産のボラティリティーなどを勘案した割引率を用いて算出される水準とするが、いずれの場合も各募集社債の金額の20%を下回らないものとする。
- 4) 償還期限 いかなる償還期限にても発行が可能。個別の社債発行の際に補足条件書にて定める。(ただし、適用のあるすべての法令上及び規則上の制限を遵守することを条件とする。)
- 5) 有効期限 本件取締役会決議から1年間
- 6) 受任者 以上の条件の範囲において、社債発行に必要な一切の事項(二以上の募集に関する会社法第676条各号に掲げる事項の決定を含む。)を代表取締役に一任することとする。

## 【附属明細表】

## 【有価証券等明細表】

当事業年度期首および当事業年度末における営業投資有価証券および投資有価証券の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における資産及び純資産額の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
器具備品	102	4	-	106	-	-	106
有形固定資産計	102	4	-	106	-	-	106
合計	102	4	-	106	-	-	106

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	57,825	57,094	0.73	-
1年以内に返済予定の長期借入金	16,500	69,494	1.07	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	134,431	321,628	1.18	注2 参照
その他の有利子負債	-	-	-	-
計	208,757	448,218		

(注1) 平均利率は当期末残高に対する加重平均利率であります。

(注2) 長期借入金(一年内返済予定のものを除く)及びその他の有利子負債返済予定総額

(注3) 劣後特約付借入金を含んでおります。

(単位：百万円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超5年以内	5年超
長期借入金	269,274	43,853	-	8,500
その他の有利子負債	-	-	-	-
計	269,274	43,853	-	8,500

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
出向者費用引当金(長期)	1,025	143	898	-	270
金融商品取引責任準備金	8,245	2,208	-	-	10,454
商品先物取引責任準備金	10	-	-	-	10

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

平成27年3月31日現在における主な資産および負債の内容は次のとおりであります。

## 資産の部

## 現金・預金

種類	金額(百万円)
現金	-
預金	311,887
当座預金	309,357
その他	2,530
合計	311,887

## トレーディング商品

## 商品有価証券等(売買目的有価証券)

種類	金額(百万円)
株式・ワラント	353,884
債券	586,614
受益証券	9,382
その他	171
合計	950,053

## デリバティブ取引

種類	金額(百万円)
市場取引	281
オプション	22
先物取引	258
市場取引以外の取引	414,903
オプション取引	15,059
先渡取引	993
為替先渡取引	126,858
スワップ取引	1,178,260
デリバティブ取引相殺額(注)	906,269
合計	415,184

(注) 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、当事業年度末の貸借対照表上相殺して表示しております。

## 有価証券担保貸付金

種類	金額（百万円）
借入有価証券担保金	
株式	1,020,015
内国債券	2,174,344
外国債券	826,995
計	4,021,356
現先取引貸付金	
内国債券	628,213
外国債券	59,974
計	688,188
合計	4,709,544

## 負債の部

## トレーディング商品

## 商品有価証券等（売買目的有価証券）

種類	金額（百万円）
株式・ワラント	456,881
債券	748,740
受益証券	41
その他	0
合計	1,205,664

## デリバティブ取引

種類	金額（百万円）
市場取引	1,240
オプション	51
先物取引	1,189
市場取引以外の取引	398,652
オプション取引	15,390
先渡取引	262
為替先渡取引	127,216
スワップ取引	1,162,052
デリバティブ取引相殺額（注）	906,269
合計	399,893

（注） 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、当事業年度末の貸借対照表上相殺して表示しております。

## 有価証券担保借入金

種類	金額(百万円)
貸付有価証券担保金	
株式	818,491
内国債券	1,065,216
計	1,883,708
現先取引借入金	
内国債券	1,573,170
外国債券	826,995
計	2,400,166
合計	4,283,874

## (3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	当社は株券を発行していません。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	日刊工業新聞
株主に対する特典	なし

（注） 当社の株式の譲渡または譲渡による取得については、取締役会の承認を受けることを要します。



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場企業でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

**第三部【提出会社の保証会社等の情報】****第1【保証会社情報】**

該当事項はありません。

**第2【保証会社以外の会社の情報】**

該当事項はありません。

**第3【指数等の情報】****1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】**

本社債に係る満期償還額、早期償還の有無および利息額が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

日経平均株価の内容は、「第一部 証券情報」の「2. 売出しの条件」記載の社債要項第4.1項の「日経225に関する情報」を参照。

**2【当該指数等の推移】**

日経平均株価の過去の推移（日経平均株価終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の年度別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	最高	10,857.53	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03
	最低	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96

最近6ヶ月の月別最高・最低値	月別	2015年9月	2015年10月	2015年11月	2015年12月	2016年1月	2016年2月
	最高	18,770.51	19,083.10	19,944.41	20,012.40	18,450.98	17,865.23
	最低	16,930.84	17,722.42	18,683.24	18,565.90	16,017.26	14,952.61

出所：ブルームバーグ・エルピー

（注） 上記の情報は、投資家に対して参考のために記載するものであり、かかる価格の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の上記の期間においてかかる価格が上記のように変動したことによって、かかる価格が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

#### 第四部【特別情報】

##### 第1【最近の財務諸表】

当社は、継続開示会社のため、該当事項はありません。

##### 第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 3月 2日

モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月2日

モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年3月2日

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ指定有限責任社員  
業務執行社員      公認会計士      佐藤 嘉雄      印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。